

第2期高根沢町
地域福祉計画・地域福祉活動計画

たかねざわ幸せプラン

— 支えあい みんながつながる 高根沢 —



令和7年3月
高根沢町
高根沢町社会福祉協議会

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
5 SDGsとの関連.....	3
第2章 高根沢町の地域福祉を取り巻く状況	4
1 人口、世帯数等の状況.....	4
2 高齢者の状況.....	6
3 障害者（児）等の状況.....	10
4 児童の状況.....	12
5 生活困窮者の状況.....	14
6 災害時の避難行動要支援者の状況.....	15
7 成年後見制度の状況.....	15
8 自殺者数等の状況.....	16
9 虐待の状況.....	17
10 住民アンケート結果.....	18
第3章 高根沢町社会福祉協議会の活動状況	32
1 地域支えあいセンターまるっとの運営.....	32
2 地域福祉事業.....	35
3 生活支援事業.....	35
4 ボランティア、住民活動の育成・強化活動.....	38
5 高齢者福祉対策事業.....	39
6 障がい者福祉対策事業.....	41
7 福祉教育・子育て支援事業.....	42
8 災害時対策事業.....	43
9 福祉センターの指定管理運営.....	43
10 情報発信.....	44
11 日本赤十字社事業.....	45

12	募金活動等.....	46
13	その他.....	46
第4章	第1期計画の目標値への到達状況.....	48
第5章	計画の基本的考え方.....	49
1	基本理念.....	49
2	基本目標.....	49
3	施策体系.....	50
第6章	施策展開及び実施体制.....	51
	基本目標1 みんなでつながり支え合うまち.....	51
1	一人ひとりの意識の向上.....	52
2	福祉教育の推進.....	54
3	地域福祉の担い手の確保と育成.....	57
4	つながり・つながることの大切さ.....	60
	【高根沢町再犯防止推進計画】.....	63
5	地域活動の促進.....	64
	基本目標2 いくつになっても安心・安全 住んで楽しいまち.....	68
1	相談窓口の充実.....	69
2	情報提供の充実.....	72
3	住みやすい生活環境の整備.....	75
4	災害対策の支え合いづくり.....	79
5	防犯・安全対策の充実.....	83
	基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり.....	86
1	高齢者、障害者、子育て支援の充実.....	87
2	生活困窮者、就労が困難な方等への支援の充実.....	91
3	権利擁護の推進.....	93
	【高根沢町成年後見制度利用促進基本計画】.....	95
4	福祉サービスの充実.....	97
第7章	計画の推進.....	101
1	推進体制.....	101
2	計画の進行管理.....	101

資料	102
1 高根沢町地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	102
2 高根沢町地域福祉活動計画策定方針.....	103
3 計画策定委員会委員名簿.....	104
4 ワーキンググループ会議名簿.....	105
5 策定経過.....	106
6 用語説明.....	107
7 関係法令等.....	111

第1章 計画の策定にあたって

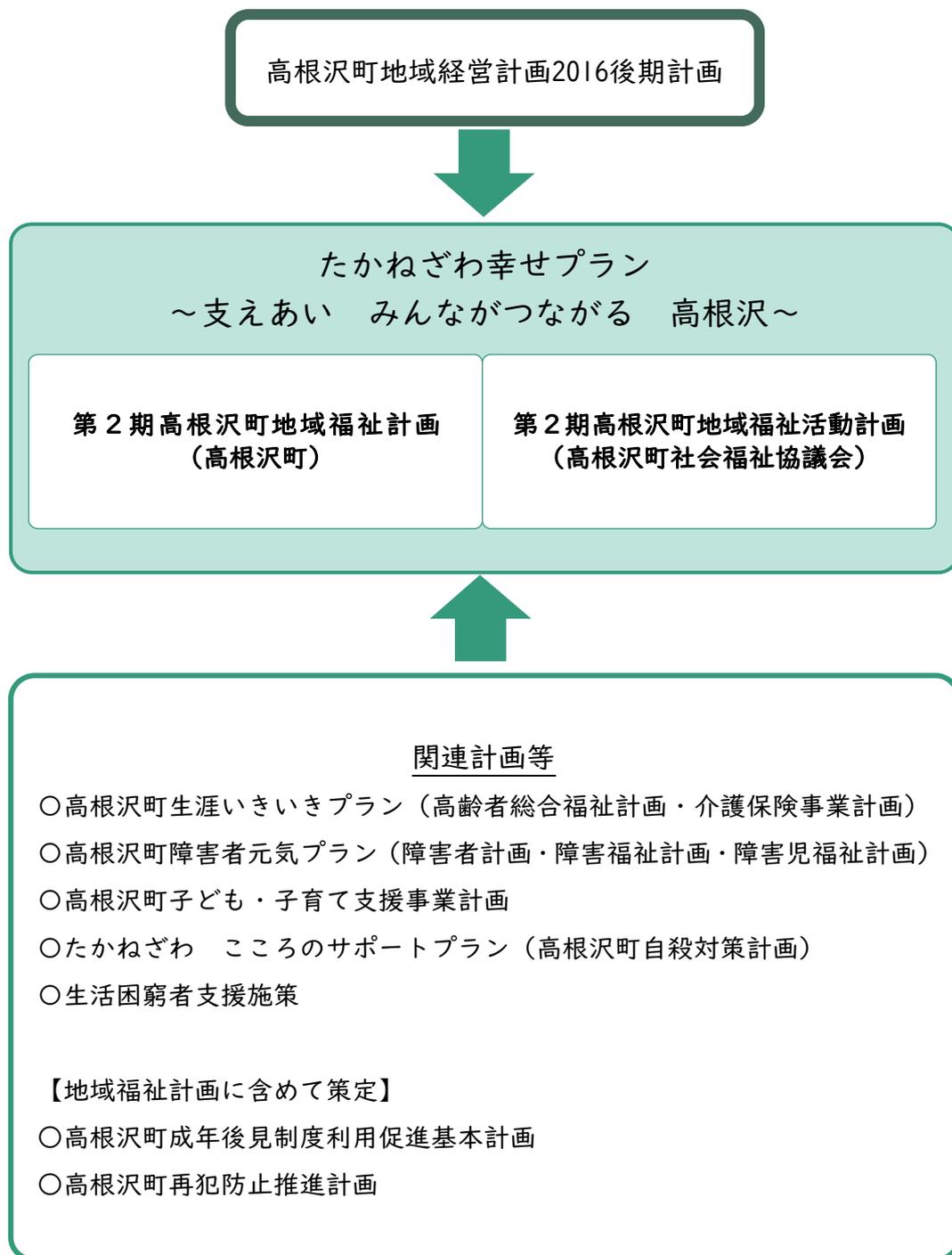
1 計画策定の趣旨

- 高根沢町では、地域共生社会の実現を目指し、令和元年度に基本理念を「支えあいみんながつながる 高根沢」として策定した「高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「第1期計画」という。）」の計画期間が令和6年度で終了します。
- 近年では、8050問題、ダブルケア、ヤングケアラーなどの制度の狭間にある人や複合的な生活課題を抱える世帯への支援が課題となっています。
- 国では、地域共生社会を実現するため、令和2年に社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）を改正し、属性を問わない相談支援、多様な社会参加に向けた支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行い、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズや制度の狭間の問題に対応する包括的な支援体制の構築を支援する重層的支援体制整備事業が創設されるとともに、令和3年には「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（厚生労働省通知）を改正しています。
- 高根沢町では、令和2年度に生活支援体制整備事業により生活支援協議体を設置し、高根沢町社会福祉協議会、福祉活動団体、住民団体等が連携し、協働による福祉活動を進めてきました。令和3年度には、重層的支援体制を整備するため、地域支えあいセンターまるっとを設置し、総合的な相談支援体制の強化を図ってきました。令和5年度には、成年後見制度の適切な利用や権利擁護に係る支援を行う中核機関を設置しています。
- 一方、新型コロナウイルス感染症対策により、高根沢町及び高根沢町社会福祉協議会による事業、地域における住民の福祉活動は中断せざるを得なくなり、住民相互のつながりも弱まっています。
- これらを踏まえ、新たな「第2期高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）」は、第1期計画の進捗状況を整理し、これまでの取組の成果をさらに伸ばすとともに残された課題に対応するため、第1期計画の基本的な考え方や取組内容を引き継ぎ策定するものです。

2 計画の位置づけ

- 高根沢町地域福祉計画は、法第107条に基づく計画です。
- 高根沢町地域福祉活動計画は、法第109条に基づく団体である高根沢町社会福祉協議会の計画です。
- これらを一体的に策定する本計画は、高根沢町地域経営計画2016後期計画の健康・サポート分野（いきいきと暮らす）を推進する部門別計画であり、関連計画との整合を図り策定するものです。

■計画の位置づけ



○本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づき定められる「市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」及び、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づき定められる「地方再犯防止推進計画」としても位置付けて策定しました。

3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5か年計画であり、令和11年度に見直しを行います。
- 社会情勢の変化等により、必要に応じて内容の見直しを行います。

4 計画の策定体制

(1) 高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

- 町議会議員、福祉関係者、公募住民、行政関係者等により、計画策定に関する審議を行いました。

(2) 住民ワーキンググループ

- 住民・福祉関係者等により、計画（案）についての検討を行いました。

(3) 住民意向の把握

- 住民の福祉意識を把握するため、令和5年度に18歳以上の2,000人を対象にアンケートを実施しました。
- 計画（案）について、広く住民からの意見を把握するため、パブリックコメントを実施しました。

5 SDGsとの関連

- 「高根沢町地域経営計画2016後期計画」では、SDGs（サステナブル開発目標）の理念に基づき「持続可能なまちづくり」を進めています。
- 本計画においても、高根沢町地域経営計画2016後期計画の「政策分野2 健康・サポート分野」の「ターゲット2 いきいきと暮らす」で位置付けているSDGsの目標達成との整合を図りながら施策を展開します。

高根沢町地域経営計画2016後期計画（2021～2025）におけるSDGsの位置づけ

2. 健康・サポート分野 ～いきいきと暮らす～	
2-1. 「高齢者がいきいきと暮らせる社会」をつくる	
2-2. 「自立と支えあいの共生社会」をつくる	
2-3. 「健康寿命が長いまち」をつくる	

第2章 高根沢町の地域福祉を取り巻く状況

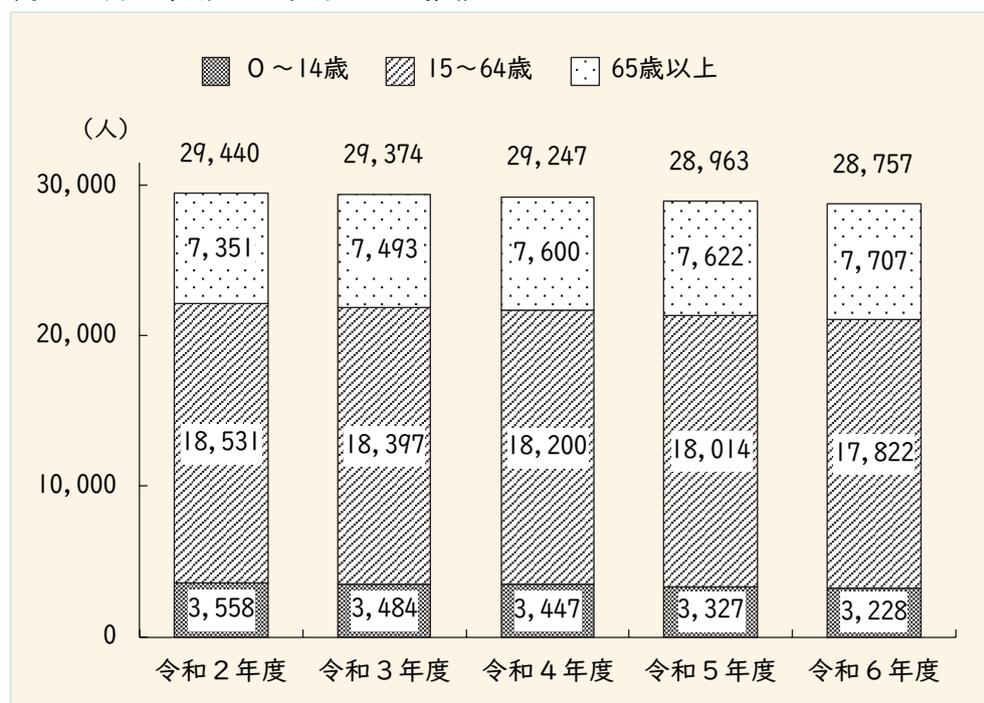
1 人口、世帯数等の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口の推移

○総人口は、令和2年度以降においてやや減少傾向にあり、令和6年4月1日現在、28,757人となっています。

○年齢3区分別人口では、令和2年度以降において0歳から14歳人口、15歳から64歳人口は減少傾向ですが、65歳以上人口は増加傾向にあります。

総人口及び年齢3区分別人口の推移



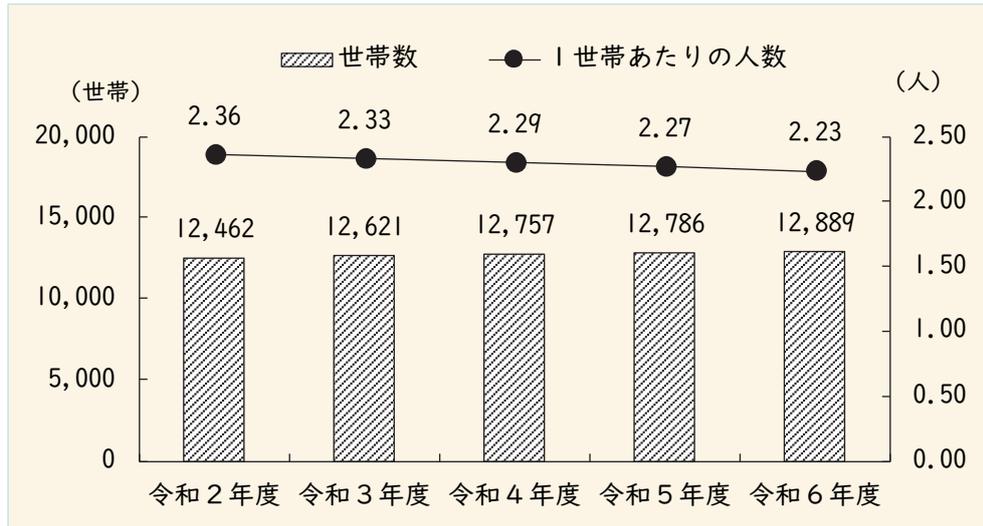
注) 各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

(2) 世帯数、1世帯あたりの人数の推移

- 世帯数は、令和2年度以降においてやや増加傾向にあり、令和6年4月1日現在、12,889世帯となっています。
- 1世帯あたりの人数は、令和2年度以降においてやや減少傾向にあり、令和6年4月1日現在、2.23人となっています。

世帯数、1世帯あたりの人数の推移



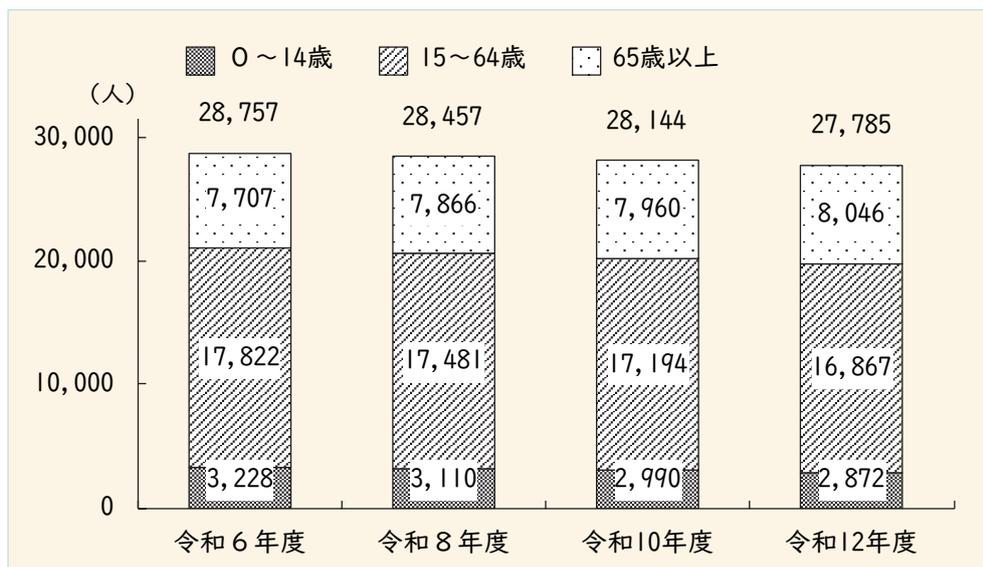
注) 各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

(3) 総人口及び年齢3区分別人口の推計

- 高根沢町将来人口の推計（令和6年度版）では、令和6年度以降、総人口はやや減少する傾向となり、令和12年度では27,785人になると見込まれます。
- 年齢3区分別人口では、令和6年度以降において0歳から14歳人口、15歳から64歳人口は減少する傾向となり、65歳以上人口は増加する傾向にあります。

総人口及び年齢3区分別人口の推計



注) 各年4月1日現在

資料：高根沢町将来人口の推計（令和6年度版）

2 高齢者の状況

(1) 高齢者人口、高齢化率の推移

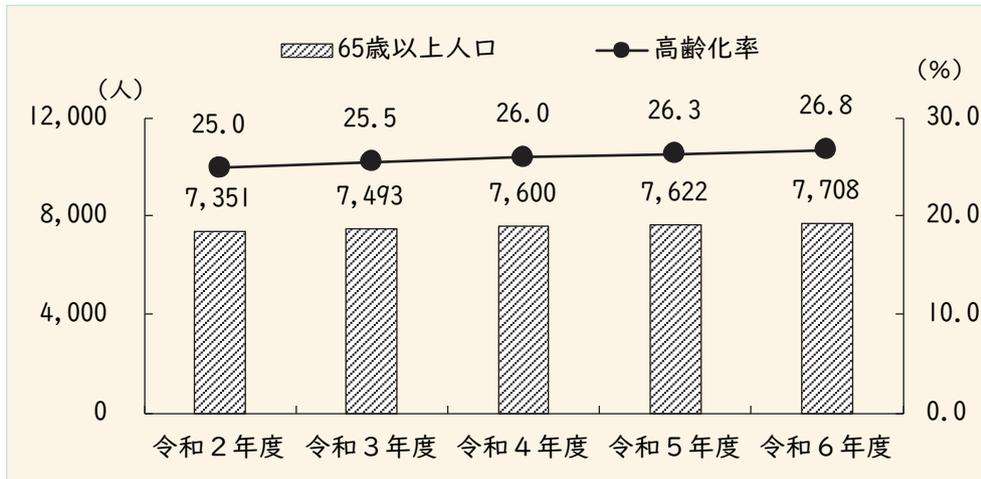
○65歳以上の高齢者人口は、令和2年度以降増加しており、令和6年度では7,708人となっています。

○高齢化率は、令和2年度以降上昇傾向にあり、令和6年度では26.8%となっています。

○75歳以上の後期高齢者人口も、令和2年度以降増加傾向にあり、令和6年度では3,886人となっています。

○75歳以上率は、令和2年度以降上昇傾向にあり、令和6年度では13.5%となっています。

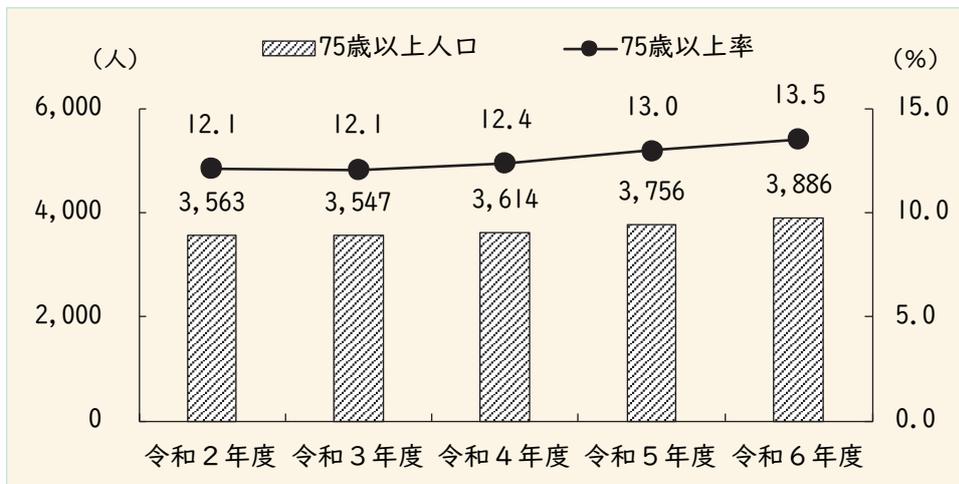
高齢者人口・高齢化率の推移



注) 各年4月1日現在

資料：住民基本台帳

75歳以上人口・75歳以上率の推移



注) 各年4月1日現在

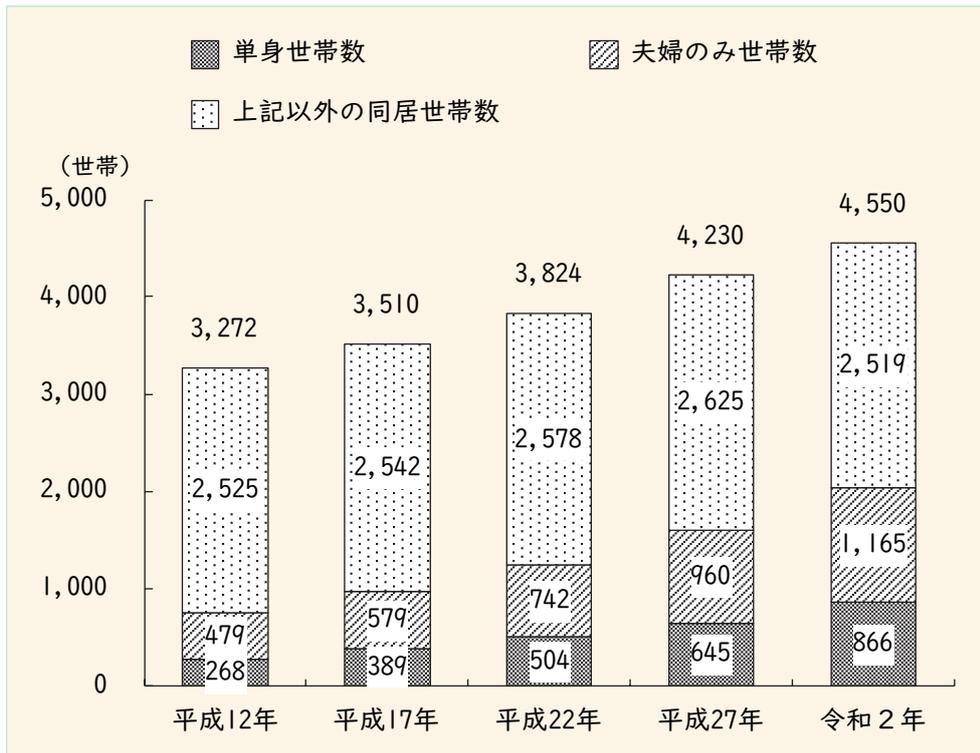
資料：住民基本台帳

(2) 高齢者単身・夫婦のみ世帯等の推移

○65歳以上の高齢者のいる世帯数は、平成12年以降増加し、令和2年では4,550世帯です。

○高齢者の単身世帯数、夫婦のみ世帯数は、平成12年以降ともに増加しており、平成22年から令和2年の10年間で単身世帯数は362世帯、夫婦のみ世帯数は423世帯増加しています。

高齢者単身・夫婦のみ世帯数等の推移

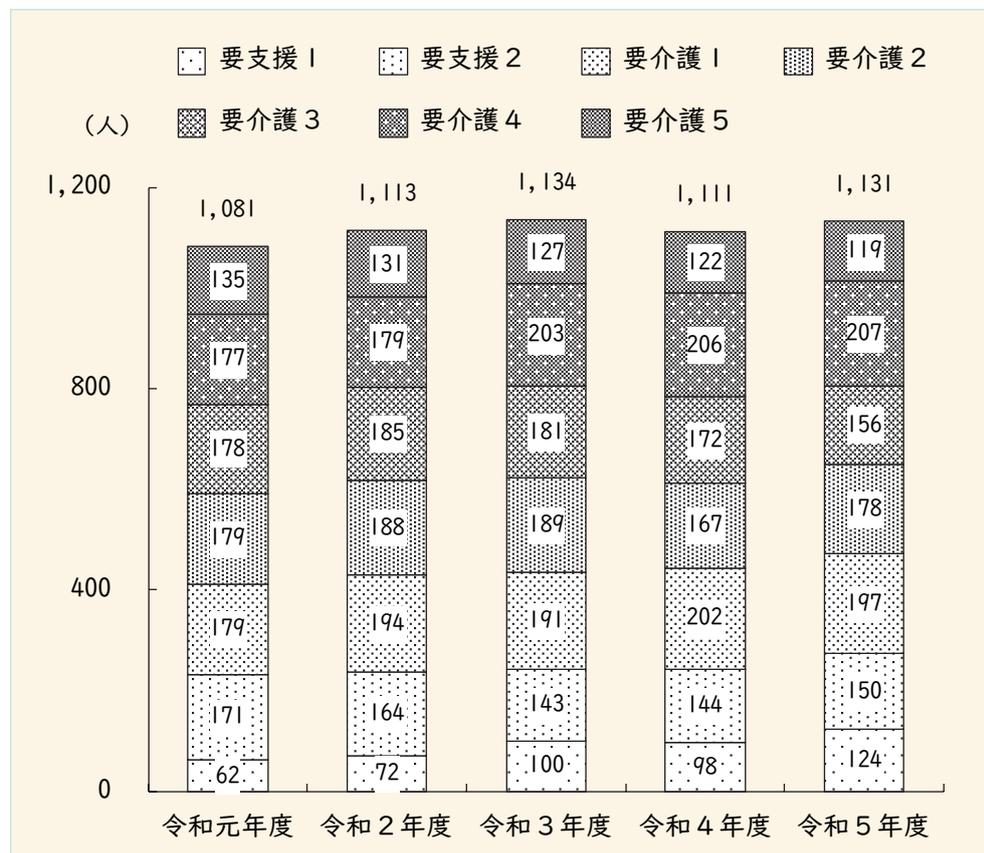


注) 夫婦のみ世帯は、夫または妻のいずれかが65歳以上の世帯 資料：国勢調査

(3) 要支援・要介護認定者数の推移

- 要支援・要介護認定者数は、令和2年度以降は1,100人台で推移しています。
- 要介護3以上の重度の方は、令和5年度では全体の約4割を占めています。

要支援・要介護認定者数の推移



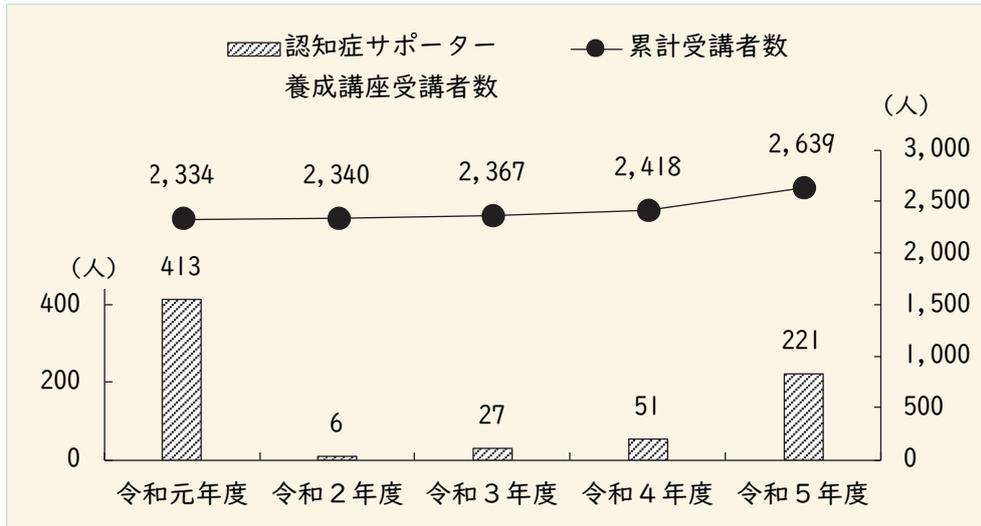
注) 各年度末現在

資料：地域包括ケア「見える化」システム

(4) 認知症サポーター数の推移

○認知症サポーター養成講座の受講者数は、令和元年度は413人でしたが、令和2年度から令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により大きく減少したものの、令和5年度は221人となり、累計で2,639人となっています。

認知症サポーター養成講座受講者数の推移



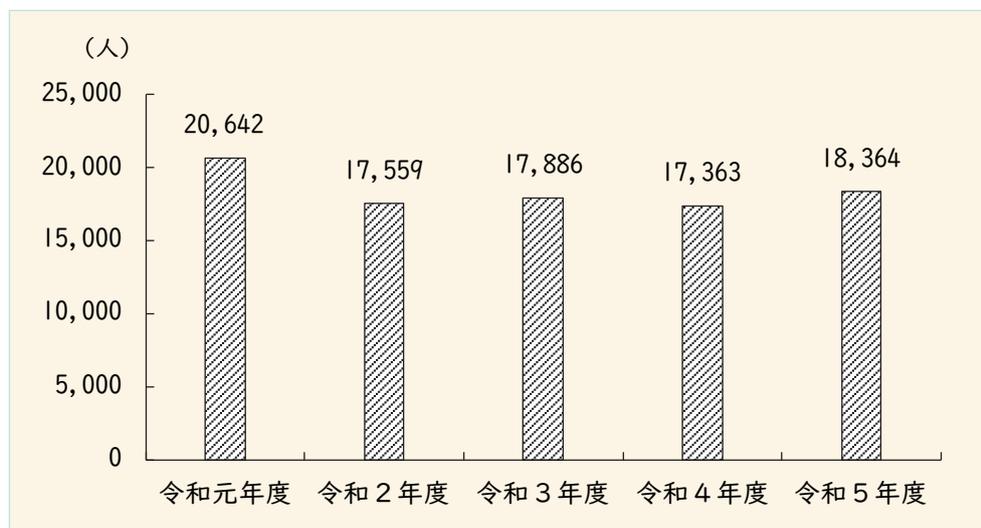
注) 各年度末現在

資料：町健康福祉課

(5) デマンドバス「たんたん号」80歳以上無料利用者数の推移

○デマンドバス「たんたん号」の利用者のうち、80歳以上の無料利用者数は、令和元年度は2万人を上回りましたが、令和2年度以降は1万7,000人台から1万8,000人台で推移しています。

デマンドバス「たんたん号」80歳以上無料利用者数の推移



注) 各年度末現在

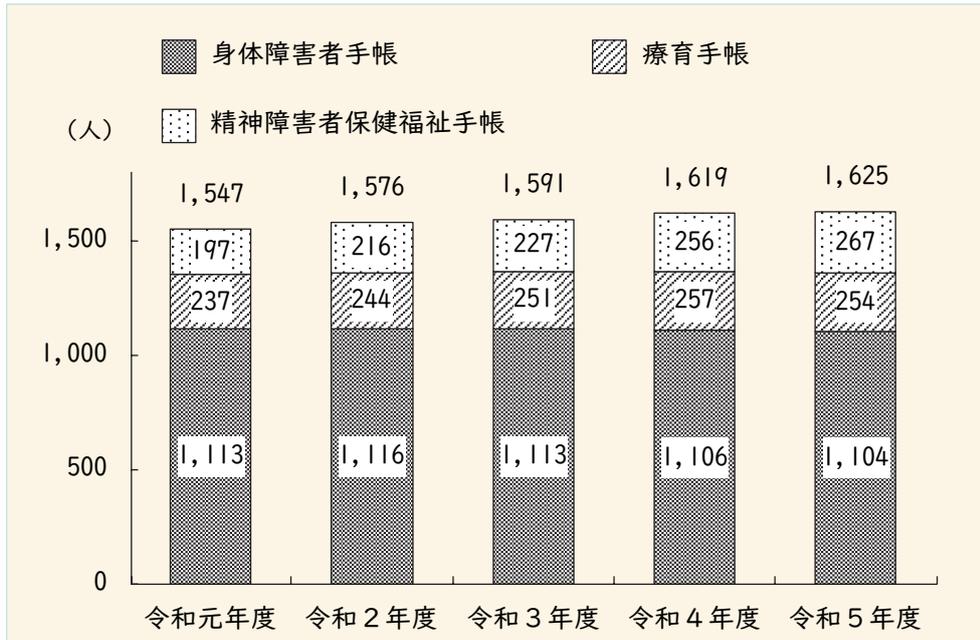
資料：町地域安全課

3 障害者（児）等の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

- 身体障害者手帳の所持者数は、令和元年度以降は1,100人台で推移しています。
- 療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度以降ともに増加傾向にあり、令和5年度では療育手帳所持者数が254人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は267人となっています。

障害者手帳所持者数の推移



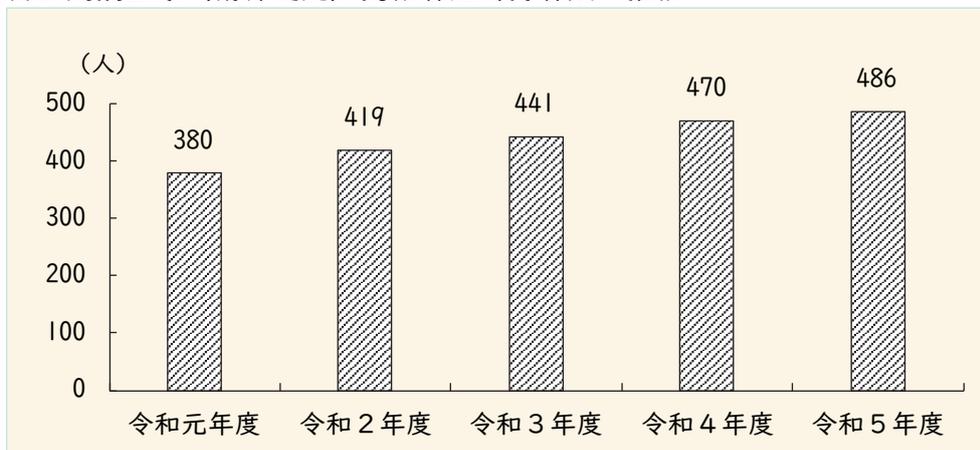
注) 各年度末現在

資料：町健康福祉課

(2) 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移

- 自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度では486人となっています。

自立支援医療（精神通院）受給者証所持者数の推移



注) 各年度末現在

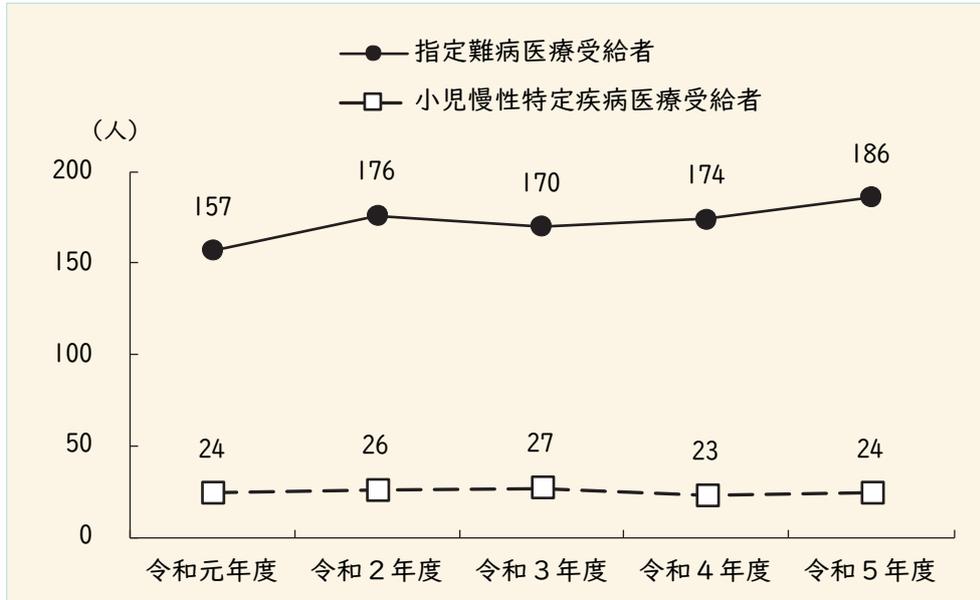
資料：栃木県矢板健康福祉センター

(3) 難病患者等の状況

○指定難病医療受給者数は、令和元年度以降増加傾向にあり、令和5年度では186人となっています。

○小児慢性特定疾病医療受給者数は、令和元年度以降、20人台で推移しています。

難病患者等の推移



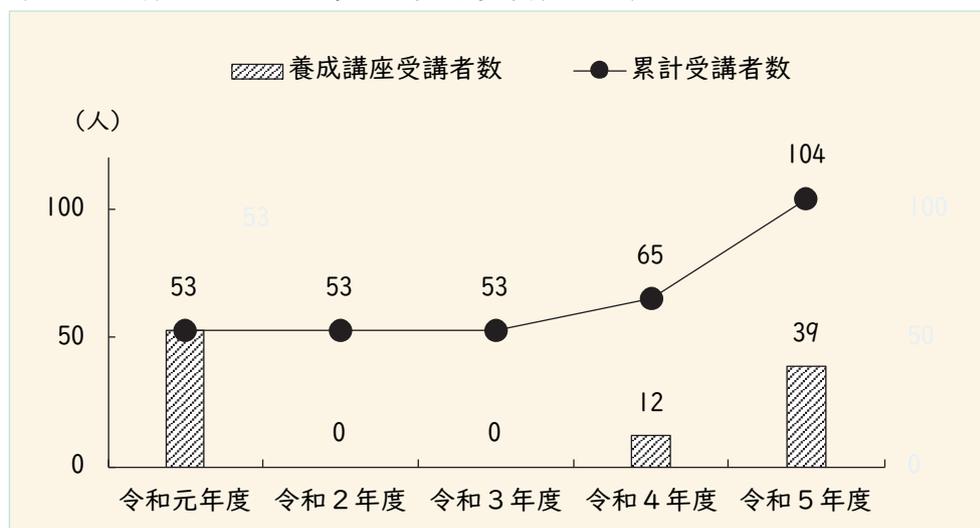
注) 各年度末現在

資料：栃木県矢板健康福祉センター

(4) 障がい児者サポーター数の推移

○障がい児者サポーター養成講座の受講者数は、令和元年度は53人でしたが、令和2年度から令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施はできなかったものの、令和5年度は39人となり、累計で104人となっています。

障がい児者サポーター養成講座受講者数の推移



注) 各年度末現在

資料：町健康福祉課

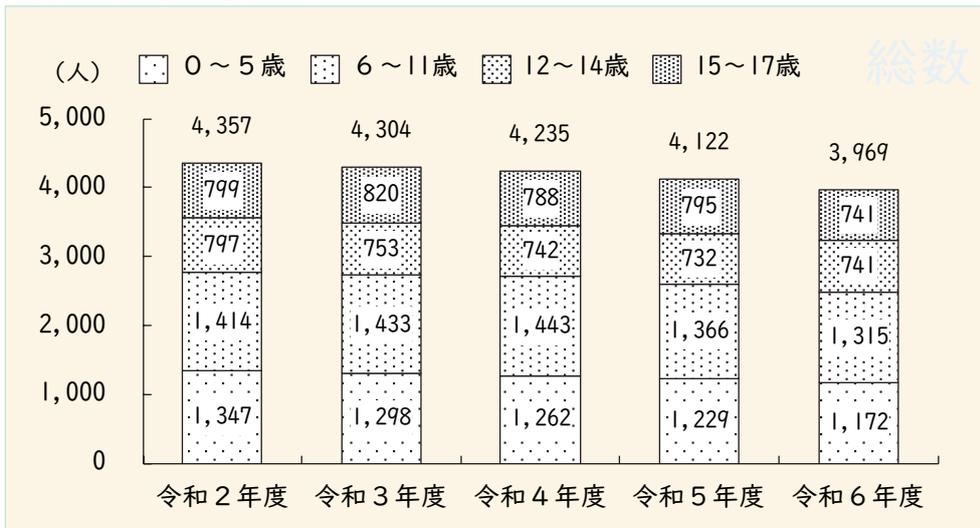
4 児童の状況

(1) 18歳未満の子どもの数の推移

○18歳未満の子ども数は、令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度は3,969人となっています。

○12歳から14歳人口は令和4年度から横ばいとなっていますが、このほかは減少傾向にあります。

18歳未満の子ども数の推移



注) 各年4月1日現在

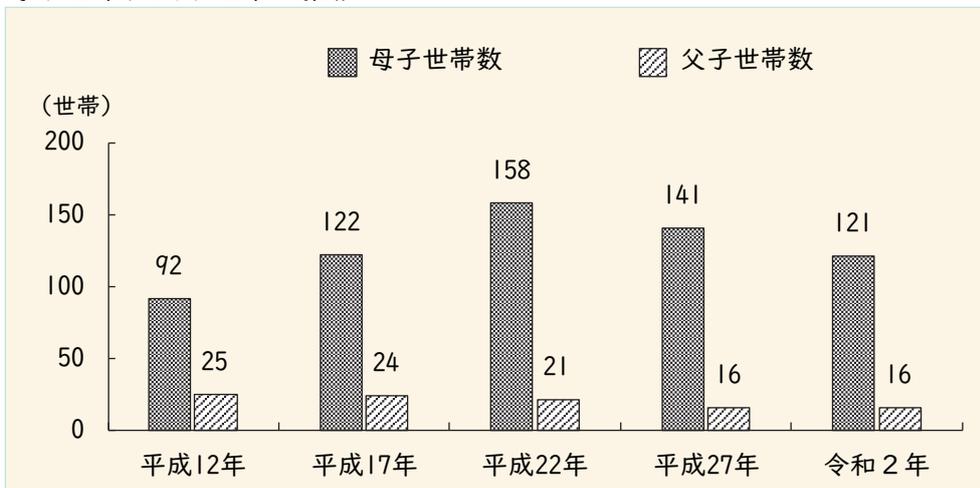
資料：住民基本台帳

(2) ひとり親世帯の推移

○母子世帯数は、平成12年から平成22年にかけて増加しましたが、平成22年以降減少し令和2年は121世帯となっています。

○父子世帯は、平成12年から減少傾向にあり、令和2年で16世帯となっています。

母子世帯、父子世帯の推移

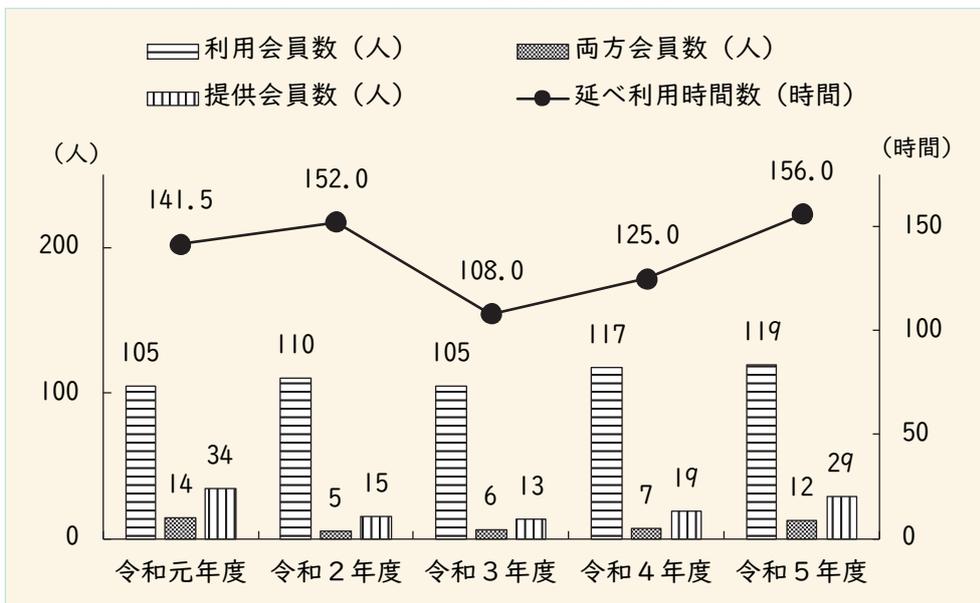


資料：国勢調査

(3) ファミリー・サポート・センターの活動状況の推移

- ファミリー・サポート・センターは、利用会員（町在住・在勤で6か月から小学6年生までの子どもがいる方）、提供会員（町在住で保育に熱意があり子育て支援ができる20歳以上の方）及び両方会員（利用会員、提供会員を兼ねる方）により有料で行われており、子育て支援センターれんげそう内に事務所を設置しています。
- 延べ利用時間数は、令和2年度から令和3年度にかけて減少しましたが、令和5年度では156.0時間に増加しています。
- 令和元年度以降、利用会員数は増加傾向にあり、令和5年度で119人となっています。提供会員及び両方会員は令和元年度から令和3年度にかけて減少しましたが、令和5年度は提供会員が29人、両方会員が12人に増加しています。

ファミリー・サポート・センターの活動状況の推移



注) 各年度末現在

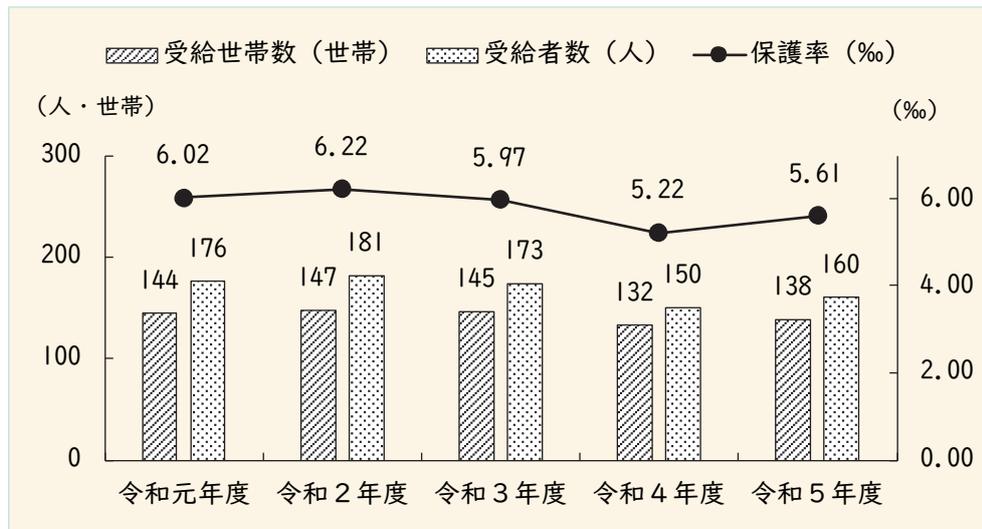
資料：町こどもみらい課

5 生活困窮者の状況

(1) 生活保護受給状況の推移

- 生活保護受給世帯数は、令和元年度以降140世帯前後で推移しており、令和5年度は138世帯となっています。
- 生活保護受給者数は、令和2年度から令和4年度にかけてやや減少しましたが、令和5年度でやや増加し160人となっています。
- 保護率は、令和元年度以降6%台から5%台で推移しています。

生活保護受給状況の推移



注) 各年度末現在

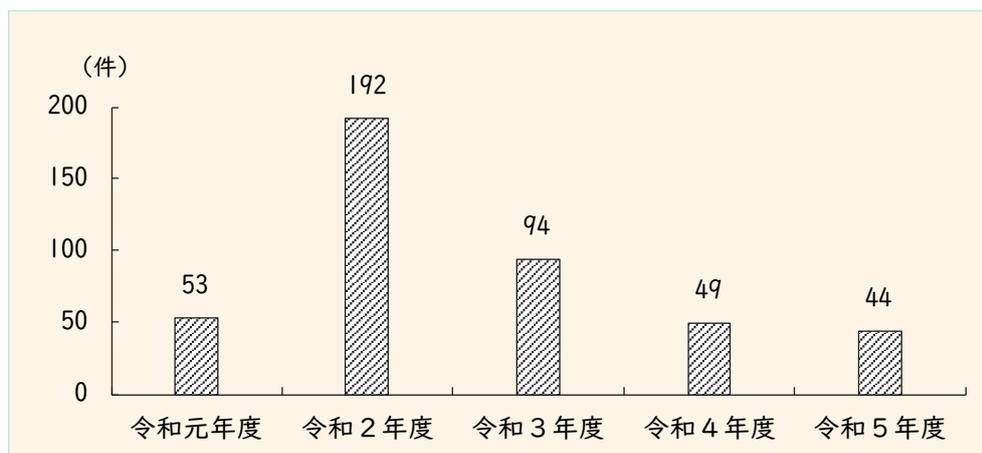
資料：栃木県那須福祉事務所

% (パーミル) は1000分の1を1とする単位。1%は0.1%。

(2) 生活困窮者自立支援制度相談件数の推移

- 生活困窮者自立支援制度に関する延べ相談件数は、令和2年度で192件と多くなりましたが、令和3年度以降は減少し、令和5年度は44件となっています。

生活困窮者自立支援制度延べ相談件数の推移



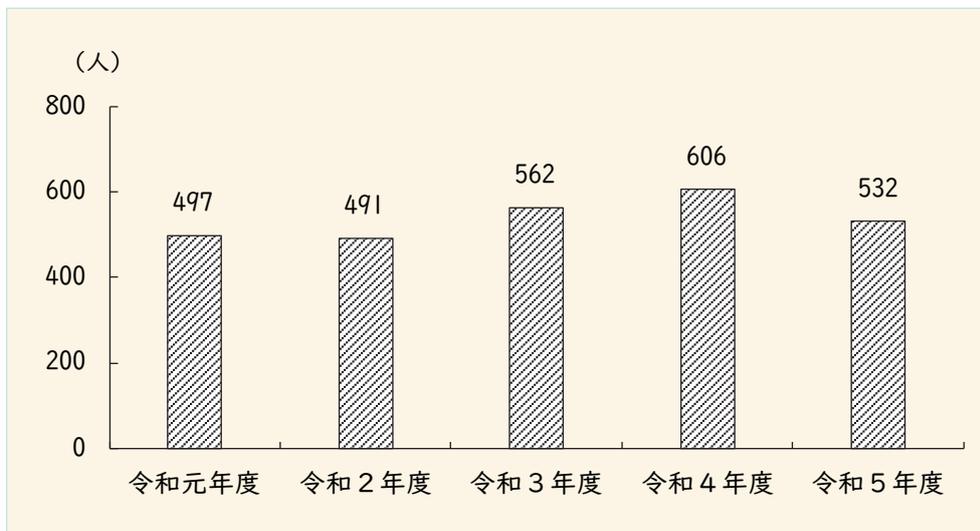
注) 各年度末現在

資料：栃木県那須福祉事務所

6 災害時の避難行動要支援者の状況

- 避難行動要支援者名簿の登録対象者は、災害時に家族などの支援だけでは避難することができない、または家族などの支援が受けられない在宅の方で、ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯、身体障害者手帳1・2級の所持者、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者、療育手帳A1・A2の所持者、介護保険における要介護3以上の認定を受けている方、そのほか援護が必要とされる方です。
- 登録業務は高根沢町社会福祉協議会と連携して実施しており、登録者数は令和5年度では532人となっています。

避難行動要支援者名簿登録者数の推移



注) 各年度末現在

資料：高根沢町社会福祉協議会

7 成年後見制度の状況

- 成年後見制度の町長申立て件数は、令和5年度では2件となっています。
- 成年後見人等（保佐人・補助人含む）報酬助成件数は、令和5年度で4件となっています。

成年後見制度の町長申立て及び成年後見人報酬助成件数の推移

単位：件

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度の町長申立て件数	1	0	0	2	2
成年後見人等報酬助成件数	8	6	5	4	4

資料：町健康福祉課

8 自殺者数等の状況

(1) 自殺者数、自殺死亡率の推移

○自殺者数は、令和元年以降10人を下回っていますが、令和2年が8人、令和3年が7人で、自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）が全国、栃木県を上回っています。

自殺者数の推移

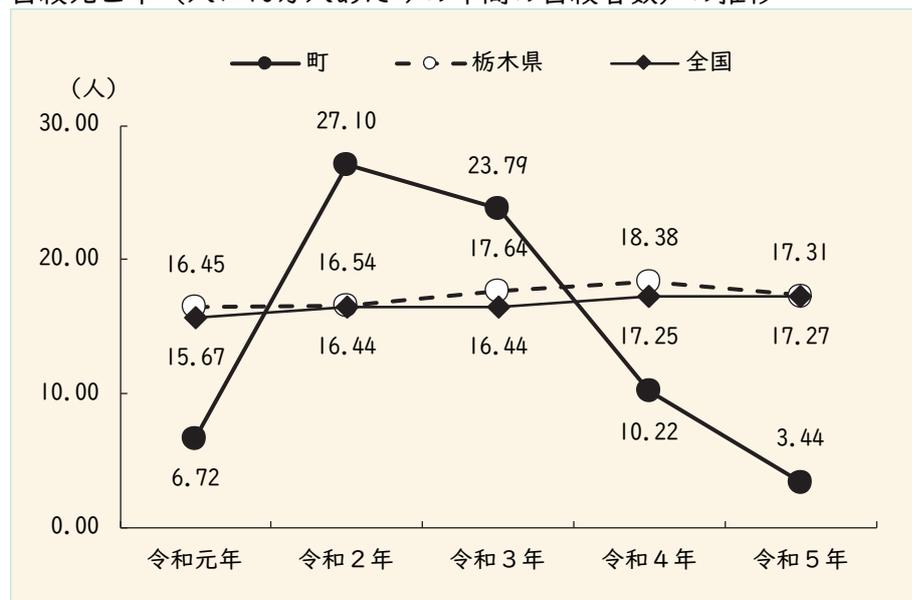
単位：人

年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
男性	1	4	6	2	1
女性	1	4	1	1	0
合計	2	8	7	3	1

注) 年間の自殺者数

資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

自殺死亡率（人口10万人あたりの年間の自殺者数）の推移



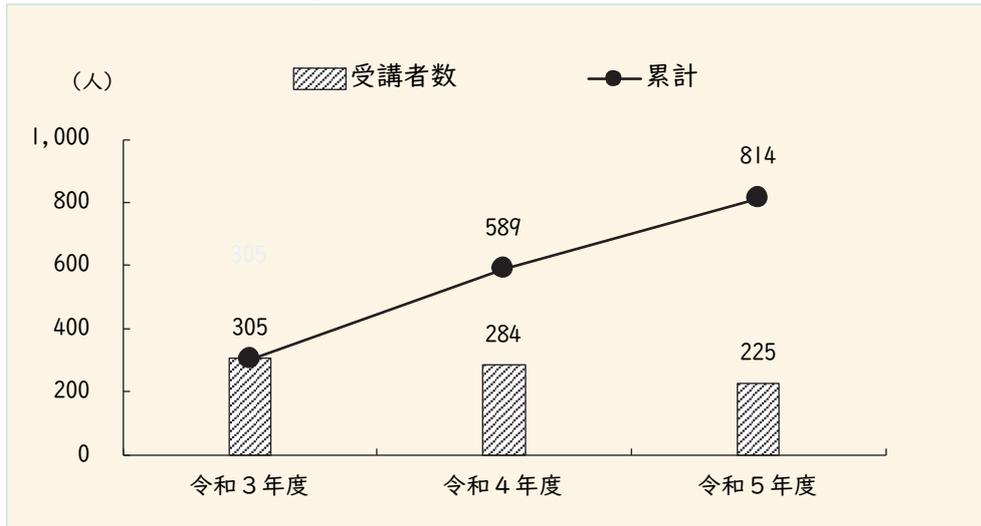
資料：厚生労働省 地域における自殺の基礎資料

(2) ゲートキーパー養成講座受講者数の推移

○ゲートキーパーは、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

○令和3年度からゲートキーパー養成講座を開始し、令和5年度の受講者数は225人、累計で814人となっています。

ゲートキーパー養成講座受講者数の推移



注) 各年度末現在

資料：町保健センター

9 虐待の状況

○虐待の通報件数の状況は、令和5年度では、児童が18件、高齢者が2件、障害者が0件であり、措置件数は高齢者が1件、障害者が0件となっています。

虐待の通報・措置件数の推移

単位：件

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児 童 (0～18歳)	通報件数	38	20	10	21	18
	措置件数					
高 齢 者	通報件数	1	2	5	1	2
	措置件数	2	2	1	1	1
障 害 者	通報件数	1	0	2	1	0
	措置件数	1	0	0	0	0

資料：町健康福祉課、町こどもみらい課

注) 児童虐待は町に通報があった件数のみであり、措置は児童相談所が行っているため計上していない

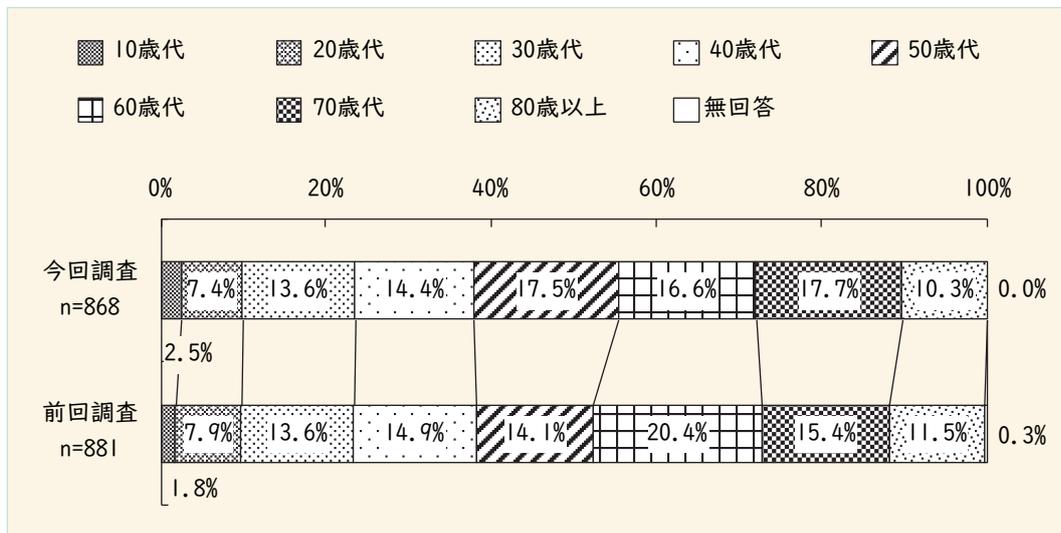
10 住民アンケート結果

○令和5年12月に、高根沢町在住の18歳以上2,000人を対象に、郵送配布・回収によりアンケートを実施（回収率43.4%）し、回答の状況は次のようになっています。

◆調査回答者の基本属性

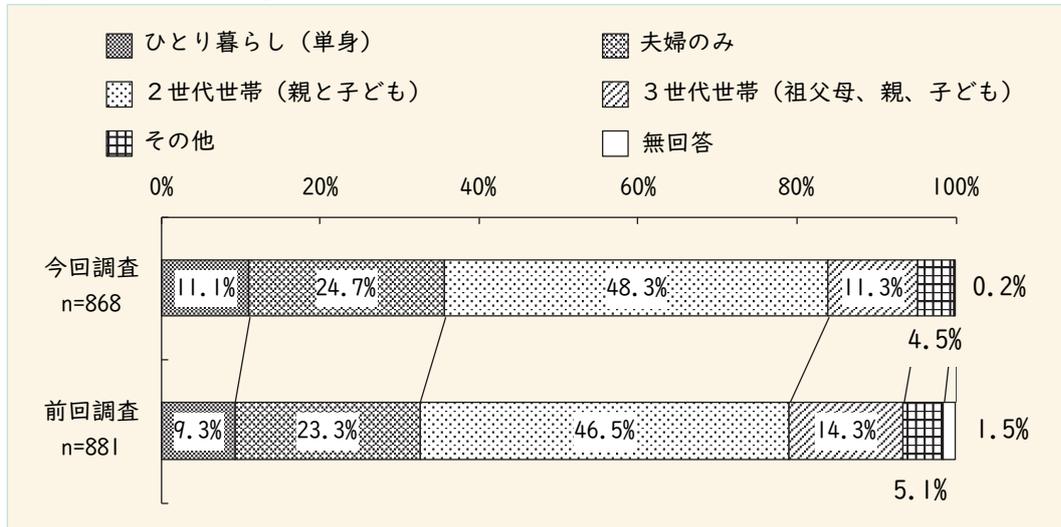
○調査回答者の年齢構成は、70歳代が17.7%、50歳代が17.5%、60歳代が16.6%であり、60歳以上が44.6%を占め、前回調査（47.3%）よりもやや少なくなっています。

調査回答者の年齢構成



○調査回答者の世帯構成は、「2世代世帯（親と子ども）」が48.3%と前回（46.5%）と同様に半数近くを占め、「夫婦のみ」が24.7%、「3世代世帯（祖父母、親、子ども）」が11.3%、「ひとり暮らし（単身）」が11.1%です。

調査回答者の世帯構成

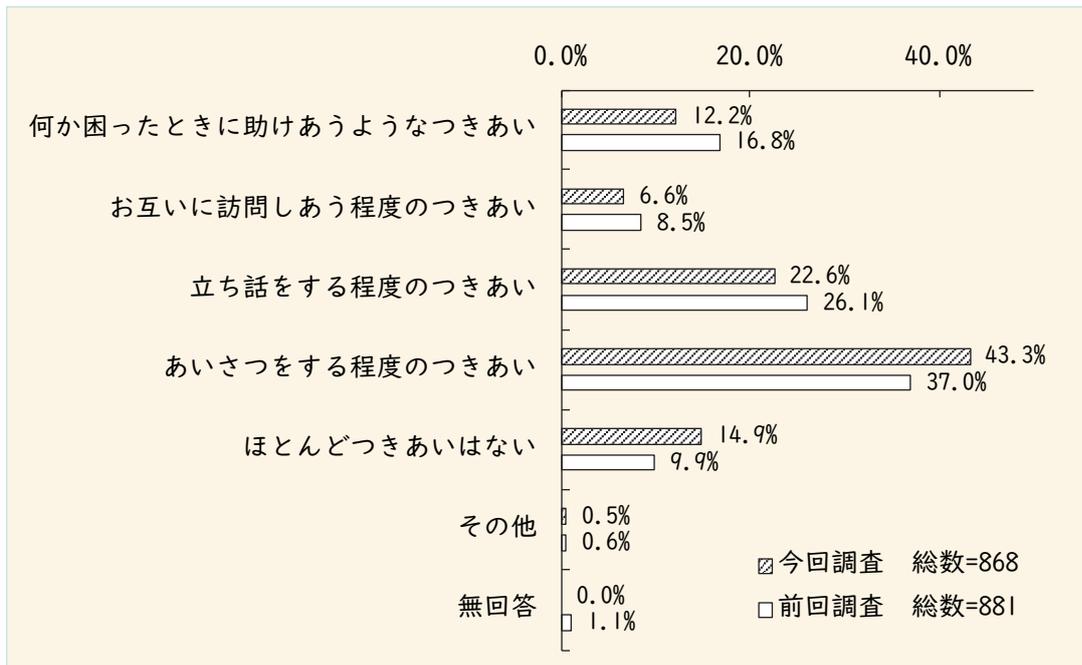


(1) 地域について

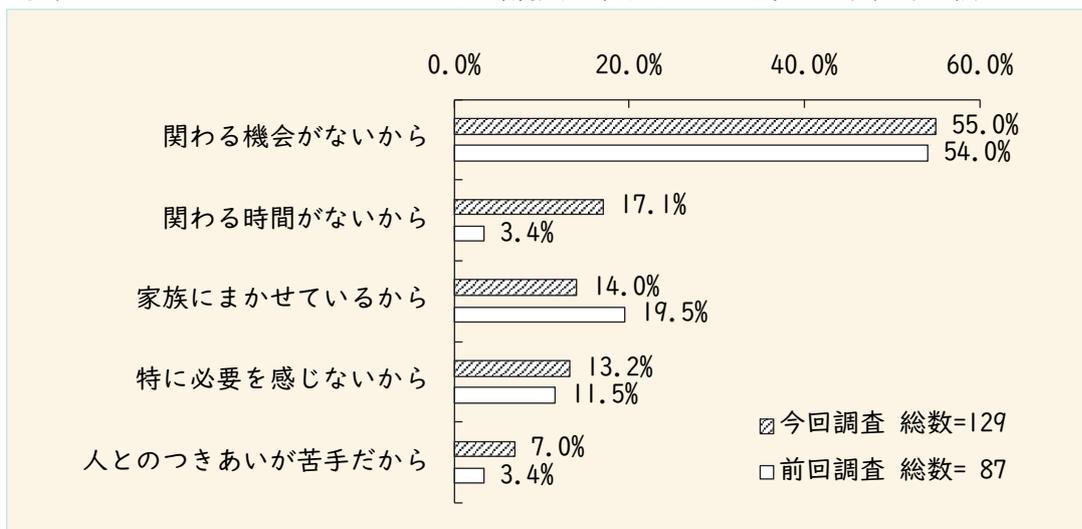
○近所の人とのつきあいは「あいさつをする程度のつきあい」が43.3%で、前回(37.0%)よりも6.3ポイント上昇しています。一方、「ほとんどつきあいはない」が14.9%で、前回(9.9%)よりも5.0ポイント上昇しています。

○近所の人とほとんどつきあいが無い理由は、「関わる機会がないから」が55.0%で、前回(54.0%)と同様に高くなっています。

近所つきあいの度合いの時系列比較



近所とほとんどつきあいが無い理由(複数回答、上位5位)の時系列比較

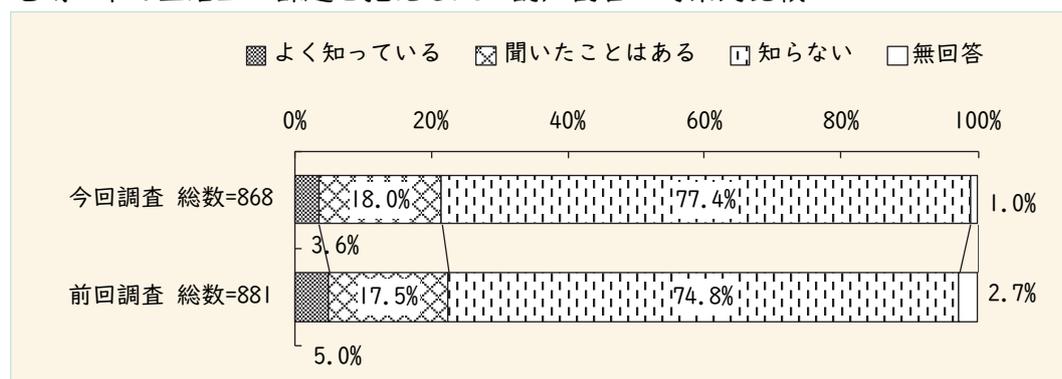


(2) 地域における生活上の課題について

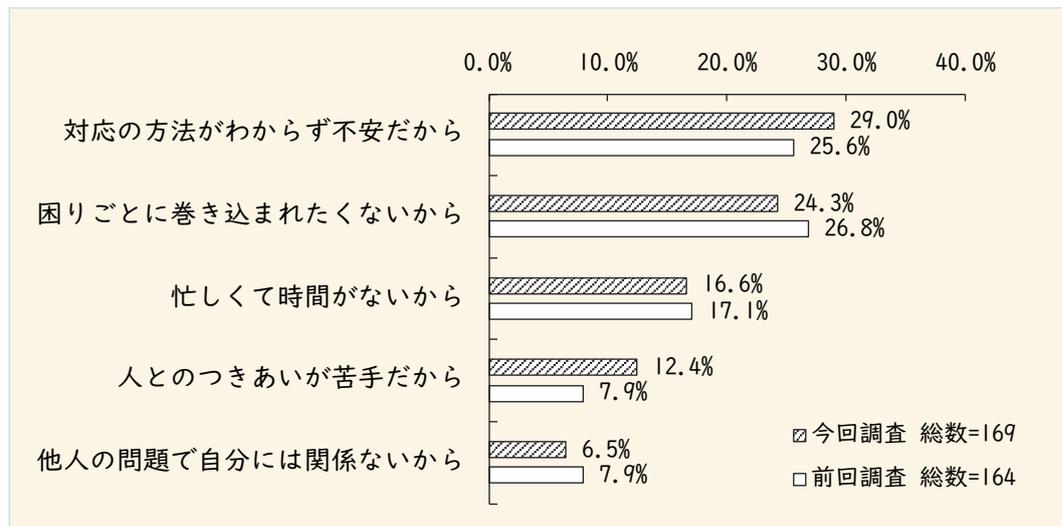
○地域の中で、生活上の課題を抱える人がいるかいないか「知らない」が77.4%で、前回(74.8%)と同様に7割以上と高くなっています。

○困りごとを抱える人たちから助けを求められたときに関わりたくないと思う理由は、「対応の方法がわからず不安だから」が29.0%で、前回(25.6%)よりも3.4ポイント上昇しています。

地域の中で生活上の課題を抱える人の認知割合の時系列比較



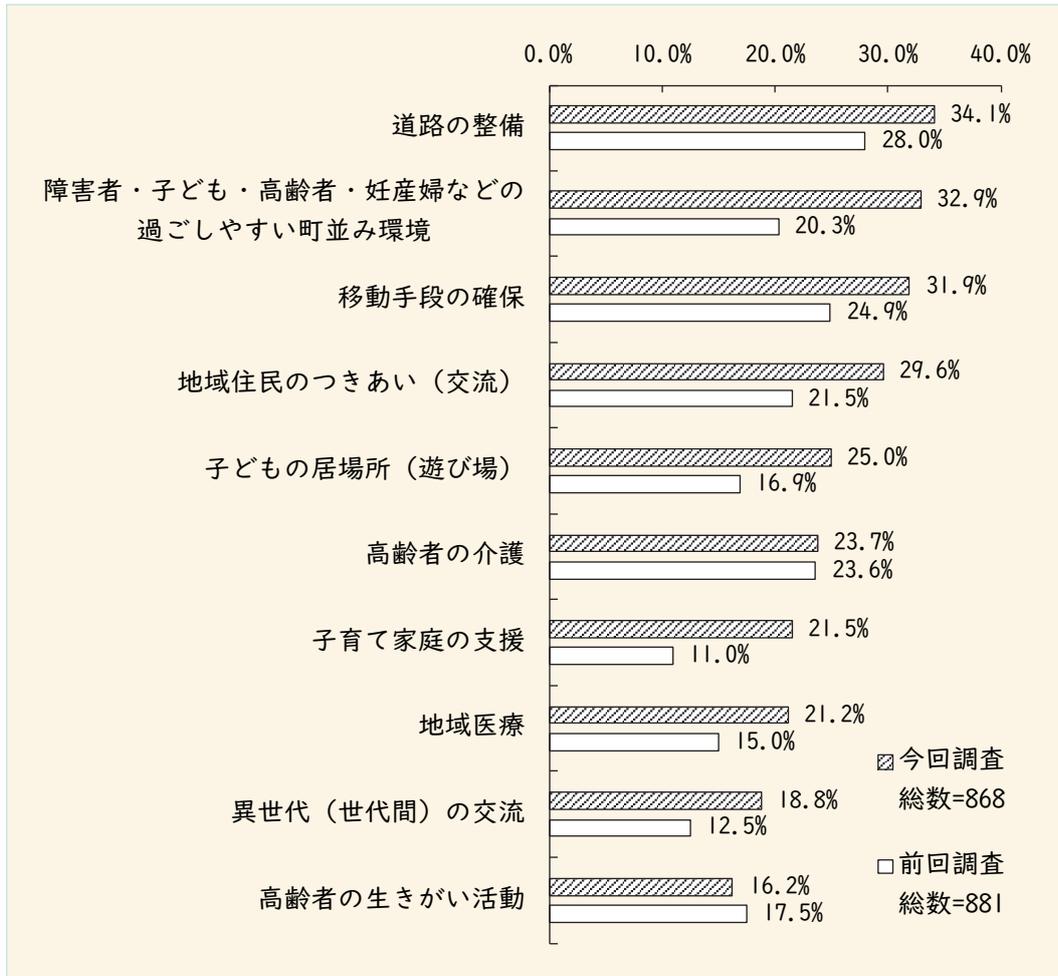
困りごとを抱える人たちから助けを求められたときに関わりたくないと思う理由(複数回答、上位5位)の時系列比較



○住んでいる地域の生活課題としての認識は、「道路の整備」が34.1%で、前回(28.0%)よりも6.1ポイント上昇しています。

○前回よりも10ポイント以上上昇しているのは、「障害者・子ども・高齢者・妊産婦などの過ごしやすい町並み環境(12.6ポイント上昇)」、「子育て家庭の支援(10.5ポイント上昇)」です。

住んでいる地域で感じる生活課題(複数回答、上位10位)の時系列比較

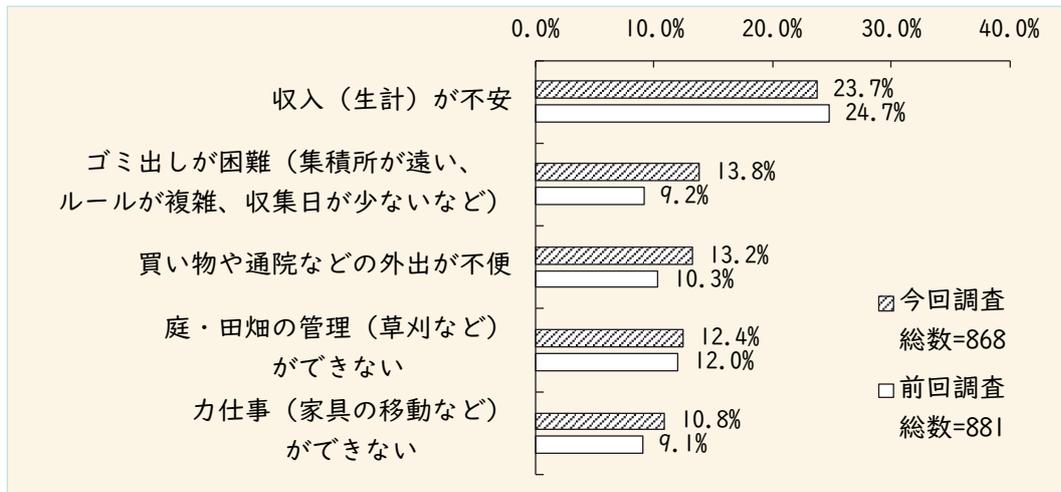


(3) 日常生活での困りごとや相談、福祉情報について

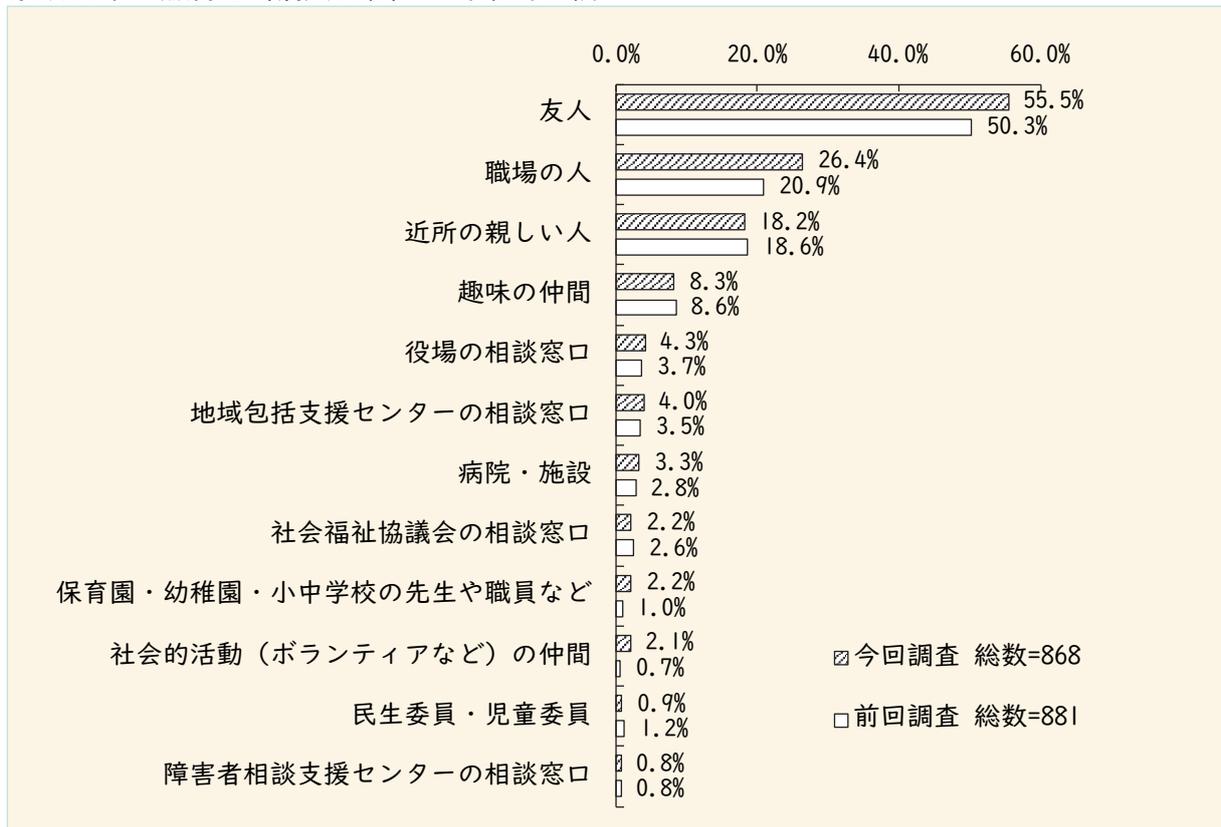
○日頃の生活での悩みや不安は、「収入（生計）が不安（23.7%）」、「ゴミ出しが困難（集積所が遠い、ルールが複雑、収集日が少ないなど）（13.8%）」、「買い物や通院などの外出が不便（13.2%）」の順に高く、前回と同様です。

○困りごとの家族以外の相談先は、「友人」が55.5%で、前回（50.3%）よりも5.2ポイント上昇しています。「役場の相談窓口」、「地域包括支援センターの相談窓口」はある程度いるものの、「民生委員・児童委員」や「社会福祉協議会の相談窓口」などは低くなっています。

日頃の生活での悩みや不安（複数回答、上位5位）の時系列比較

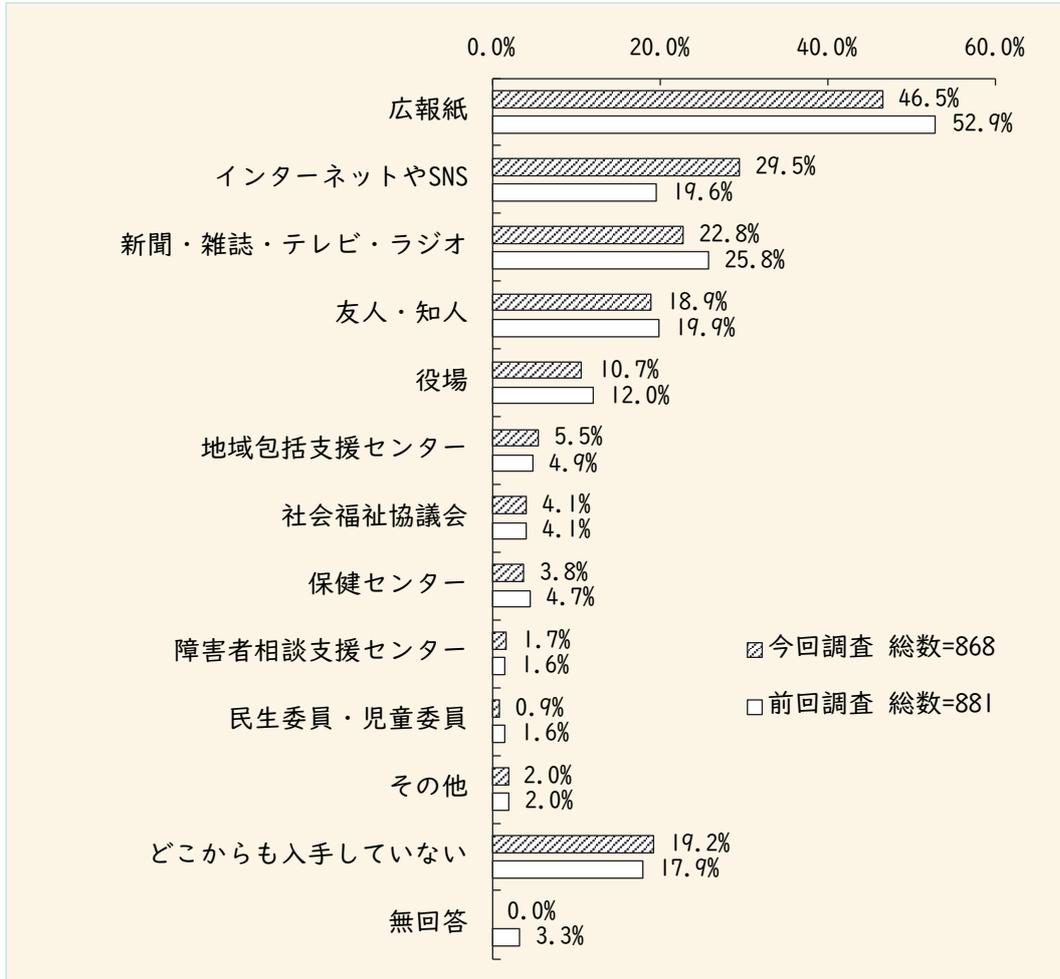


家族以外の相談先（複数回答）の時系列比較



○福祉サービスに関する情報の主な入手先は、「広報紙」が46.5%で、前回(52.9%)と同様に高くなっています。また、「インターネットやSNS」は29.5%で、前回(19.6%)よりも9.9ポイント上昇しています。

福祉サービスに関する主な情報の入手先の時系列比較

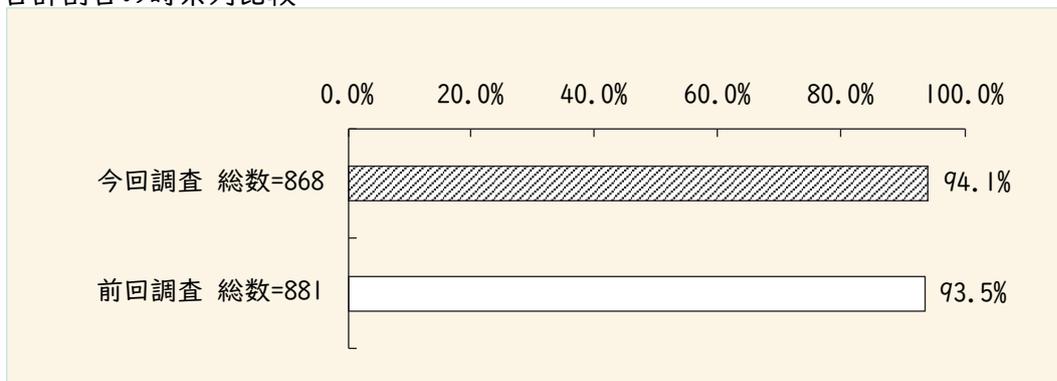


(4) 福祉事業について

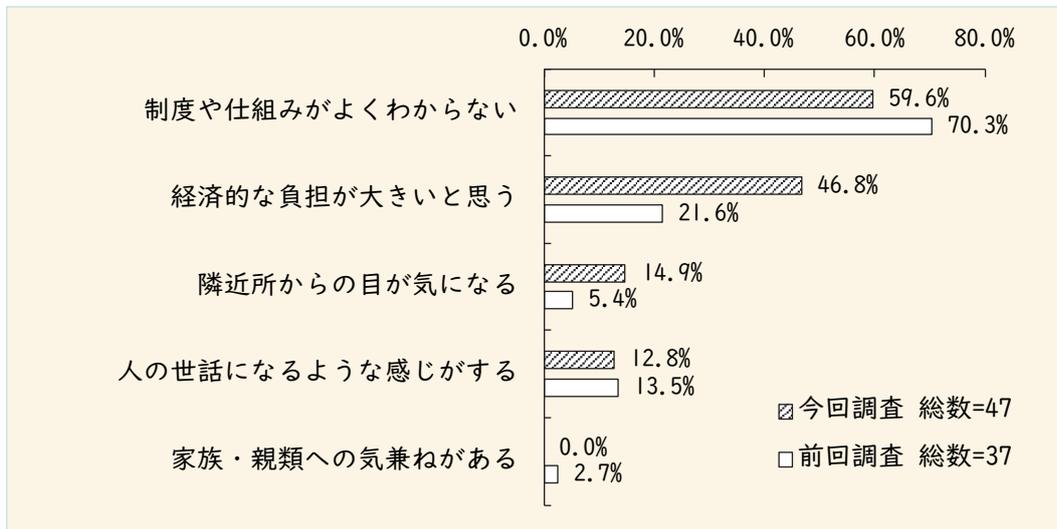
○福祉サービスが必要になったときの対応は、「できるだけサービスを利用したい」「必要に応じてサービスを利用したい」の合計割合は94.1%であり、前回(93.5%)と同様に9割以上です。

○福祉サービスを利用しない理由は、「制度や仕組みがよくわからない」が59.6%で前回(70.3%)よりも10.7ポイント低下しましたが、「経済的な負担が大きいと思う」が46.8%で前回(21.6%)よりも25.2ポイント上昇、「隣近所からの目が気になる」が14.9%で前回(5.4%)よりも9.5ポイント上昇しています。

「できるだけサービスを利用したい」「必要に応じてサービスを利用したい」の合計割合の時系列比較



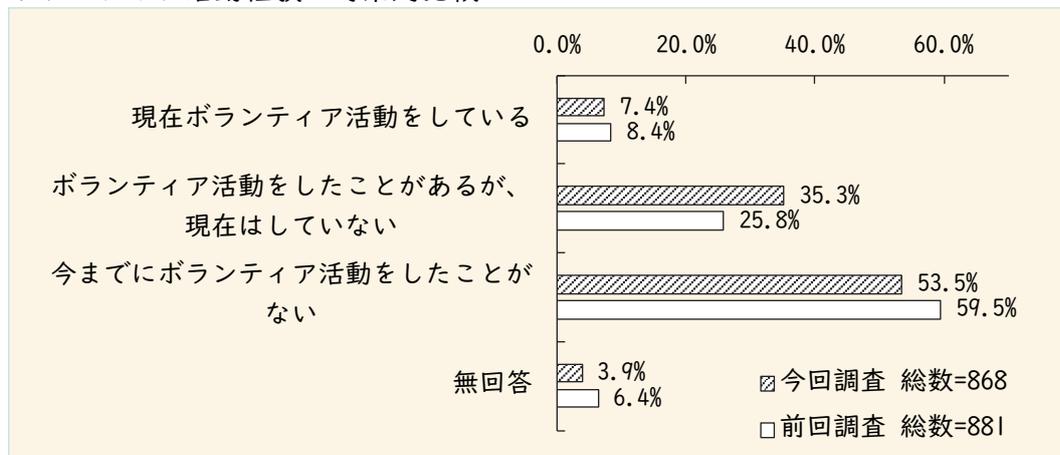
福祉サービスを利用しない理由の時系列比較（複数回答、上位5位）



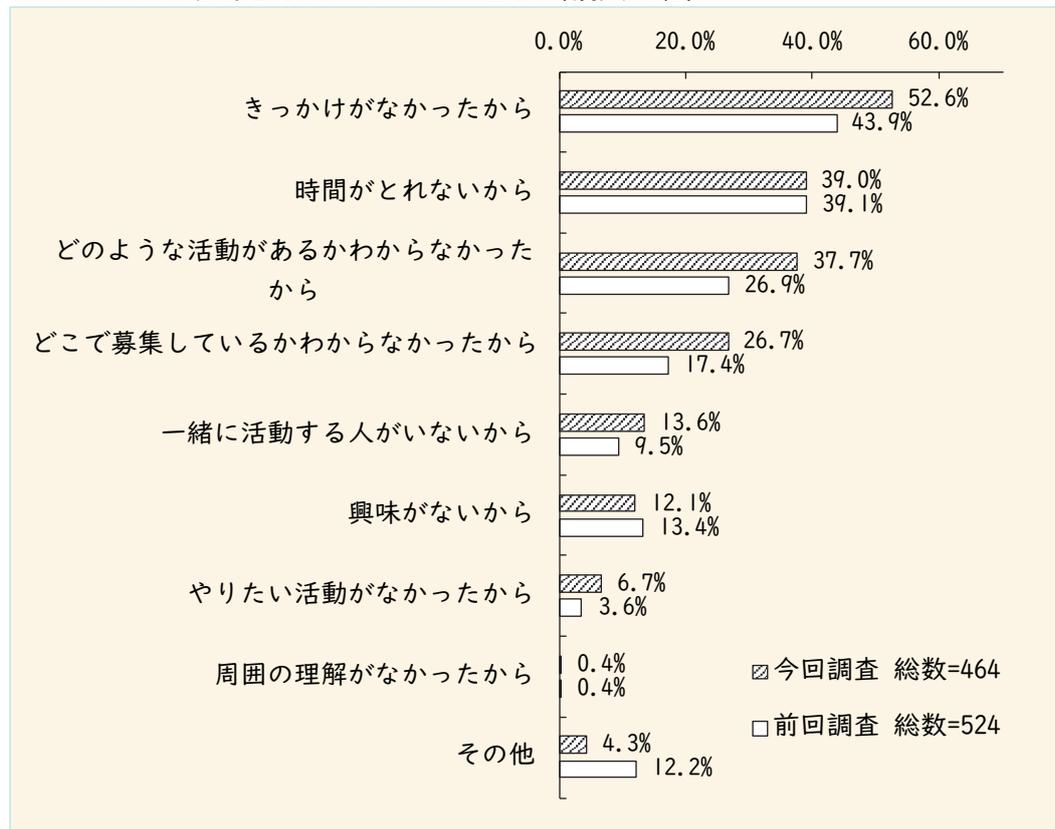
(5) ボランティア活動について

- 「現在ボランティア活動をしている」のは7.4%であり、前回(8.4%)と同様ですが、「ボランティア活動をしたことがあるが、現在はしていない」が35.3%で前回(25.8%)よりも9.5ポイント上昇していることから、ボランティア経験がある人の増加がみられます。
- ボランティア活動をしたことがない理由は、「きっかけがなかったから」が52.6%(8.7ポイント増)、「時間がとれないから」が39.0%(0.1ポイント減)、「どのような活動があるかわからなかったから」が37.7%(10.8ポイント増)、「どこで募集しているかわからなかったから」が26.7%(9.3ポイント増)となっています。

ボランティア活動経験の時系列比較

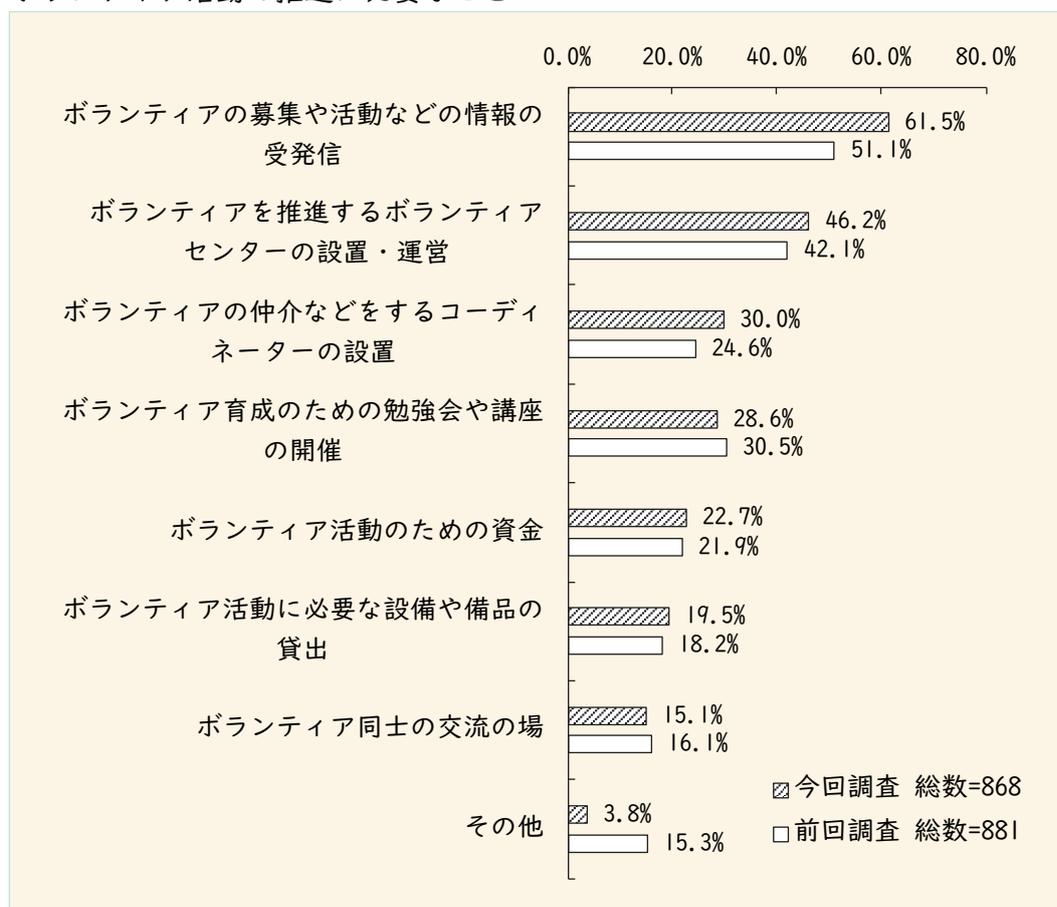


ボランティア活動をしたことがない理由(複数回答)



○ボランティア活動を推進するために必要なことは、「ボランティアの募集や活動などの情報の受発信」が61.5%で前回（51.1%）よりも10.4ポイント上昇、「ボランティアを推進するボランティアセンターの設置・運営」が46.2%で前回（42.1%）よりも4.1ポイントの上昇、「ボランティアの仲介などをするコーディネーターの設置」が30.0%で前回（24.6%）よりも5.4ポイントの上昇、「ボランティア育成のための勉強会や講座の開催」が28.6%で前回（30.5%）よりも1.9ポイントの低下となっています。

ボランティア活動の推進に必要なこと

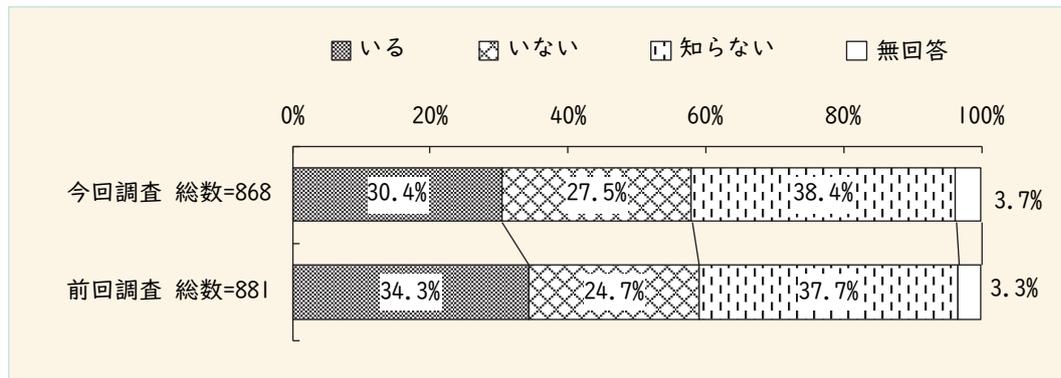


(6) 災害時について

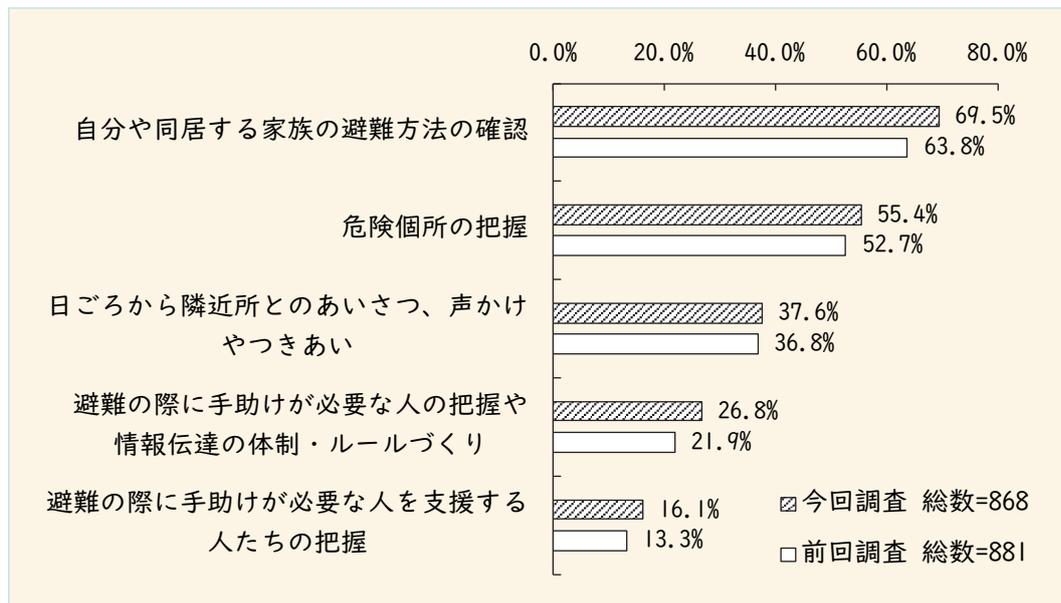
○災害発生時に地域で気になる人は「知らない」が38.4%で、前回(37.7%)と同様であり、「いる」が30.4%で前回(34.3%)よりも3.9ポイント低下しています。

○災害時の備えとして地域で重要なことは、「自分や同居する家族の避難方法の確認」が69.5%、「危険箇所の把握」が55.4%、「日ごろから隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」が37.6%で、前回と同様の傾向を示しています。

災害発生時に地域に気になる人がいることの認識の時系列比較



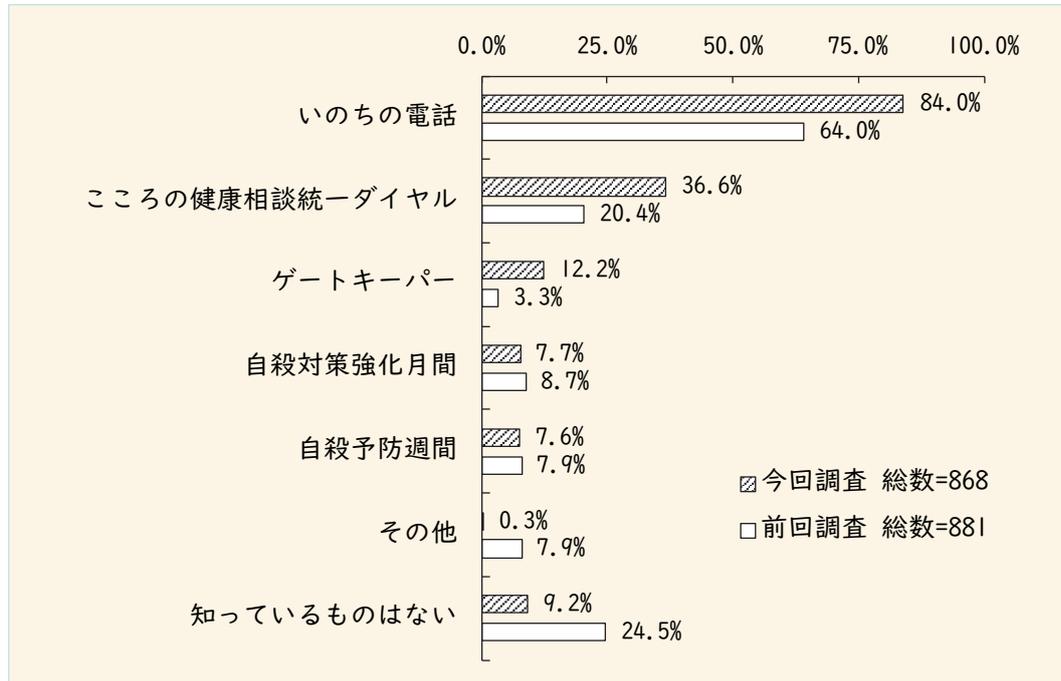
地域で災害時の備えとして重要なこと(複数回答、上位5)



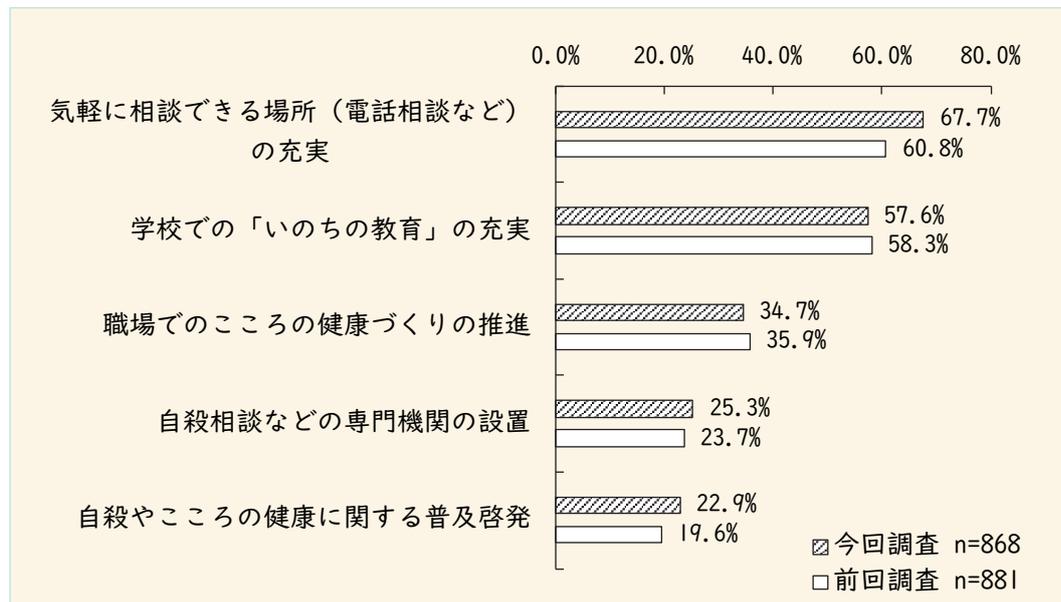
(7) 自殺対策について

- 自殺対策で知っているのは、「いのちの電話」が84.0%で、前回（64.0%）よりも20.0ポイント上昇しています。一方、「知っているものはない」は9.2%で前回（24.5%）よりも15.3ポイント低下しています。
- 自殺対策で重要なことは、「気軽に相談できる場所（電話相談など）の充実」が67.7%で、前回（60.8%）よりも6.9ポイント上昇しているほか、「学校での「いのちの教育」の充実」が57.6%、「職場でのこころの健康づくりの推進」が34.7%です。

自殺対策で知っていること（複数回答）



自殺対策で重要なこと（複数回答、上位5位）

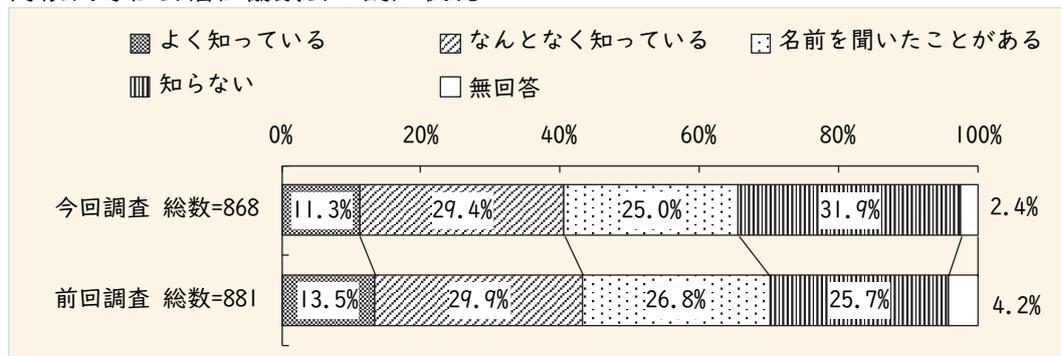


(8) 高根沢町社会福祉協議会について

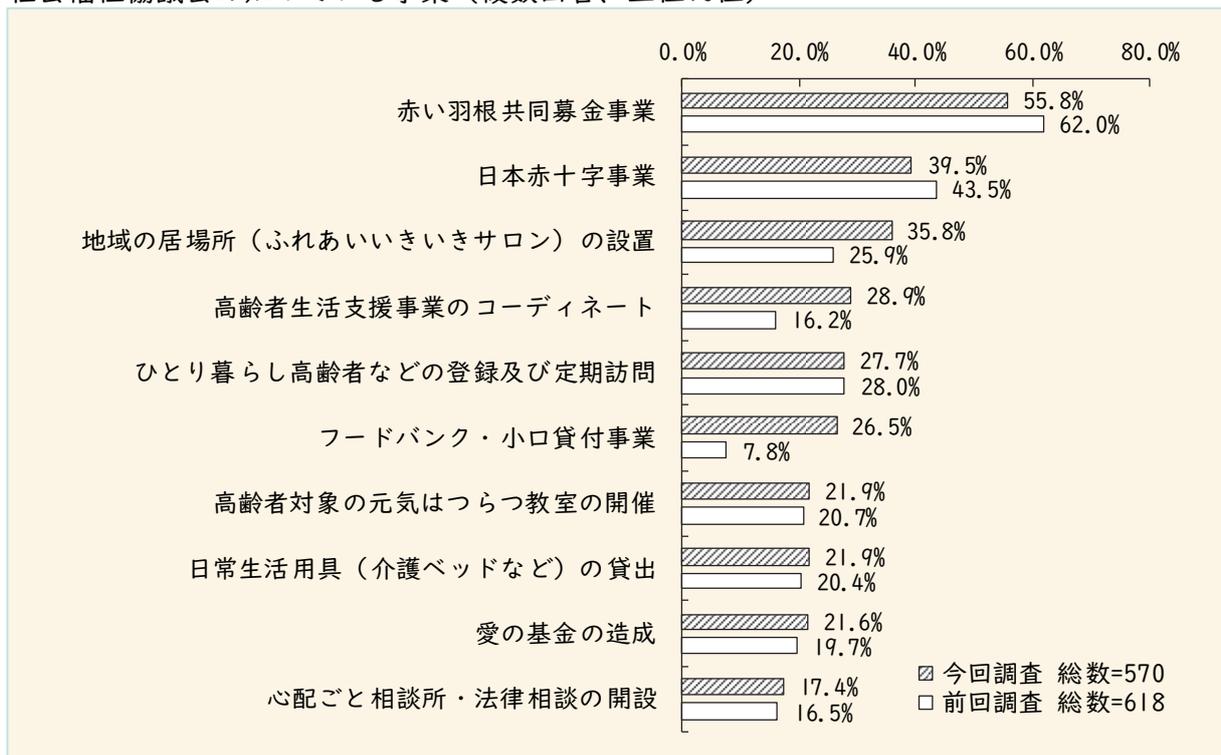
○高根沢町社会福祉協議会の認知度は、「よく知っている」が11.3%、「なんとなく知っている」が29.4%、「名前を聞いたことがある」が25.0%で、これらを合わせた認知割合は65.7%であり、前回(70.2%)よりも4.5ポイント低下しています。

○高根沢町社会福祉協議会を知っている方で、知っている社会福祉協議会の事業は、「赤い羽根共同募金事業」が55.8%、「日本赤十字事業」が39.5%、「地域の居場所(ふれあいいいききサロン)の設置」が35.8%です。また、前回よりも「フードバンク・小口貸付事業(26.5%)」は18.7ポイントの上昇、「高齢者生活支援事業のコーディネート(28.9%)」は12.7ポイントの上昇、「地域の居場所(ふれあいいいききサロン)の設置(35.8%)」は9.9ポイントの上昇となっています。

高根沢町社会福祉協議会の認知状況



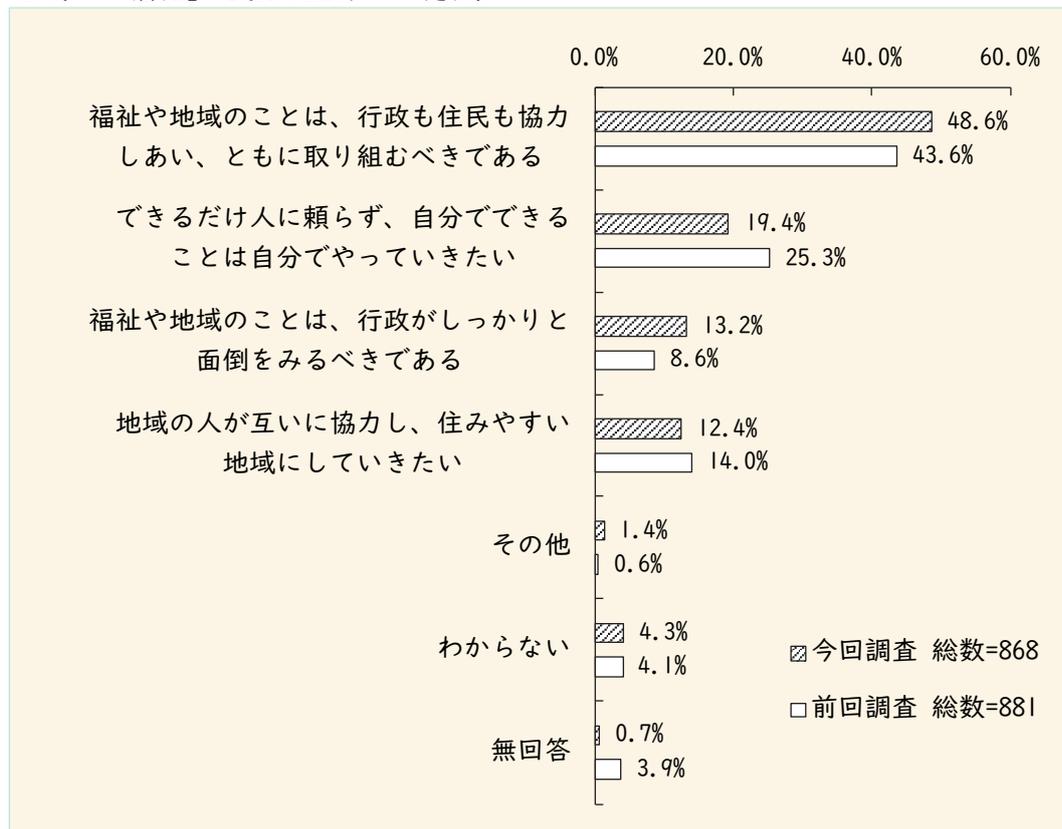
社会福祉協議会の知っている事業(複数回答、上位10位)



(9) これからの「福祉」のあり方について

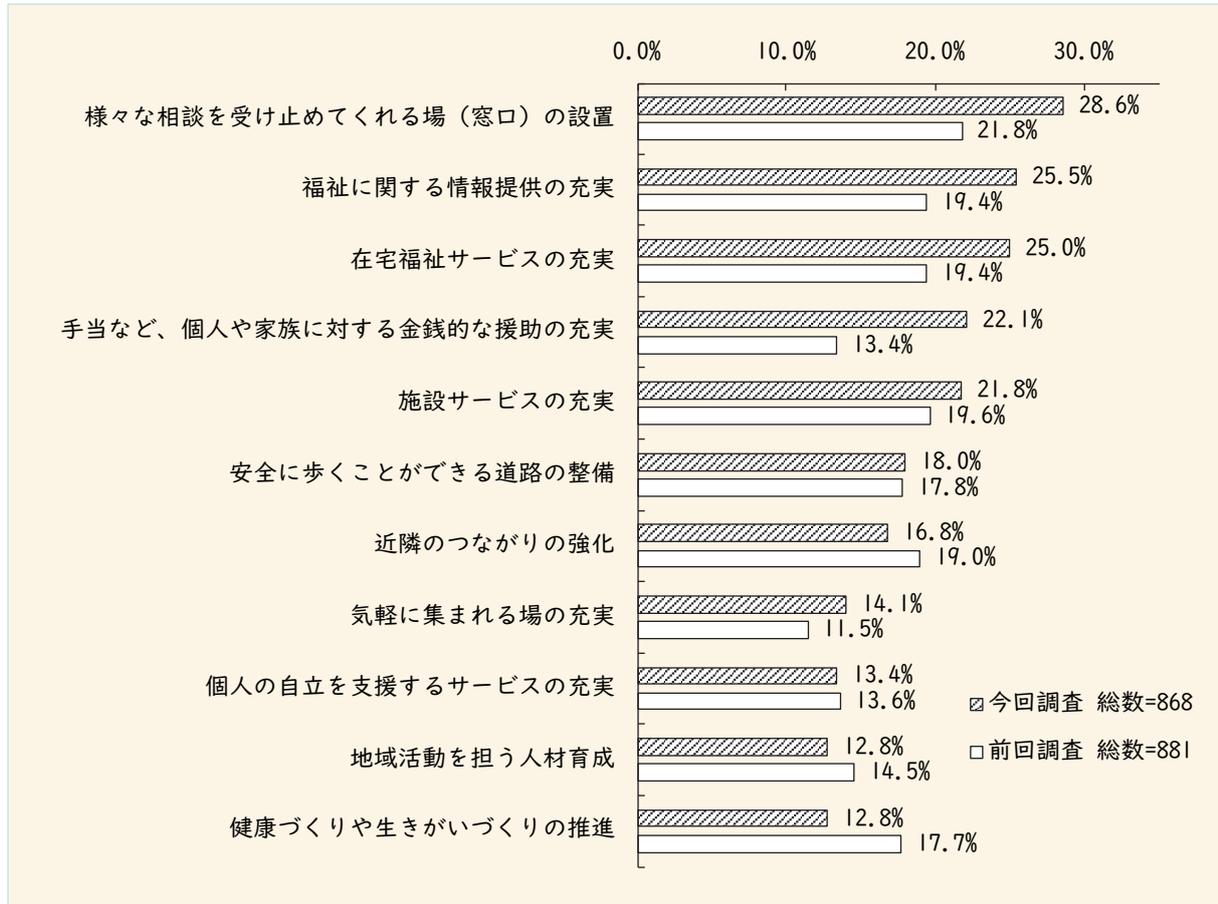
○地域の「福祉」を担う主体は、「福祉や地域のことは、行政も住民も協力しあい、ともに取り組むべきである」が48.6%であり、前回(43.6%)よりも5.0ポイント上昇し約半数を占めています。

地域の「福祉」を担う主体への意識



○高根沢町の福祉の向上に必要な取組は、「様々な相談を受け止めてくれる場（窓口）の設置」が28.6%で前回（21.8%）よりも6.8ポイント上昇、「福祉に関する情報提供の充実」が25.5%で前回（19.4%）よりも6.1ポイント上昇、「在宅福祉サービスの充実」が25.0%で前回（19.4%）よりも5.6ポイント上昇しています。

高根沢町の福祉の向上に必要な取組（複数回答、上位10位）



第3章 高根沢町社会福祉協議会の活動状況

1 地域支援あいセンターまるっとの運営

○地域支援あいセンターまるっとの運営として、生活支援体制整備事業（生活支援協議体）、ボランティアセンター、志民活動センター、総合相談、心配ごと相談所、法律相談、LINEを活用した相談を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
生活支援体制整備事業	○第1層生活支援コーディネーターを1名、第2層生活支援コーディネーターを2名配置し、第1層協議会と第2層協議体の活動を推進 ○「高齢者を支える地域づくり」を進めるため、第2層協議体（中学校区毎に設置）の運営と住民主体サービス団体の開発
ボランティアセンターの運営	○さまざまな機関と協働し、ボランティアの振興を図るとともに、ボランティア人材を育成する各種講座を開催
志民活動センター事業	○住民による社会貢献活動（志民活動）を支援し、団体間の横のつながりを活かしながらかまちづくりを促進
総合相談事業	○種別を問わない各種相談に応じ、適切な助言を行う
心配ごと相談所の開設	○民生委員の協力を得て毎月相談所を開設
法律相談事業の実施	○弁護士が法律的な諸問題の相談に応じる場を奇数月に開設
LINEを活用した相談の実施	○LINEを活用した相談の実施

事業の実績

生活支援体制整備事業

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1層協議会（回）	11	5	4	13	8
うちコアメンバーのみ（回）	-	-	-	9	5
第2層協議体（回）	22	12	14	16	17

資料：高根沢町社会福祉協議会

【生活支援協議体による活動状況】

- 生活支援体制整備事業における生活支援協議体活動は、中学校区毎に設置された第2層協議体「つながる絆あくつ協議体（阿久津中学校区）」、「北高くらし支え合い協議体（北高根沢中学校区）」それぞれが「つながるアイたかねざわ活動※1」や「地域の居場所サロン作品展覧会」、「ポッチャ交流会」など、メンバー自らが企画した地域の特徴に合わせた見守り活動を実施できたことは大きな成果です。
- また、第2層生活支援コーディネーターが生活支援協議体活動を支援すると同時に、地域に設置された「地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）」を中心に地域訪問することで、住民が気づいていない「地域のお宝※2」を見つけ出し、SNSや情報誌「ミルシル」を通して周知することで、住民同士のお宝が広がるきっかけを作っています。
- さらに、第2層で洗い出された「町全体で取り組むべき地域課題」については第1層協議会で検討し、「常設型通いの場」や「元気あっぷポイント※3」、「高齢者見守り配食サービス」などの事業を実現することができました。現在は新たな取組として住民主体の生活支援サービス団体の立ち上げを支援するため、「住民主体による訪問型サービス」の補助制度の策定に取り組んでいます。

注) ※1：つながるアイたかねざわ活動＝バンダナを身に着けての見守りウォーク
 ※2：地域のお宝＝普段から行われているお茶飲みやおすそ分けなどの気にかかけ合い
 ※3：元気あっぷポイント＝高齢者の社会参加をポイントとして還元する事業

ボランティアセンターの運営

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ボランティア登録数（人）	-	65	75	103	115
うち休止者（人）	-	-	23	28	31
新規登録数（人）	-	0	0	30	12
依頼件数（件）	-	0	2	6	11
マッチング人数（人）	-	0	2	16	43

注) 開設は令和2年3月末

資料：高根沢町社会福祉協議会

志民活動センター事業

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
志民活動メールボックス登録団体数（団体）	-	-	4	5	6
活動支援団体数（団体）	-	-	4	6	7
団体相談件数（件）	-	-	1	0	6

注) 令和3年度からの事業

資料：高根沢町社会福祉協議会

総合相談事業

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数（件）	-	-	58	213	361
うち多機関協働ケース（件）	-	-	3	7	6
アウトリーチ継続支援ケース（件）	-	-	1	1	6

注) 令和3年度からの事業

資料：高根沢町社会福祉協議会

心配ごと相談所の開設

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設回数（回）	22	10	18	24	24
相談件数（件）	11	7	8	10	5
解決（件）	6	4	1	1	0
再相談（件）	0	0	0	4	0
他機関紹介（件）	4	0	5	5	3
その他（件）	1	3	2	0	2

資料：高根沢町社会福祉協議会

法律相談事業の実施

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開設回数（回）	4	4	4	6	6
受付件数（件）	19	19	20	30	30
キャンセル待ち総数（件）	6	25	15	32	37

資料：高根沢町社会福祉協議会

LINEを活用した相談の実施

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
LINE登録者数（人）	-	-	-	63	101
うち相談対応者数（人）	-	-	-	7	7

注) 令和4年度からの事業

資料：高根沢町社会福祉協議会

2 地域福祉事業

○地域福祉事業として、赤い羽根共同募金地域助成事業、感染症対策用品の貸出を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
赤い羽根共同募金地域助成事業	○地域団体（自治会、公民館等）の行う地域行事や福祉活動に対し活動資金を助成
感染症対策用品の貸出	○地域行事等に非接触体温計やパーテーションなどを貸出

事業の実績

赤い羽根共同募金地域助成事業

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成件数（件）	17	0	2	2	5

資料：高根沢町社会福祉協議会

感染症対策用品の貸出

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
クリアパーテーション（件）	-	-	1	2	0
非接触体温計（件）	-	-	1	1	0

注）令和3年度からの事業

資料：高根沢町社会福祉協議会

3 生活支援事業

○生活支援事業として、日常生活自立支援事業（あすてらす）、県生活福祉資金貸付事業（県社会福祉協議会事業窓口）、町福祉金庫の運営（小口資金の貸付）、フードバンクたかねざわの運営、介護・介助用具貸与事業を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
日常生活自立支援事業（あすてらす）	○判断能力の不十分な方への金銭管理の代行、書類等の預かりを実施
県生活福祉資金貸付事業（県社会福祉協議会事業窓口）	○他制度を利用できない低所得世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を実施 ○新型コロナ特例貸付の償還に加えて、生活再建に向けた支援の実施
町福祉金庫の運営（小口資金の貸付）	○生活に困窮している方の生活費として、相談と小口資金の貸付を実施

事業名	事業概要
フードバンクたかねざわの運営	○食品の寄付を受け付け、様々な事情で食べ物に困っている方にお渡しする活動 ○フードバンク協力事業所の拡大やフードポスト設置箇所の増設により、寄付食品を回収
介護・介助用具貸与事業	○介護ベッド等の介護・介助用具を無料により貸出の実施 ※令和6年度からは車いすのみ貸出

事業の実績

日常生活自立支援事業（あすてらす）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ契約者数（人）	11	18	18	12	11
うち新規者数（人）	1	7	1	0	5
延べ支援件数（件）	123	163	169	94	153

資料：高根沢町社会福祉協議会

生活福祉資金貸付事業（県社会福祉協議会事業窓口）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新型コロナ特例貸付承認件数（件）	3	381	176	22	-
うち緊急小口貸付（件）	3	158	50	10	-
総合支援資金初回（件）	-	117	53	12	-
総合支援資金延長（件）	-	56	25	0	-
総合支援資金（再貸付）（件）	-	50	48	0	-
本則貸付承認件数（件）	2	0	0	1	6
教育支援資金（件）	2	1	0	1	2
緊急小口資金（件）	0	0	1	0	3
総合支援資金（件）	0	3	0	0	0
福祉費（件）	0	0	0	0	1
特例貸付件数（件）	3	381	176	22	0
特例以外の貸付件数（件）	2	4	1	1	6

注）新型コロナ特例貸付は令和4年9月末で受付終了

資料：高根沢町社会福祉協議会

町福祉金庫の運営（小口資金の貸付）

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規貸付承認件数（件）	4	4	5	7	7

資料：高根沢町社会福祉協議会

フードバンクたかねざわの運営

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
食品回収拠点（フードポスト設置箇所）数（か所）	-	-	13	14	14
寄付件数（件）	57	144	340	408	348
寄付量（kg）	873	2,520	4,072	3,867	4,593
提供件数（件）	47	117	225	264	317
提供料（kg）	669	1,991	3,394	3,247	4,387
フードドライブ（イベント会場での出張回数）（回）	3	3	5	6	6

資料：高根沢町社会福祉協議会

食品回収拠点（フードポスト設置）場所（令和6年8月30日現在）

No.	事業所名・施設名	住所	電話番号
1	高根沢町福祉センター	塩谷郡高根沢町石末1825	028-675-4777
2	高根沢町役場	塩谷郡高根沢町石末2053	028-675-8105
3	セレモニー宝典	塩谷郡高根沢町光陽台4-17-5	028-675-1101
4	エコハウスたかねざわ	塩谷郡高根沢町宝積寺2021-15	028-680-2080
5	グループたすけあいエプロン	塩谷郡高根沢町花岡1503-3	028-676-1100
6	第一生命保険株式会社	塩谷郡高根沢町光陽台3-15-4	050-3782-1038
7	高根沢町図書館中央館	塩谷郡高根沢町宝積寺1220-2	028-675-6531
8	山崎新聞店	塩谷郡高根沢町宝積寺2276-3	0120-915-739
9	お食事処あづま	塩谷郡高根沢町宝積寺2321-25	028-675-1007
10	高根沢町図書館仁井田分館	塩谷郡高根沢町平田2012-2	028-676-3155
11	えがおの郷	宇都宮市平出町679-1	028-688-0634
12	有限会社森田不動産	塩谷郡高根沢町宝石台3-3-17	028-675-4504
13	高根沢町図書館上高分館	塩谷郡高根沢町上高根沢2180	028-680-1770
14	肴処おかもと	塩谷郡高根沢町宝積寺2321-12	028-675-5911
15	JAしおのや阿久津支店	塩谷郡高根沢町宝積寺2384-15	028-675-0038

介護・介助用具貸与事業

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ベッド（件）	17	12	12	5	6
車いす（件）	16	15	43	41	19
四点杖（件）	1	4	5	5	2
歩行器（件）	1	0	2	1	1
シルバーカート（件）	1	1	2	3	1

注）令和6年度からは車いすのみ貸出

資料：高根沢町社会福祉協議会

4 ボランティア、住民活動の育成・強化活動

○ボランティア、住民活動の育成・強化活動として、ボランティア保険助成事業、学生ボランティア支援事業、災害ボランティア養成講座、元気シニア応援窓口の設置を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
ボランティア保険助成事業	○ボランティア活動を行う方の活動保険料を助成
学生ボランティア支援事業	○学生を対象としたボランティア活動を実施
災害ボランティア養成講座	○災害時に地域を支える人材を増やす目的で「避難所支援」「災害ボランティア支援」をテーマとした講座を開催
元気シニア応援窓口の設置	○町シニアクラブと連携し、シニア世代の社会参加活動に関する相談窓口を設置

事業の実績

ボランティア保険助成事業

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
学校数(校)	5	5	5	5	8
加入者数(人)	174	308	355	224	270

資料：高根沢町社会福祉協議会

学生ボランティア支援事業

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加者数(人)	136	中止	中止	中止	88
うち中学生(人)	111	-	-	-	23
高校生(人)	25	-	-	-	65
活動施設(施設)	26	-	-	-	12

資料：高根沢町社会福祉協議会

災害ボランティア養成講座

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
初級講座	開催回数(回)	中止	中止	中止	1
	参加者数(人)	-	-	-	15

資料：高根沢町社会福祉協議会

元気シニア応援窓口の設置

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用人数（人）		-	-	-	7	3
利用目的	ボランティア（件）	-	-	-	4	3
	仕事（件）	-	-	-	3	0
	内マッチング（件）	-	-	-	5	0

注) 令和4年度からの事業

資料：高根沢町社会福祉協議会

福祉関連ボランティア団体一覧

No.	団体名	活動概要
1	みすず会	朗読ボランティア／町の広報紙、社会福祉協議会の広報誌をテープに録音し、個人や施設等に配布
2	あのね	傾聴ボランティア／高齢者施設を中心に傾聴活動を実施
3	GENKI応援ボランティア	高根沢町内の、障害児者を対象に交流や活動支援を実施

注) 令和6年9月末現在

資料：高根沢町社会福祉協議会

5 高齢者福祉対策事業

○高齢者福祉対策事業として、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯への訪問と生活支援、一般高齢者介護予防事業「元気はつらつ運動教室」の開催、地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）設置、高齢者見守り配食サービスを行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯への訪問と生活支援	○登録したひとり暮らし高齢者、高齢者世帯へ、状況に応じて定期的な訪問の実施
一般高齢者介護予防事業「元気はつらつ運動教室」の開催	○65歳以上を対象とし、体操指導員による運動や栄養士等による専門の講座を行い、介護予防を促進する
地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）設置	○地域ボランティアを担い手としたふれあいいきいきサロンの設置と担い手講座を開催
高齢者見守り配食サービス	○ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯への昼食宅配により、栄養面からの健康増進と安否の確認を実施

事業の実績

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯への訪問と生活支援

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録ひとり暮らし高齢者(人)	293	316	295	289	273
登録高齢世帯(世帯)	94	99	89	92	83
合計(世帯)	387	415	384	381	356

資料：高根沢町社会福祉協議会

一般高齢者介護予防事業「元気はつらつ運動教室」の開催

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催会場数(か所)	4	5	4	4	4
延べ開催回数(回)	122	64	87	133	128
延べ参加者数(人)	2,170	574	1,050	1,329	1,396

注) 令和4年度は感染対策のため参加上限を各会場25人に限定 資料：高根沢町社会福祉協議会

地域の居場所(ふれあいいきいきサロン)設置

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置か所数(か所)	14	15	15	16	16
うち新設か所数(か所)	1	1	0	1	0
合計開催回数(回)	187	80	127	186	224

資料：高根沢町社会福祉協議会

高齢者見守り配食サービス

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数(人)	72	70	127	93	116
延べ配食数(食)	4,721	7,872	7,820	8,145	10,839

資料：高根沢町社会福祉協議会

6 障がい者福祉対策事業

○障がい者福祉対策事業として、広報朗読テープ配布事業、手話講習会の開催、障がい児と支援ボランティアの交流事業を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
広報朗読テープ配布事業	○みすず会の協力を得て「広報たかねざわ」、「たかねざわ社協だより」の読替テープを作成し配布
手話講習会の開催	○初めて講習を5月から12月に毎週開催（タウンセンター）、ステップアップ講習を月1回開催（図書館中央館）
障がい児と支援ボランティアの交流事業	○GENKI応援ボランティアの協力を得て障がい児との交流事業を実施

事業の実績

広報朗読テープ配布事業

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	5	5	5	3	3
設置施設数（か所）	12	12	12	9	9

資料：高根沢町社会福祉協議会

手話講習会の開催

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
初めて講習（回）	30	18	5	14	14	
登録人数（人）	15	21	12	17	18	
講習生研修（回）	1	0	1	-	-	
ステップアップ講習	開催回数（回）	-	-	-	30	12
	登録者数（人）	-	-	-	16	17

資料：高根沢町社会福祉協議会

障がい児と支援ボランティアの交流事業

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交流事業数（回）	2	中止	1	1	2
延べ参加者数（人）	50	-	15	18	27

資料：高根沢町社会福祉協議会

7 福祉教育・子育て支援事業

○児童福祉の推進のため、福祉教育・子育て支援事業として、子どもと高齢者の交流事業、児童生徒等に対する福祉体験講師派遣、こども食堂応援事業を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
子どもと高齢者の交流事業	○町内保育園にて実施されている、シニアクラブ会員との交流活動への助成
児童生徒等に対する福祉体験講師派遣	○学校で行われる福祉学習プログラムの提案及び講師の派遣
こども食堂応援事業	○こども食堂事業の拡大に向け、新たなこども食堂の立ち上げの支援 ○こども食堂プロジェクトの運営支援

事業の実績

子どもと高齢者の交流事業

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施保育園数（園）	7	3	2	2	4
延べ交流会開催回数（回）	25	24	2	4	11

資料：高根沢町社会福祉協議会

児童生徒等に対する福祉体験講師派遣

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施学校数（校）	3	2	2	5	3

資料：高根沢町社会福祉協議会

こども食堂応援事業

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
こども食堂数（か所）	-	-	-	2	2
新規開設か所数（か所）	-	-	-	2	0
延べ開催回数（回）	-	-	-	13	15
延べ食数（食）	-	-	-	1,473	2,097
ボランティア保険助成回数（回）	-	-	-	13	15

注）令和4年度からの事業

資料：高根沢町社会福祉協議会

8 災害時対策事業

○災害時対策事業として、避難行動要支援者台帳の作成、登録の促進を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
避難行動要支援者台帳の作成及び管理	○調査員による避難行動要支援者台帳の更新、新規調査等の実施

事業の実績

避難行動要支援者台帳の作成及び管理

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（人）	497	491	562	606	532
うち新規登録者数（人）	12	37	47	110	86
更新対応件数（件）	97	86	387	538	333

資料：高根沢町社会福祉協議会

9 福祉センターの指定管理運営

○福祉センターの指定管理運営として、各種団体への会議室等貸出、高齢者の福祉センターを利用したサークル活動の支援を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
各種団体への会議室等貸出	○集会室、多目的室、会議室を福祉団体等への貸出の実施
高齢者の福祉センターを利用したサークル活動の支援	○将棋、囲碁、カラオケ、民舞、手芸、フラダンス等の高齢者サークル活動を支援

事業の実績

各種団体への会議室等貸出

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
集会室	貸出回数（回）	325	中止	265	315	311
	延べ利用者数（人）	4,248	-	2,702	2,881	2,199
多目的室	貸出回数（回）	-	中止	78	107	113
	延べ利用者数（人）	-	-	512	770	670
会議室	貸出回数（回）	188	中止	265	271	356
	延べ利用者数（人）	1,414	-	984	982	1,166

資料：高根沢町社会福祉協議会

福祉センターでの高齢者のサークル活動支援団体

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支援団体数（団体）	5	5	6	6	6

資料：高根沢町社会福祉協議会

10 情報発信

○情報発信として、広報誌「たかねざわ社協だより」の発行、町内各種イベントでの啓発、ホームページ、SNS、LINEでの啓発を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
広報誌「たかねざわ社協だより」の発行	○年2回、社会福祉協議会広報誌の発行
町内各種イベントでの啓発	○エコフェスタ、文化祭、情報の森マラソン、さくらフェスタにて啓発の実施
ホームページ、SNS、LINEでの啓発	○ホームページを更新し各種情報を提供 ○SNSやLINEでの情報の発信・相談の受付を実施

事業の実績

広報誌「たかねざわ社協だより」の発行

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
発行回数（回）	2	2	2	2	2

資料：高根沢町社会福祉協議会

町内各種イベントでの啓発

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
参加イベント件数（件）	3	中止	0	4	5

資料：高根沢町社会福祉協議会

ホームページ、SNS、LINEでの啓発

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ホームページ更新（回）	6	4	6	3	3
SNS更新回数（回）	-	-	-	81	68
LINE（回）	-	-	-	28	12

資料：高根沢町社会福祉協議会

II 日本赤十字社事業

○日本赤十字社事業として、災害救援物資の交付、赤十字奉仕団員活動への支援を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
災害救援物資の交付	○火災等の被害を受けた世帯へ布団、毛布、救急セットの給付
赤十字奉仕団員活動への支援	○高根沢町分区赤十字奉仕団が行うボランティア活動の支援

事業の実績

災害救援物資の交付

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
交付件数（件）	1	1	1	1	2

資料：高根沢町社会福祉協議会

赤十字奉仕団員活動への支援

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第2ブロック支部総合訓練 参加者数（人）	-	中止	7	-	-
災害ボランティア講座で の炊き出し実演回数（回）	2	中止	-	2	1
延べ参加者数（人）	-	-	-	21	6
フードドライブの運営協力 回数（回）	-	中止	3	3	3
延べ協力者数（人）	-	-	18	12	6
赤十字救急法等講習会の 開催	-	中止	-	1	1
参加者数（人）	-	-	-	22	22

資料：高根沢町社会福祉協議会

12 募金活動等

○募金活動として、赤い羽根共同募金を行っているほか、日本赤十字会費、町愛の基金造成、社会福祉協議会費、各種義援金を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
募金活動	○活動の財源確保として、各種募金を実施

事業の実績

募金活動

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
赤い羽根共同募金（円）	2,931,400	2,869,405	2,686,959	2,400,117	2,394,386
日本赤十字会費（円）	2,488,450	2,335,000	2,184,400	1,912,900	1,910,000
個人寄付（円）	1,000,000	-	-	-	-
町愛の基金造成（円）	2,926,894	1,520,571	1,094,768	1,475,004	1,297,135
個別募金（円）	974,100	-	-	-	-
社会福祉協議会費（円）	2,483,250	2,322,600	2,188,800	1,938,400	1,905,020
各種義援金（円）	70,886	8,073	-	75,119	553,491

資料：高根沢町社会福祉協議会

13 その他

○そのほか、不要入れ歯リサイクル、善意銀行の運営、使用済み切手収集を行っています。

事業の概要

事業名	事業概要
不要入れ歯リサイクル	○役場、福祉センターに「入れ歯回収ボックス」を設置し、入れ歯をリサイクルした益金を地域に還元
善意銀行の運営	○住民からの善意（物品寄贈）の窓口を設置
使用済み切手収集	○家庭や企業にある使用済み切手を回収し、益金を福祉活動へ活用

事業の実績

不要入れ歯リサイクル

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
回収義歯 (g)	109	0	0	154	0

資料：高根沢町社会福祉協議会

善意銀行の運営

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
寄付件数 (件)	3	7	7	3	5
うち個人 (件)	2	6	2	0	4
団体 (件)	1	1	2	3	1

資料：高根沢町社会福祉協議会

使用済み切手収集

年 度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収集量 (kg)	-	-	-	-	6
回収箱設置か所 (か所)	-	-	-	-	7

注) 令和5年度からの新規事業

資料：高根沢町社会福祉協議会



第4章 第1期計画の目標値への到達状況

○第1期計画で掲げた基本目標ごとの目標値への到達状況は、次のようになっています。

基本目標1 みんなでつながり支え合うまち

項目	第1期計画		実績値
	現状値	目標値	
高齢者の地域の居場所 (ふれあいいきいきサロン)	14か所 (令和元年度)	20か所 (令和6年度)	17か所 (令和6年度)

注) 実績値は、令和6年9月末現在

基本目標2 いくつになっても安心・安全 住んで楽しいまち

項目	第1期計画		実績値
	現状値	目標値	
総合相談窓口の設置	未設置 (令和元年度)	設置 (令和6年度)	設置 (令和6年度)

注) 総合相談窓口として、令和3年度に地域支えあいセンターまるっとを設置

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

項目	第1期計画		実績値
	現状値	目標値	
住民意識アンケートの設問 「福祉サービスを利用しない理由」として「制度や仕組みがよくわからない」を選択した割合	70.3% (平成30年度)	40.0% (令和6年度)	59.6% (令和5年度)

第5章 計画の基本的考え方

1 基本理念

- 「地域共生社会」の実現を目指し、本計画の基本理念は第1期計画を引き継ぎ、次のように掲げます。

「支えあい みんながつながる 高根沢」

2 基本目標

- 基本理念に基づき、本計画の基本目標は第1期計画を引き継ぎ、次の3つを掲げます。

基本目標1 みんなでつながり支え合うまち

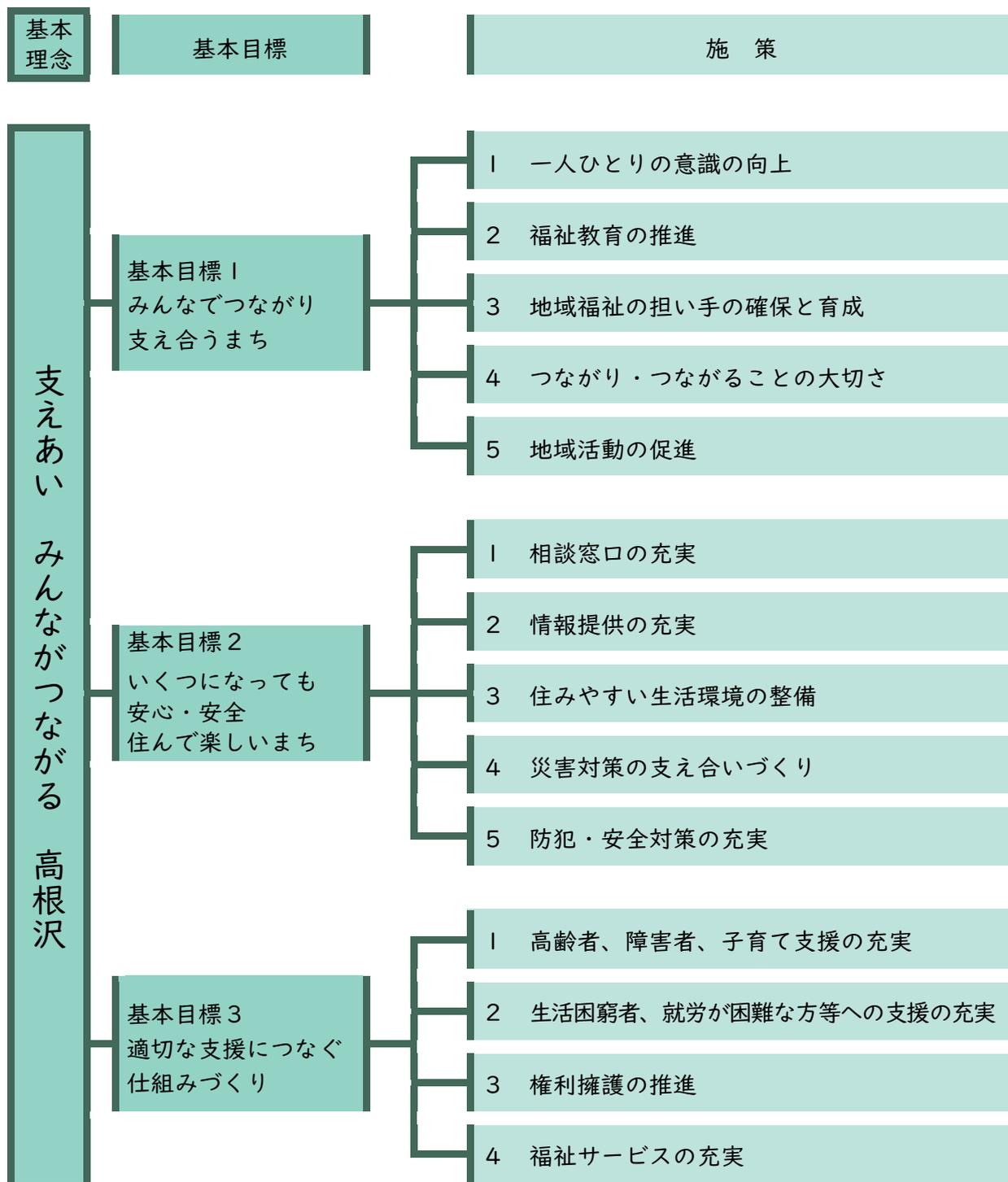
基本目標2 いくつになっても安心・安全 住んで楽しいまち

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

- なお、第1期計画では、基本目標ごとに重点事業及び目標値を設定しましたが、策定委員会、ワーキンググループでの検討を踏まえ、本計画では基本目標ごとに〈今後5年間で目指す姿〉を掲げます。

3 施策体系

○基本理念のもとに基本目標の実現を目指し、本計画の施策体系は第1期計画を引き継ぎ、次のように展開します。



第6章 施策展開及び実施体制

基本目標Ⅰ みんなでつながり支え合うまち

<今後5年間で目指す姿>

《住民の意識について》

- 一人ひとりが地域での生活に支援を必要とする人や課題を“我が事”として捉え、人と人とのつながりの大切さを共有しながら互いに気遣う輪が着実に広がっています。

《担い手の働きについて》

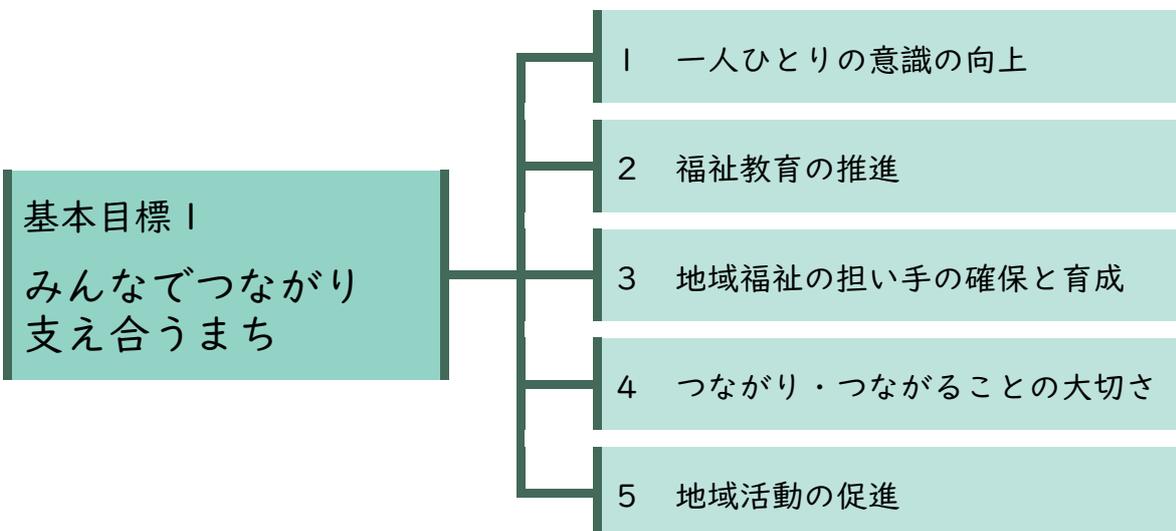
- 今ある高齢者、障害者、子どもなどの集いの場や、自治会、社会福祉協議会、ボランティア団体、生活支援コーディネーター、第2層協議体の活動に加え、様々な集いの場が新たに立ち上がっており、集いの場同士がつながり、連携が強まっています。

《住民の社会とのつながり方について》

- 居場所が必要な人が自分に合った居場所を選び、参加することができる「誰もが参加できる集いの場」の選択肢が着実に増えています。

<基本目標>

<施策>



1 一人ひとりの意識の向上

<現状・できたこと>

- 福祉に関する情報誌「ミルシル」を発行するほか、「福祉」に関する内容の講習会を住民向けに実施し、住民が「福祉」を“我が事”ととらえて考える機会を創出しました。
- 募金等への協力により、できることから取組を行う姿勢が見受けられます。
- 第1層協議会及び中学校区ごとの第2層協議体の活動により、事業所や団体、住民が参画し見守り活動や地域のサロン活動が行われています。
- 住民アンケートでは、地域に生活上の課題を抱える人がいることの認識については、前回調査と同様に「知らない」が7割以上と多くなっています。

<課題>

- 地域で困っている人のことを“我が事”として意識できることが大切であることから、“我が事”ととらえる意識の醸成が必要です。
- 事業所、団体において、従業員やメンバーに対して福祉に関する取組をさらに啓発することが期待されます。
- 町、社会福祉協議会は、地域住民の福祉活動への参加のきっかけとなるよう、地域支えあいセンターまるっとや第2層協議体など、福祉活動に関する情報を住民に継続的に提供していくことが期待されます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・私たちが進んで参加しなくてはならない
- ・気持ちよくお節介する、される、そして嫌な感情を持たない
- ・待っているだけでなく、誰でも自分ができることをできる範囲でしたほうが良い
- ・日本は災害が多く協力し合う風土があり、家族で長期的に住んでいる方々を中心に助け合いの精神を普及させる
- ・自分や家族でできることは自分で行い、無理な時は地域で助け合い、地域で無理な時は行政が助ける

＜それぞれの役割及び対応する事業・取組＞

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
住民	継続	○「福祉」に関心を持ちましょう	住民	○各種講座、研修に参加 ○広報紙やホームページ、SNSなどから情報を得る ○会費や募金、基金への協力 ○フードバンクたかねざわへの協力 ○第2層協議体の情報を得る、または参加 ・協議への参加 ・住民主体の見守り活動への参加 ・住民主体の困りごと支援への参加
	継続	○身の回りの困っている人のことを、他人事ではなく“我が事”にとらえられるようになりましょう		
	継続	○従業員やメンバーに、福祉に対する取組を啓発しましょう	事業所、団体	○従業員に各種講座や研修の参加を促す ○会費や募金、基金への協力 ○フードバンクたかねざわへの協力 ○第1層協議会、第2層協議体への参加・協力
社会福祉協議会	継続	○「福祉」にふれあう機会を増やすため、生活支援事業で取り組まれている生活支援協議体や、住民向けのイベントや講習会を実施します	社会福祉協議会	○情報誌「ミルシル」の発行 ・町内で活動する人、団体をピックアップした情報誌を発行 ○生活支援体制整備事業 ・シンポジウムの開催 ○まるっと公開講座の実施 ・初めての方向けの内容や、スキルアップ講座など多様な内容を実施
	継続	○住民が参加できる場を増やす取組を、ボランティアセンターや志民活動センターにおいて実施します		
町	継続	○住民に福祉に関心を持ってもらえるような啓発や仕組みづくりに取り組みます	健康福祉課	○障がい児者サポーター養成講座 ・障害疑似体験の実施 ○認知症サポーター養成講座 ・認知症の正しい知識や付き合い方について学ぶ
	新規	○悩んでいる人への声かけや支援をする際の心構えについて、学ぶ機会づくりに取り組みます	保健センター	○ゲートキーパー養成講座

2 福祉教育の推進

<現状・できたこと>

- 不登校傾向の児童生徒が心身ともにのびのびと成長できる環境づくりや柔軟な学習支援を行っています。また、福祉に関する講話等を学校教育に取り入れることで、子どもたちが福祉に触れる機会を設けています。
- 子どもたちがお互いを尊重する心を育む環境づくりのために、学校は人権教育や児童生徒アンケート調査を実施し、よりよい学校生活づくりに努めています。
- 社会福祉協議会では、町内小学校の3年生から5年生の福祉学習として、車いす、アイマスク、高齢者疑似体験などに協力しています。
- 町広報紙や社会福祉協議会広報誌における啓発活動や、障害者等に配慮した町役場の職員対応の実践などにより、住民全体が福祉についての取組を把握できるよう努めています。

<課題>

- 事業所・団体において、引き続き積極的に福祉教育の機会をつくることが期待されます。
- 町、社会福祉協議会は、高齢者と保育園児、障害児とボランティアの交流の場づくりを継続していくことが期待されます。
- 町、社会福祉協議会は、地域住民の福祉活動への理解が深まるよう、福祉活動に関する学習の機会や体験の機会を提供していくことが期待されます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・地域福祉がどういうものか理解できない
- ・知的障害のある人が自由に出かけられ、偏見のない社会になること
- ・先のことを考えると、何でも知っておくことは大事
- ・もっと介護の知識を誰でも取得して、いつでも発揮できるようにする
- ・福祉のことにもっと耳を傾けて知識を深めたい
- ・福祉がいざ自分や周りの人が必要になった時には何もわからない状態だと思うため、住民をまきこむような積極的な政策が必要

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
住民	継続	○各種交流事業やボランティア活動に参加し、福祉への理解を深めましょう	住民	○「まるっと」ボランティアコーディネートの利用 ○町や社会福祉協議会が開催する各種講座、研修への参加 ○地域や団体での福祉教育への協力・参加 ○福祉教育への協力・参加
	継続	○福祉に対する色々な情報、事柄に意識を向けるようにしましょう		
	継続	○福祉の課題を身近に感じたら、すぐに学びの機会に参加しましょう		
	継続	○福祉に取り組む事業所、団体は、積極的に福祉教育に取り組みましょう	事業所、 団体	○在宅福祉ネットへの参画 ○福祉教育など、知る・学ぶ機会の創出及び協力 ○イベント等への参加・募集 ○事業所での福祉教育への参加・協力
	継続	○企業などは福祉に関心を持ち、従業員に対して福祉教育の機会をつくりましょう		
社会福祉協議会	継続	○小・中・高校において、福祉教育のコーディネートを行います	社会福祉協議会	○町内小学校での福祉学習の実施・車いす、アイマスク、高齢者疑似体験などを主に3年生～5年生を対象に実施 ○自治会や地域団体への福祉教育や社会福祉協議会の取組の講話 ○子どもと高齢者の交流助成事業・保育園の交流事業に対して補助金（共同募金の活用） ○障がい児者サポーター養成講座への協力 ○在宅福祉ネットへの参画 ○障害児とボランティアの交流会の開催
	継続	○地域や企業に対して、福祉教育を推進します		
	継続	○高齢者と保育園児、障害児とボランティアなど、世代や立場を超えた交流の場をつくり、相互理解を深めるきっかけをつくります		
	新規	○福祉や地域支援に携わる担い手を育成するため、知識を深める公開講座などの機会をつくります		

2 福祉教育の推進

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
町	変更	○すべての子どもに学ぶ機会を確保し、お互いを尊重する心や社会性を育成するため、社会道徳や人間関係づくりのための活動を実施します	学校教育課	○ひよこの家事業 ・不登校傾向の児童生徒への適切な個別支援の実施 ○学びの出前教室事業 ・不登校児童生徒を対象に家庭訪問型の学習支援 ○hyper-QUの実施 ・学校生活における児童生徒の意欲や満足感、及び学級集団の状態を質問紙によって測定 ・年2回実施し、その結果を学級経営に活用
	継続	○住民に対して、福祉を知る機会や関わるきっかけづくりを行います	健康福祉課	○小中学校における人権教室や人権の花運動 ○広報紙を利用した福祉に関する制度等の普及啓発



3 地域福祉の担い手の確保と育成

<現状・できたこと>

- 手話講習会、傾聴ボランティア講座、障がい児者サポーター養成講座、災害ボランティア講座などの様々なボランティアのための学習機会を設け、住民のボランティアに対する関心を促進することができています。
- 住民アンケートでは、地域福祉活動を推進するための中心的な役割を担っている社会福祉協議会について、「よく知っている」方は1割台と低くなっています。
- ボランティア活動を推進するために必要なことは、「ボランティアの募集や活動などの情報の受発信」が6割台、「ボランティアを推進するボランティアセンターの設置」が4割台、「ボランティアの仲介などをするコーディネーターの設置」が3割となっています。
- 社会福祉協議会では地域支えあいセンターまるっとを設置し、ボランティアの相談・コーディネート・登録まで一元して行っています。
- ボランティアの周知方法についても、既存のホームページや社会福祉協議会LINE、Facebook、InstagramといったSNS（ソーシャルネットワークサービス）を開設・利用することで、より多くの人に分かりやすい形で情報が届くよう工夫がなされています。
- 第2層協議体の活動として、住民のちょっとした困りごとに対応する「ちょっと応援隊活動」が行われています。
- 町は社会福祉協議会をサポートするほか、生涯学習の促進に努めています。

<課題>

- 住民、事業所、団体は、福祉について活動し、情報提供をすることが期待されます。
- 町、社会福祉協議会は、福祉について学び、それを活かすことのできる場を設け、ボランティアセンターなど人材を活用できる仕組みを創出することが期待されます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・今お手伝いができるのなら始めてみたい
- ・余っている時間で、ボランティアをしてみたい
- ・ボランティア活動もできればいい

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
住民	継続	○ボランティアに登録し、ボランティアセンターの講座等に積極的に参加しましょう	住民	○傾聴ボランティア講座への参加 ○災害ボランティア講座への参加 ・避難所運営コース ・災害ボランティアコース ・基礎コース ○障がい児者サポーター養成講座への参加
	変更	○地域の担い手として活躍、または担い手のスキルアップにつながる講座等に参加しましょう		
	継続	○事業所や団体の持てる知識や経験を活かして、人材育成に協力しましょう	事業所、 団体	○傾聴ボランティア「あのね」 傾聴ボランティア講座 ○朗読ボランティア「みすず会」 ・毎月町広報紙や「たかねざわ社協だより」の録音テープを作成 ・定期で勉強会の開催 ・「音訳体験会」開催 ○施設や居場所、イベントでの演芸ボランティア活動への参加・協力 ○各地域のスクールガードへの参加・協力
	継続	○従業員やメンバーに、地域活動への参加を促しましょう		
	継続	○把握している福祉の情報を、社会福祉協議会や町に提供しましょう		
社会福祉協議会	継続	○ボランティアセンターや志民活動センターを通じて、地域の担い手の育成に努めます	社会福祉協議会	○手話講習会の開催（毎週） ・新たにステップアップ講座をスタート ○傾聴ボランティア講座の開催 ○災害ボランティア講座の開催 災害ボランティアと避難所運営ボランティアの2つを実施 ○障がい児者サポーター養成講座への協力 ○地域自主防災活動への協力 ○まるっと公開講座の実施 ○第2層協議体の開催 （中学校区：2か所） ・住民主体の活動の補助 ・ちょっ困応援隊活動の補助 ○情報につながりやすいよう、ホームページをリニューアル ○SNSを活用した情報発信 （LINE、Facebook、Instagram）
	継続	○登録したボランティアが、活動しやすいようコーディネートします		
	継続	○小さなことからボランティア活動に取り組めることを周知します		
	継続	○「たかねざわ社協だより」や「ホームページ」を通じて社会福祉協議会の活動を周知することと合わせ、新たに活動の周知方法を研究します		
	継続	○中学校区ごとに設置した生活支援協議体の活動を活発にし、地域の担い手の発掘に力を注ぎます		

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
町	変更	○社会福祉協議会への支援・連携を行うとともに、地域福祉の担い手の育成に努めます	健康福祉課	○社会福祉協議会補助事業 ○生活援助従事者研修及び介護職員初任者研修の費用助成
	新規	○民間・地域住民など新たに居場所づくりを始めたい人を多面的にサポートする仕組みをつくります	健康福祉課	○地域支えあいセンターまるっとによる活動支援



4 つながり・つながることの大切さ

<現状・できたこと>

- 新型コロナウイルス感染防止の観点から各主体の活動は縮小したものの、町、社会福祉協議会を通して地域のつながりを強化するべく、第2層協議体による見守り活動など、できる限りの活動を続けてきました。
- 住民アンケートでは、近所とは「あいさつをする程度のつきあい」が4割台であり、「ほとんどつきあいはない」場合の理由として、「関わる機会がないから」が半数を占めています。

<課題>

- 今後は駅前緑化活動、マルシェ開催を予定しており、地域でのさらなる活動を促していくことが期待されます。
- 住民はつながりの大切さを意識し、自治会や地域の集まりに参加するよう心掛けることが期待されます。
- 社会福祉協議会は、第2層協議体による中学校単位での福祉活動を支援していくことが期待されます。
- 町は、自治会の加入・活動促進のために、自治会のメリットや魅力を工夫しながら発信していくことが必要と考えられます。
- 多様な生きづらさを抱える犯罪をした方等の課題に対応し、社会復帰後に再犯を防止できるよう地域社会で孤立させない「息の長い」支援をするため、関係機関との連携により再犯防止に関する取組を普及し地域や事業所における理解を得るとともに、犯罪をした人が地域生活で必要となるサービスを提供することが求められます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・85歳以上の人に時々会ってほしい
- ・自治会加入率の減少で、近隣のつながりが無くなりつつあり、役場も介入し加入率を上げて地域を活性化する
- ・組内に入らない若い人、抜けていく高齢者で負担が大きい
- ・自治会という大きな組織の役割のある方たちの意識の向上により、つながりも深くなる
- ・お互い様の声掛けの充実、次の世代のためのたすけあいの充実
- ・育成会の活動や人と人とのつながりを持つようとする教育が大切
- ・遊具ありの公園など交流しやすい場がもっとほしい
- ・ご近所とのつながりが一番大切だが、どうしたらつながれるか悩む
- ・子が生まれてから近所づきあいを少しするようになった

＜それぞれの役割及び対応する事業・取組＞

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
住民	継続	○つながり・つながることの大切さを認識しましょう	住民	○第2層協議体の情報を得る、または参加 ・協議への参加 ・住民主体の見守り活動への参加 ・住民主体の困りごと支援への参加
	継続	○あいさつを行い、声かけのしやすい環境づくりに協力しましょう		
	継続	○自治会に加入し、地域行事に積極的に参加しましょう		
		○再犯防止の取組について、理解を深めましょう		
	継続	○利用できる施設情報などを地域に提供し、交流の場をつくりましょう	事業所、 団体	○在宅福祉ネットへの参加 ○第1層協議会・第2層協議体への協力・参加 ○再犯防止についての講演会等の開催・参加
	新規	○協力雇用主についての理解を深めましょう		
社会福祉協議会	継続	○生活支援コーディネーターを中心に、第1層協議会で地域の見守り体制や連携体制について課題を整理します	社会福祉協議会	○生活支援体制整備事業 ○第2層協議体の開催（中学校区：2か所） ・住民主体の見守り活動のサポート ・住民主体の困りごと支援のサポート ○地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）事業の推進、立ち上げ ○見守り等に関する知識や支援に関する講座の実施
	継続	○近所の見守りや助け合いを推進するため、第2層協議体で地域の課題を整理し、見守り体制について協議します		
	継続	○地域見守り協定事業所との連携による見守り体制を整備します		
	継続	○地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）や地区座談会などで、福祉団体組織と住民をつなげる機会をつくり相互理解を深めます		
	継続	○「つながり」の入り口としてあいさつ運動を推進します		

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
町	継続	○民生委員・児童委員や地域見守り協定事業所と連携しながら、孤立化の防止と見守り体制の強化を図ります	健康福祉課	○民生委員・児童委員協議会活動 ○地域見守りネットワーク事業
	継続	○第1層協議会を通して、課題の収集と対応を図ります	健康福祉課	○生活支援体制整備事業
	変更	○児童生徒のあいさつ運動を推進します	生涯学習課	○あいさつ運動
	新規	○スポーツやレクリエーション活動を通じた仲間づくりを推進します	生涯学習課	○スポーツ及びレクリエーションの講座等の実施
	継続	○家庭ごみの搬出が困難な高齢者世帯等を訪問し、安否の確認をし、必要に応じてごみの収集を行います	環境課	○みまもり収集 高齢や障害により、見守りが必要な方の自宅を訪問し、安否確認とごみ出しの支援を実施
	継続	○自治会加入者を増やし、地域の中でのつながりをつくる取組を支援します	総務課	○自治会加入促進チラシの窓口での配布等 ○自治会活動の側面的支援
	新規	○再犯防止の取組について理解が得られるよう、普及啓発に努めます【高根沢町再犯防止推進計画】	健康福祉課	○「社会を明るくする運動」の実施
	新規	○罪を犯した人で支援が必要な人に対して、地域生活に必要な支援を行います【高根沢町再犯防止推進計画】	健康福祉課	○保健・医療・福祉サービスの提供 ○保護司会・更生保護女性会の活動支援、人材の確保支援

【高根沢町再犯防止推進計画】

(1) 地域における理解の促進

施策	内容	担当課
①広報や啓発活動の推進	○罪を犯した人等の生きづらさの背景を理解し、立ち直りをあたたかく受け入れる地域の包摂意識を高めるため、保護司会及び更生保護女性会の活動や再犯防止への取組について普及啓発を図ります。	健康福祉課
②社会を明るくする運動の周知	○犯罪や非行の防止について啓発するため、「社会を明るくする運動」を学校や関係機関等と連携して推進し、周知を図ります。	健康福祉課 学校教育課

(2) 社会復帰への支援

施策	内容	担当課
①相談窓口での支援	○就労や経済的な支援、税金や年金、予防接種等の保健医療、水道などの公共サービス、住民生活の継続に必要な手続きや各制度の利用について、相談支援に努めます。	関係各課
②就労の支援	○就労を希望する障害者の就業を支援するため、宇都宮公共職業安定所との連携に努めます。 ○障害者等の就労の継続及び定着を図るため、就労継続支援や就労定着支援等による支援に努めます。	健康福祉課 社会福祉協議会
③保健医療・福祉サービスの利用支援	○高齢者や障害者、薬物依存等の方を、適切な保健医療・福祉サービスの利用につなげるため、宇都宮保護観察所、とちぎ地域生活定着支援センター、塩谷保護区更生保護サポートセンター、地域包括支援センター、障害児者基幹相談支援センター、地域支えあいセンターまると等との連携を図ります。	健康福祉課 社会福祉協議会 関係各課
④特性に応じた支援	○犯罪をした少年や若者、女性、発達上の課題を有する方など特性に対応した支援を行うため、関係団体と連携し、社会復帰に向けた支援に努めます。	健康福祉課 関係各課

5 地域活動の促進

<現状・できたこと>

- 生活支援体制整備事業においてシンポジウムの実施や近隣自治体の生活支援団体との交流を行うことで、地域活動を担う人材の育成を支援し、活動のハードルが下がるよう工夫しています。
- 住民アンケートでは、「今までボランティア活動をしたことがない」が5割台であり、その理由として「きっかけがなかったから」が半数を占めています。
- 町、社会福祉協議会では、地域支えあいセンターまるっとを設立し、ボランティア相談、コーディネート、登録を行うほか、元気シニア応援窓口として機能させ、ボランティア活動をするための体制を整備しています。
- 第1層協議会、第2層協議体により、住民や事業所・団体の連携による活動が進められています。

<課題>

- サロン活動の活性化、みんなの居場所見本市（サロン作品展示会）の開催、町の縁側づくり事業などを行い、住民にとってより身近な場所・方法で地域づくりに参画できるよう支援を続けていくことが期待されます。
- 住民はクチコミや社会福祉協議会などのSNSの拡散等で情報を広めることが期待されます。また、地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）や趣味の集まりに気軽に行ってみることで、人々が気軽に来やすくなるように工夫することが期待されます。
- 事業所、団体は、従業員にボランティアや地域行事への参加を促し、簡単に始められる取組から実践していくことが期待されます。また、施設のイベントの地域開放も期待されます。
- 町、社会福祉協議会は、第1層協議会、第2層協議体の活動を支援するとともに、ボランティアセンターや町の資源、アイデアを有効活用し、住民が活動できる場・仕組みを構築していくことが望まれます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・ 集団で行えるプロジェクトを中心に企画や住民の要望に対応できる活動を期待
- ・ 地域の拠点を明確にする
- ・ ボランティア活動者には、何らかの優遇（メリット）があればより良い
- ・ みんなが明るく、楽しくなれるようなこと
- ・ 高齢者がお茶・軽食があり、お話しが出来る場所があるといい
- ・ 育成会と自治会の年間費が高いと感じる
- ・ 地域の役員の負担が多すぎる
- ・ 自治会に地域福祉関連の活動を促す
- ・ 他地区とのつながりも重要と思うが、そのような行事がなくなってしまった
- ・ 自治会へ加入していないため、地域の問題などを相談する仕組みがないことへの不安があり、いざという時の助け合いができる仕組みがあると良い
- ・ 個人でできること、団体でやりたいこと（してほしいこと）のように分類すると、わかりやすいし参加もしやすい
- ・ 高齢者だけではなく子どもたちも、地域の人たちと気楽に交流が持てるような場所ができると良い
- ・ そこに住んでいる住民地域の人の意見などを聞く場をもうける
- ・ ボランティアでも何でも良いが、大きな窓口となる物が欲しい
- ・ コロナがあり自治会などの活動もなく班を抜けたが、近所の付き合いもないため交流の場があれば出かけた
- ・ 赤い羽根共同募金等の募金活動を自治会の活動とは別にしてほしい

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
住民	継続	○ボランティアに登録し、ボランティアセンターの講座等に積極的に参加しましょう（再掲）	住民	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアセンターへの登録 ○地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）への参加 ○生活支援協議体への参加・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・第2層協議体 つながる絆あくつ協議体（阿久津中学校区） ・第2層協議体 北高くらし支え合い協議体（北高根沢中学校区） ○おうちでラジオ体操！への参加（生涯学習事業）
	継続	○自らが地域活動の情報に敏感になり、クチコミで情報を広げてみましょう		
	継続	○地域のイベントや地域福祉活動の企画、サークル活動に積極的に参加してみましょう		
	継続	○家先に椅子を置いてみるなど、簡単にできることから集いの場をつくってみましょう		
	継続	○自分の住む地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）に行ってみましょう		
	新規	○地域での生活支援協議体の活動に参加してみましょう		
事業所、団体	継続	○従業員やメンバーに、ボランティア活動や地域活動への参加を促しましょう	事業所、団体	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援協議会への参加・協力 <ul style="list-style-type: none"> ・第1層協議会 ○第1層・第2層合同生活支援協議体への参加・協力 ○イベントの企画 ○エコ・フェスタへの参加・協力 ○情報の森のイベントへの参加・協力 ○福祉施設のイベントの地域開放・地域による協力 ○常設型居場所の講座への参加・協力
	継続	○地域イベントの企画に、積極的に参加してみましょう		
	継続	○所有スペースに椅子を置いてみるなど、簡単にできることから集いの場をつくってみましょう		
	継続	○誰でも参加できるイベントを企画し、地域との交流を持ちましょう		
社会福祉協議会	継続	○赤い羽根共同募金を活用し、地域で行われる誰もが参加できる行事を支援します	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域助成事業（共同募金） <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、育成会、ボランティア団体など、地域で活動する団体の活動への助成事業 ○生活支援体制整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ・第2層協議体の活動支援 ○他市町の生活支援団体との交流会
	継続	○地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）の設置を推進し、誰もが来られる集いの場を増やします		

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
	継続	○ボランティアセンターや志民活動センターを通じて、地域活動を始めたい方への初動支援や地域自治組織をはじめとした住民活動への支援を強化し、団体同士の交流を深めます		○地域支えあいセンターまると設置 ・志民活動相談窓口 ・ボランティア相談窓口 ・元気シニア応援窓口
	継続	○登録したボランティアが、活動しやすいようコーディネートします（再掲）		○地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）事業 ・地域住民が担い手となり、地域に多世代が交流できる「居場所」を設置、運営サポート
	継続	○ボランティアや各種サークルの活動を周知する情報提供のあり方について、新たな方法を研究します		○SNSを活用した情報発信（LINE、Facebook、Instagram）
	継続	○地域の中で、シニアクラブが活躍できる場を創出します		
町	継続	○郷土への愛着心を育むため、地域のコミュニティ活動の支援を行います	生涯学習課	○地域コミュニティ活動推進事業
	継続	○地域美化活動を独自に取り組む団体を支援します	環境課	○まち美化パートナー・美化キャンペーン
	継続	○高齢者等の居場所づくり、活動の活性化等のための支援について検討します	健康福祉課	○介護予防通いの場づくり事業 ○元気あっぷポイント事業
	変更	○集会施設の整備に対する財政的支援を行います	総務課	○自治総合センターコミュニティ助成金の活用 ○集会施設整備事業費の補助
	変更	○住民によるイベントの実施時に、会場や物品の貸出などを行います	生涯学習課	○生涯学習・スポーツ施設の活用促進事業
	変更	○子育て支援センター等で子育てサークル活動に対する支援を行います	こどもみらい課	○地域子育て支援拠点事業

基本目標2 いくつになっても安心・安全 住んで楽しいまち

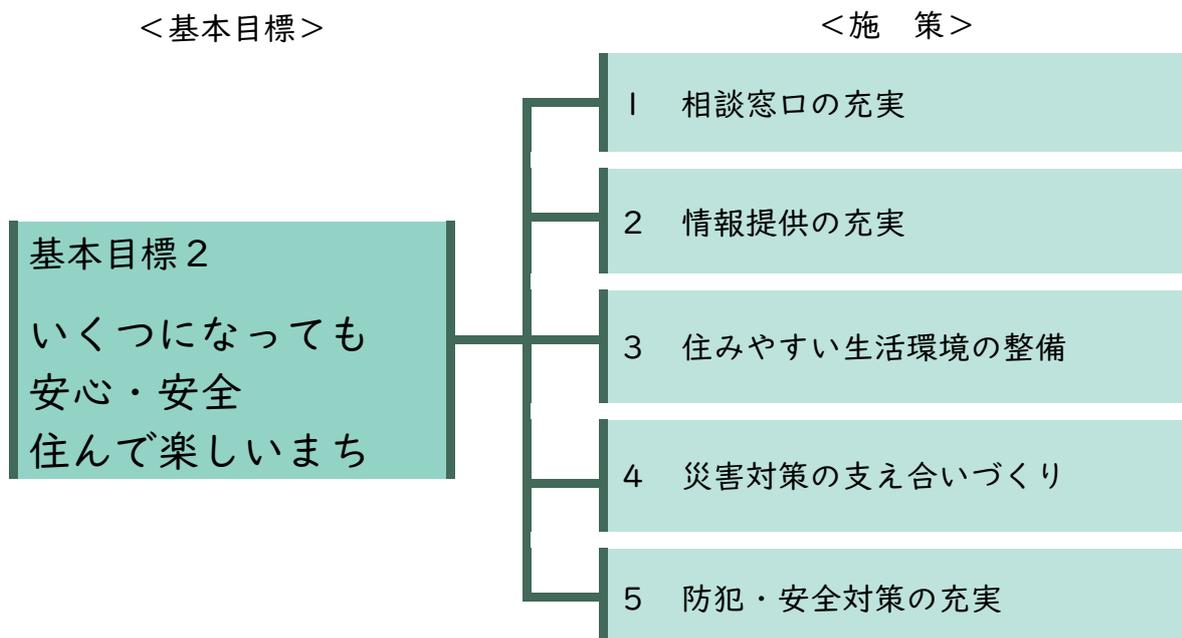
<今後5年間で目指す姿>

《関係機関の連携について》

○日々の暮らしにおいて、また、災害などにより思いがけず困難な状況になった際にも、地域支えあいセンターまるっとをはじめとする各機関の相談窓口が密に連携し、適切な支援を受けるための相談や情報につながることでできる体制づくりができています。

《住民同士の助け合いについて》

○住民が互いに気軽に相談し、支え合いの力を高めながら、年齢などを問わず誰もが地域で安心して生活できます。



1 相談窓口の充実

<現状・できたこと>

- 住民アンケートでは、家族以外の相談先として「友人」が中心となっていますが、行政機関や社会福祉協議会の相談窓口は少なくなっています。また、高根沢町の福祉の向上に必要な取組として、「様々な相談を受け止めてくれる場（窓口）の設置」が多くなっています。
- 既存の情報発信による福祉情報の周知や事業所等と社会福祉協議会・行政の連携に加えて、地域支えあいセンターまるっとの設立及び生活支援コーディネーターの配置により、総合相談事業、包括的相談支援事業、心配ごと相談所、法律相談事業を実施し、住民の困りごとに対応できる仕組みを整備しています。令和4年度からは、LINEを活用した相談も実施しています。
- 「こころの相談」やゲートキーパー養成講座など、自殺対策に関する取組も実施しています。

< 課 題 >

- 町健康福祉課に設置した成年後見制度中核機関により、支援を必要とする方からの相談により綿密に対応できるよう体制を強化していくことが期待されます。
- 町、社会福祉協議会は、地域支えあいセンターまるっとなどの相談窓口の周知を行うとともに、相談支援体制の強化を図ることが期待されます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・どの部分に頼るのか、取り組むことを絞ることが難しい
- ・助けが必要な方の解決に役立つ相談対応をしてほしい
- ・役場で手続きの際の相談対応の充実
- ・誰もが相談しやすい窓口の設置
- ・地域支えあいセンターが有効に機能することが、町の住みやすさに繋がる

1 相談窓口の充実

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組		
住民	継続	○困った人がいたら声をかけましょう また、難しいときは行政や社会福祉協議会に情報提供するようにならしましょう	住民	○地域支えあいセンターまるっとの利用、紹介 ・総合相談事業 ・心配ごと相談所 ・法律相談事業		
	継続	○聞き上手にならしましょう				
	継続	○自分から話し相手をたくさんつくらしましょう				
	継続	○みんなで解決する仕組みづくりに参加しましょう				
	新規	○相談窓口を知り、周りにも伝えられるようにならしましょう				
	継続	○相談窓口の情報を把握し、組織内で共有しましょう			事業所、 団体	○地域支えあいセンターまるっととの連携 ・多機関協働会議への参加 ・専門職間の交流
	継続	○身近な相談を受けたら、多機関と連携して解決を図らしましょう				
継続	○住民の相談役となり、適切な相談窓口へのつなぎ役にならしましょう					
社会福祉協議会	継続	○聞き上手になるための傾聴技術を学ぶ講座を開催します	社会福祉協議会	○地域支えあいセンターまるっとの運営 ・総合相談、包括的相談支援、心配ごと相談、法律相談の実施 ○町内施設・事業所との連携 ○LINEでの相談窓口 ○傾聴ボランティア講座の開催		
	継続	○無料法律相談や心配ごと相談を行います ○より専門的な相談を行います				
	継続	○相談体制を強化するため、町と連携しながら総合相談窓口を設置し、関係機関のつなぎ役としてコーディネーターを配置します				

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
町	変更	○相談窓口を集約した総合相談窓口を福祉センターに設置し、関係機関をつなぐコーディネーターを配置します	健康福祉課	○地域力強化推進事業（委託事業） ○重層的支援体制整備事業 ・地域支えあいセンターまるっと（委託事業） ○生活支援コーディネーターの配置 ○障害児者基幹相談支援センター（委託事業）
	変更	○情報の収集整理、行政機関内での共有、住民への周知を関係課で連携した対応を行います	企画課 健康福祉課 学校教育課 こどもみらい課	○町ホームページやSNSを活用した情報発信 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置 ○園だより・小学校だよりの相互配布 ・各保育園・小中学校・主管課に配布し情報発信 ○保育園・小学校だよりを活用した情報収集
	継続	○心の健康に関する相談を実施するとともに、自殺対策に関する啓発活動を行います	保健センター	○こころの相談窓口啓発、こころの相談 ○ゲートキーパー養成講座

2 情報提供の充実

<現状・できたこと>

- 既存の情報紙やホームページ、防災防犯メールを活用し、町、社会福祉協議会の情報の周知を行ってきました。
- 住民アンケートでは、福祉サービスに関する情報の入手先として、「広報紙」「インターネットやSNS」があげられています。
- 社会福祉協議会においては、「たかねざわ社協だより」や情報誌「ミルシル」の発行、各種SNSアカウントを開設し、効果的に情報発信を行っています。
- 朗読ボランティア「みすず会」の協力により、町の広報紙や社会福祉協議会の広報誌の朗読データの提供を行っています。

<課題>

- 今後は、住民目線の情報ガイドの作成・配布により情報発信をさらに工夫していくことが期待されます。
- 住民は、クチコミの利用または社会福祉協議会のSNSの拡散などを通して、町の有用な情報をお互いに拡げ合う役割を果たすことが望まれます。
- 町、社会福祉協議会は、地域の団体の会合や町のイベント等において、福祉に関する情報を提供していくことが望まれます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・地域福祉のイメージがつかないため、もう少し具体的な説明が必要
- ・地域支えあいセンターまるっとを知る人が少ないので、普及させていって欲しい
- ・福祉に関しての情報があまり流通しておらず、行政の活動内容やサービスが不透明
- ・福祉に頼る時が来た時、どのように利用できるのか知りたい
- ・自治会に入っていないと、得られる地域の情報も少ない
- ・行政として政策の提案、情報の発信を積極的に行ってほしい
- ・私を含め住民はあまりにも知らなさすぎるため、現在の施策PRが大切
- ・負担軽減のメニューを提示してほしい（どんな制度があるか分かりにくい）
- ・情報発信・受信についてより地域に根ざした方法を検討してほしい
- ・各地域への情報発信が大切
- ・活動をSNSで発信してほしい
- ・情報伝達は①ネット②有線（有線放送、広報車等）の2つで行う
- ・各世代間の意見交流を積極的に発信

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
住民	継続	○町の様々な情報を知ろうとする意識を持ちましょう	住民	○町や社会福祉協議会などのホームページの閲覧 ○町や社会福祉協議会などのSNSをフォローする、または閲覧する(LINE、Facebook、Instagram) ○防災防犯メール登録
	継続	○クチコミという手段の有効性を理解し、積極的に情報提供を行っていきましょう		
	新規	○町や社会福祉協議会のホームページ、SNSをお気に入り登録しましょう		
	新規	○防災防犯メール登録をしている方は、登録していない方に登録を勧めましょう		
	継続	○利用できる施設情報などを、地域や行政・社会福祉協議会に提供しましょう	事業所、団体	
社会福祉協議会	継続	○「たかねざわ社協だより」を発行して、福祉に関する情報提供を行います	社会福祉協議会	○「たかねざわ社協だより」の発行(年2回) ○情報誌「ミルシル」の発行 ○みすず会と連携し、広報誌の朗読データの配信 ○SNSを活用した情報・活動の発信(LINE、Facebook、Instagram) ○集会や講話への職員派遣
	継続	○福祉事業所や施設、民間企業などからの福祉情報を集約し、住民に向けて発信します		
	継続	○各種イベントやホームページを通して、啓発活動を行います		
	継続	○既存の媒体だけでなく、より効果的な情報発信方法について研究します		
	新規	○福祉について説明する機会の創出、職員の派遣を地域や団体の要請に応じて行います		
町	変更	○「広報たかねざわ」や町ホームページを中心に、より見やすく・使いやすく・わかりやすい情報を提供します	企画課	○広報たかねざわ発行事業 ○情報発信事業 ・町ホームページ、とちぎテレビデータ放送
	継続	○既存の媒体以外の情報発信方法について研究します		

2 情報提供の充実

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
	変更	<ul style="list-style-type: none"> ○災害や避難情報が、住民に広く正確に伝わる方法を検討します ○災害や避難情報を住民に広く正確に伝えるため、多様な方法を検討します 	地域安全課 企画課	<ul style="list-style-type: none"> ○防災防犯メール、町防災行政無線、全国瞬時警報システム（Jアラート）、エリアメール、町ホームページの活用 ○情報発信事業 <ul style="list-style-type: none"> ・町ホームページ、とちぎテレビデータ放送
	新規	<ul style="list-style-type: none"> ○防災防犯メールについて周知し、登録者を拡大します 	地域安全課	<ul style="list-style-type: none"> ○防災防犯メール未登録者に対する登録者からの周知方法の検討



3 住みやすい生活環境の整備

<現状・できたこと>

- 住民の交通の利便性を確保するため、デマンドバス「たんたん号」を活用しています。PRを行うほか、高齢者・障害者の利用支援、運行ネットワークの拡充、運行車両の更新を実施することにより、その利用促進を図っています。
- 住民アンケートでは、住んでいる地域で感じる生活課題として、「道路の整備」「障害者・子ども・高齢者・妊産婦などの過ごしやすい町並みの整備」「移動手段の確保」があげられています。
- 社会福祉協議会では、第2層協議体による見守り活動や困りごと支援のサポートを行うとともに、移動販売車の情報提供を行っています。
- 道路や公園の整備にあたり、「バリアフリー」・「インクルーシブ」の考え方を取り入れることで、多様性を考慮したまちづくりを進めています。
- 空き家の適正な管理を進めるため、空き家バンク制度や適正管理についての周知を行っています。

<課題>

- 空き家の適正管理、利活用についても近年は関心が集まる分野であるため、引き続きさらなる施策の展開が望まれます。
- 事業所、団体においては、所有する移動手段を地域に提供できるか検討すること、危険箇所、楽しめる場所を探し情報提供すること、空き家を活用した取組を検討することにより、自分たちの暮らす地域に何があるのか、どういう場所なのかについて知る機会を創出することが期待されます。
- 町、社会福祉協議会は、地域の中での困りごとについて、住民主体による活動により解消できるよう、生活支援協議体による活動を支援していくことが期待されます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・道路が狭く運転や歩くのが怖い場所がある
- ・公園の遊具の老朽化対策
- ・隣近所とのプライバシーの保護意識の啓発
- ・空き家があちこちある
- ・魅力的なお店も少ないので、若者離れは否めない
- ・スーパー等の買い物施設が宝積寺地区になく、高齢者が買い物しづらい
- ・歩くことができず買い物に困っているので、車で売りに来る
- ・高齢者ドライバーの積極的免許返納に向けたインフラ整備と教育の強化
- ・免許を返納しても、外出を助けてくれるサービスを充実する
- ・交通の便（バスなど）を増やしてほしい
- ・デマンドバス「たんたん号」の高齢の乗客の安全性への配慮
- ・デマンドバス「たんたん号」の台数を増やして、高齢者の運転を減少させたい
- ・テイ・エステックのバスに住民も乗せてくれたら便利な移動手段になる
- ・子どもたちの笑い声が聞こえ、外で遊ぶ姿が見えるような地域にする
- ・市街化調整区域を解除して、家を建てられるエリアを増やす
- ・小児科、眼科、皮膚科などの専門医療機関を増やしてほしい
- ・ゴミ出しのルールของ普及、違反のゴミ燃しへの啓発
- ・総合病院の整備
- ・若年層が住みやすい環境づくり
- ・自然環境の保全と河川の清掃
- ・河川の護岸整備（増水時水があふれそうでこわい）

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組		
住民	継続	○デマンドバス「たんたん号」を積極的に利用しましょう	住民	○デマンドバス「たんたん号」の利用		
	継続	○安心して遊べる環境づくりに協力しましょう				
	継続	○町歩きをして、危険な箇所や楽しめる場所を探してみましょう				
	継続	○所有する移動手段を、地域に提供できるか検討してみましょう			事業所、 団体	○防災まち歩き
	継続	○活動の中で危険な箇所や楽しめる場所を探して、地域に情報を提供しましょう				
	継続	○空き家を活用した取組を検討してみましょう				
社会福祉協議会	継続	○福祉協力店や、募金箱、フードポスト協力店など、地域の情報をホームページ上で発信します	社会福祉協議会	○移動販売車の情報提供 ○生活支援体制整備事業 ・第2層協議体活動のサポート ・住民主体の見守り活動のサポート ・住民主体の困りごと支援のサポート		
	継続	○外出に不安を感じている方の移動手段の確保のため、事業所や民間の活動を活用できるか研究します				
	継続	○第2層協議体の活動支援を行い、住民による見守り、困りごと支援活動の立ち上げをサポートします				
町	変更	○今後もデマンドバス「たんたん号」がより便利で安心して利用できる仕組みづくりに努めます	地域安全課	○デマンドバス「たんたん号」の適切な運行		
	変更	○デマンドバス「たんたん号」の利用を促進するとともに、福祉有償運送の充実や、公共交通の利用が難しい方の移動についての仕組みを検討します	健康福祉課 地域安全課	○デマンドバス「たんたん号」の利用促進PR ○高齢者外出支援事業 (80歳以上たんたん号無料) ○要支援者等外出支援事業 ○移動支援事業(障害者) ○同行援護(障害福祉サービス事業)		

3 住みやすい生活環境の整備

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
	継続	○住みやすいまちづくり実現に向けて、計画的に道路や公園を整備します	都市整備課	○道路網整備計画に基づいた都市計画道路事業 ○公園について、トイレのバリアフリー化やインクルーシブな遊具の設置
	変更	○空き家の適正管理や利活用の促進に努めます	都市整備課 地域安全課	○空き家バンク制度の実施 ○空き家所有者への適正管理の周知
	新規	○地域における子育てを応援する施設を拡大します	健康福祉課	○「赤ちゃんの駅」設置事業



4 災害対策の支え合いづくり

<現状・できたこと>

- 防災訓練、避難所での生活支援、災害時備蓄品の更新などのほか、災害時要援護者への支援をする仕組みを設けることで、災害時に誰も取り残さない体制づくりに寄与しています。
- 住民アンケートでは、災害発生時に地域に気になる人は「知らない」が4割近くになっていますが、地域で災害時の備えとして重要なこととして「日ごろからの隣近所とのあいさつ、声かけやつきあい」が3割台、「避難の際に手助けが必要な人の把握や情報伝達の体制・ルールづくり」が2割台となっています。
- 社会福祉協議会では、災害時に向けた防災ボランティア講座の実施、避難行動要支援者台帳の更新、災害備蓄品の確保を行っています。
- 学校では、小学5年生、中学1年生へのマイ・タイムライン作成講座の開催、町職員や防災士による講話や訓練が行われるなど、住民の方が防災に参画するための工夫もなされています。
- 町では、防災ハザードマップによる周知、防災行政無線による情報提供を行っているほか、自主防災組織による地区防災計画の作成を支援しています。

<課題>

- 住民は普段から防災に関心を持ち、実際に行動に移して有事に備えておく必要があります。また、災害・防災に関する講座や勉強会に参加し、自分だけでなく周囲の人とも防災について情報を共有し、地域の防災力を高めていくことも期待されます。
- 災害時における介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者との連携体制を強化していくことが期待されます。
- 町、社会福祉協議会は、避難行動要支援者対応マニュアルの現状に合わせた修正・訓練を行うことが必要とされます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・公園を災害時に使用できるようにする
- ・災害を考えると、近所のつながりは必要だと改めて考えさせられた
- ・災害時の避難所として、ゴルフ場をキャンプ場にする
- ・元気あっぷむら（ゴルフ場も）も避難所として機能するようにして欲しい

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組		
住民	継続	○防災について家族や地域で話し合い、避難所の場所も確認しておきましょう	住民	<ul style="list-style-type: none"> ○災害対応訓練への参加 ○自主防災組織の設置 ○地域防災訓練の実施 ○防災ラジオの利用 ○防災士養成講座への参加 ○自主防災組織による地区防災計画の作成（4地区で作成済） ○マイ・タイムライン作成講座の開催（小学5年生、中学1年生） 		
	継続	○自助の徹底（必要生活物資と3日分の食料の準備、避難所は住民が運営等）を心がけましょう				
	継続	○町防災訓練に参加しましょう				
	継続	○地域の防災について、お住まいの地区の防災士と一緒に考えてみましょう				
	新規	○災害・防災に関する講座や勉強会に参加してみましょう				
	継続	○災害発生時に人的・物的資源の提供に努めましょう			事業所、 団体	<ul style="list-style-type: none"> ○地域防災訓練、自主防災組織への協力 ○災害ボランティア講座への参加 ○災害備蓄品のフードロス対応・フードバンクたかねざわへの寄付 ○町の災害対応訓練への参加 ○防災士養成講座への参加
	継続	○町防災訓練に協力しましょう				
	継続	○防災・減災のための研修を実施しましょう				
	継続	○災害ボランティアの養成に協力しましょう				
継続	○災害時の担い手として活動しましょう					
社会福祉協議会	継続	○災害時に活躍できる災害ボランティアを育成します	社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○地域安心安全会議 防災部会 ○災害救援物資の交付（日本赤十字社） ○災害備蓄品の準備（福祉センター） ○災害ボランティア講座の開催・災害ボランティア、避難所運営ボランティアの講座を実施 ○まるっと公開講座との連携 ○避難行動要支援者台帳整備事業 ○災害・防災に関する基礎・入門講座、勉強会の開催 		
	継続	○災害が起きた時に支援が必要な方をあらかじめ把握するため作成している避難行動要支援者台帳を更新します				
	継続	○火災などの災害にあわれた方に対して、布団等の見舞い品を給付します				
	継続	○福祉避難所開設のための物品を備蓄し、有事の際には貸出ができるよう準備します				
	新規	○災害・防災に住民が関心を深められるよう、学びの機会を提供します				

主体 町	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
	変更	○災害時の避難に支援が必要な方を把握するとともに、支援方法のマニュアルを整備します	健康福祉課	○要援護者支援事業 ○避難行動要援護者台帳や支援マニュアルの整備 ○避難行動要支援者名簿のデジタル活用
	継続	○身体面や医療面において、特別な配慮が必要な被災者に対応できる体制を確保します ○災害時要援護者や女性の避難所における生活支援等を充実させます ○介護サービス事業所との連携の仕組みをつくります	地域安全課 健康福祉課	○防災講演会の実施 ○町災害対応訓練時の住民参加型訓練の実施 ○拠点避難所への災害時備蓄品の集積と更新 ○福祉避難所 ○災害時における介護サービス事業者との連携
	継続	○災害時に、避難誘導や安否確認等の活動が機能するよう、広く防災知識を普及し啓発します ○防災ハザードマップの改訂版や『地域防災計画』の概要版等（地区防災計画）を作成し、住民に周知します	地域安全課	○災害時の情報を発信する防災防犯メールへの登録促進 ○避難行動要支援者に対して戸別受信機の無償貸与 ○防災ハザードマップ（『地震・洪水ハザードマップ』）の配布 ○『地域防災計画』概要版の配布
	継続	○定期的に防災訓練を実施し、自主防災組織の役割分担を明確にするとともに、訓練内容の充実を図ります	地域安全課	○自主防災組織活動支援補助金交付制度の活用促進 ○防災士資格取得補助金交付制度の活用促進 ○各地区での防災訓練の実施支援
	継続	○正しい防災知識を普及するため、「防災士」を養成します ○町防災士により、自主防災組織の活動の計画づくりをサポートします ○防災士が自主防災活動におけるリーダー的存在になれるよう、防災士のスキルを向上します	地域安全課	○防災士養成講座の開催 ○町防災士による地区防災計画の作成支援 ○防災士（養成講座参加者）へのマイ・タイムライン作成講座の開催、町災害対応訓練時の参加協力の依頼

4 災害対策の支え合いづくり

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
	継続	○防災無線情報が伝わりにくい地域や人に対して、新たな周知方法を研究します	地域安全課	○難聴地区への戸別受信機の配布 ○電話で放送内容を確認できる防災行政無線テレホンサービスの普及 ○防災行政無線の放送内容のメール送信
	変更	○児童生徒に防災教育を実施し、防災に関する知識の普及を図ります	学校教育課	○学校安全（防災）の推進



5 防犯・安全対策の充実

<現状・できたこと>

- 交通安全については、学校をはじめ様々な関係機関が住民の安全を守るため、スクールガードや第2層協議体による見守り活動、県、警察、町交通安全協会や防犯連絡協議会などの団体との連携による啓発活動、各種対策等を実施しています。
- 消費者問題についても、消費生活センターによる相談事業や対策講座を実施し、被害が拡大しないよう対策を試みています。

<課題>

- 住民は日頃から自分たちが安心・安全に暮らしていけるよう、周囲と協力しながら防犯・安全対策の意識醸成を図ることが望まれます。まち歩き、防災マップ作りは有効な取組としてあげられます。
- 第2層協議体の活動を住民に普及し、住民主体による見守り活動など、地域の安全への意識が高められることが期待されます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・子どもや高齢者が安全に歩ける道路の整備
- ・通学路を子どもたちが安全に歩けるよう整備してほしい
- ・道幅が狭い（住宅内は特に）、学校の近くでも歩道がない
- ・町役場周辺の住宅街付近の道路の車両速度の低下を促す
- ・若い人たちが高齢になっても安心して暮らせる街づくり
- ・高齢者が明るく健康に生活できるよう道路の整備（歩道・自転車レーン）
- ・デマンドバス「たんたん号」やタクシーを利用せず、いつまでも車の運転をしている高齢者が怖い
- ・狭い道路や通学路に車スピードを出させないような仕組みが必要
- ・防犯灯（街灯）の維持管理（電球の交換）
- ・街灯が少なく危ない

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
住民	継続	○危険箇所の把握をしましょう また、行政に情報を提供しましょう	住民	○学校からのスクールガード依頼への協力 ○防災まち歩きの開催 ○防災マップ作り ○自主防災活動への参加
	継続	○防犯や防火、交通安全の情報を入手し、実行してみましよう		
	継続	○普段から顔見知りの関係を作ることによって犯罪を防ぎましよう		
	継続	○町歩きをして、危険な箇所や楽しめる場所を探してみましよう		
	継続	○スクールガードや児童の見守り活動に参加してみましよう		
	継続	○交通事故にあわないように気を付けましよう		
	継続	○活動の中で危険な箇所を探して、地域に情報提供ましよう	事業所、 団体	○見守り協定への参画 ○地域での見守り活動への協力
	継続	○スクールガードや児童の見守り活動に参加してみましよう		
	継続	○常日頃から交通安全に努めましよう		
社会福祉協議会	継続	○地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）や各種教室を活用し、防犯意識を広める活動を行います	社会福祉協議会	○地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）事業 ・警察や消費生活センターとの連携による防犯意識の普及 ○第2層協議体の活動周知 ・住民主体の見守り活動の推進・知る機会の創出 ○赤い羽根共同募金「地域助成事業」を活用した地域の活動への助成
	新規	○地域の活動を支援するため、活動のための費用を助成まします		
町	変更	○小中学校や保育園において交通安全教育を充実させるほか、地域の協力を得て、安全体制の充実を図ります	学校教育課 こどもみらい課	○通学路安全プログラムの実施 ○学校安全（交通安全）の推進
	継続	○各小学校周辺の通学路の安全対策を実施まします	学校教育課 都市整備課 地域安全課	○通学路安全プログラムに基づく対策の実施 ○通学路のカラー舗装などの整備

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
	継続	○多重債務や悪質商法など、多岐にわたる消費者問題への相談を実施し、適切な対応を支援します	産業課	○消費生活センター相談事業 ・消費生活相談員による専門的な相談の実施
	継続	○自主的な防犯活動や交通安全活動を支援するとともに、特殊詐欺等への防犯及び交通安全の意識高揚に努めます	地域安全課	○町交通安全協会や町防犯連絡協議会との連携による啓発活動 ○防犯・交通安全のための各種教室実施 ○県、警察、各種団体との連携による防犯・交通安全意識の醸成 ○特殊詐欺被害防止機能付電話機購入助成
	継続	○高齢者による交通事故を防止するため、教室の開催や運転免許の自主返納者への支援を行います	地域安全課	○高齢者向け交通安全教室の実施 ○運転免許証の自主返納推進事業 ・65歳以上の運転免許証自主返納者へのデマンドバス「たんたん号」の回数券の交付

基本目標3 適切な支援につなぐ仕組みづくり

<今後5年間で目指す姿>

《情報の量について》

- 本人や家族の状況により様々な困難を抱えても、高齢者、障害者、子育て、生活困窮、権利擁護などのサービスや支援の情報にすぐにつながるよう、きめ細やかに情報を発信しています。

《情報の周知について》

- 各世代が向き合う困難さや生活課題について、町、社会福祉協議会のホームページなどをはじめとし、地域包括支援センター、障害児者基幹相談支援センター、子ども家庭センター、成年後見制度中核機関、その他の専門職などによる情報を伝達する仕組みの強化（情報伝達の対象や方法の検討、ツールの見直しなど）により、誰もが適切な支援につながり、一人ひとりが自分らしく生きやすい地域となっています。

<基本目標>

<施策>

基本目標3
適切な支援につなぐ
仕組みづくり

1 高齢者、障害者、子育て支援の充実

2 生活困窮者、就労が困難な方等への支援の充実

3 権利擁護の推進

4 福祉サービスの充実

1 高齢者、障害者、子育て支援の充実

<現状・できたこと>

- 支援を必要としている人に真に必要な支援を行うため、各関係機関同士が様々な角度から連携して支援を実施しています。
- 住民による障害児者や認知症高齢者等への支援を進めるため、障がい児者サポーター養成講座、認知症サポーター養成講座を実施しています。
- より専門的な相談支援を行うため、高齢者等を支援する地域包括支援センター、障害者等を支援する障害児者基幹相談支援センター、こどもや保護者、ヤングケアラー等を支援するこども家庭センターを設置しています。
- 手助けが必要な方を知らせるヘルプマーク、ヘルプカードについて、広報紙等により周知しています。
- 事業所に働きかけを行い、医療的ケア児にも対応する児童発達支援センターの設置に向け準備を進めています。

<課題>

- 国や県の施策の傾向、現場からの声などを積極的に取り入れ、さらなるニーズをキャッチしながら、施策を強化・拡充していくことが期待されます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・新生児の検査結果後のフォローがなく不安
- ・こども医療費無料化の充実が良い
- ・保育園の定員によって、2か所の施設へ預けることになる
- ・入りたい保育園には入れず、受けられるサービスに格差が生まれている
- ・町内に未就学児が利用する児童発達支援事業所がない
- ・塩谷郡に医療的ケア児と肢体不自由児が利用できる児童発達支援事業所がない
- ・先生の増員やボランティアで不登校の子どもたちを見守る教室を作ってほしい
- ・ヤングケアラーの手助けの充実
- ・80歳を過ぎると、何かと不安がいっぱい
- ・高齢者対象に生きがいづくり、体操教室の開催
- ・高齢者、障害者、一人住まいの人を把握し、地域福祉・サービス向上へつなげる
- ・ひとり暮らし高齢者に、安全の確認連絡がほしい
- ・居住介護サービスの充実
- ・带状疱疹の予防接種の代金援助の検討
- ・家族（本人）の苦しみ（苦労）は直接その人に聞くべき
- ・76歳の独居老人だが、年に一度のコンタクトもない
- ・ひとり暮らし高齢者が楽しく生きがいを持つ福祉活動をお願いしたい
- ・必要な人に支援する事が重要でおしつけは良くない
- ・必要な人に必要な物、手段を必要な時に簡単に安く提供する
- ・シルバー人材センターもあるが、もっと広範囲の何かできることが欲しい

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組		
住民	継続	○高齢者、障害者、子育ての分野について理解を深めるため、講習会や勉強会に積極的に参加しましょう	住民	○福祉学習への参加 ○障がい児者サポーター養成講座への参加 ○講座や講演会、研修会への参加		
	継続	○高齢者、障害者、子育て中の方が困っていたら、お互い様の精神を持って関わりましょう				
	継続	○ヘルプマーク、ヘルプカードのことを知り、自分のできる形で関わりましょう				
	継続	○組織内で高齢者、障害者、子育ての分野について理解を深めるため、講習会や勉強会を積極的に開催しましょう			事業所、 団体	○認知症サポーター養成講座 ○エコ・フェスタ さくらフェスタへの参加・出店 ○障害者優先調達事業の利用
	継続	○イベントは障害がある方や高齢者でも参加しやすい企画を心がけましょう				
	新規	○障害者就労施設が供給する物品の購入や作業の依頼を拡大しましょう				
継続	○高齢者、障害者、子育てへの支援の知識と情報を提供する各種講座を、ボランティアセンターで実施します	社会福祉 協議会	○障がい児者サポーター養成講座への協力 ○高齢者見守り配食サービス事業（委託） ○在宅福祉ネットへの参加 ○団体の運営支援 ・高根沢町シニアクラブ ・高根沢町ひとり親家庭福祉会 ・高根沢町身体障害者福祉会			
継続	○高齢者見守り配食サービスを通じて、ひとり暮らし高齢者の安否確認を行います					
継続	○シニアクラブ、ひとり親家庭福祉会、身体障害者福祉会の活動を支援します					
継続	○在宅福祉ネットワークに参画して、福祉事業所とのネットワークの強化を推進します					

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
町	継続	○高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら楽しく生活できるよう、「地域包括ケアシステム」を構築します	健康福祉課	○地域包括支援センターの配置 ○地域支援事業の実施
	継続	○地域住民をはじめ、小中高校生徒にも認知症に対する理解を広めます	健康福祉課	○認知症サポーター養成講座の実施
	継続	○障害のある方のニーズの多様化に対応できる体制を整えるとともに、その家族の地域生活を支援します ○障害のある方が地域で安心して暮らしていけるよう、障がい児者サポーター養成講座を開催します	健康福祉課	○障害福祉サービス事業 ○地域生活支援事業 ○障害者地域生活相談支援事業（すまいる・いぶき） ○障害児者基幹相談支援センターの設置 ○障がい児者サポーター養成講座
	変更	○子育て世帯のニーズに沿った子育て支援サービスの充実と、様々な情報提供の充実を図ります	こどもみらい課 健康福祉課	○子ども・子育て会議事業 ○利用者支援事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○一時預かり事業 ○「赤ちゃんの駅」設置事業
	継続	○こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行います	こどもみらい課 保健センター	○こども家庭センターの設置 ○母子健康手帳の交付 ○産前産後健診費用助成 ○産前サポート事業 ・マタニティ教室、マタニティキーホルダーの配布、マタニティ相談 ○産後サポート事業 ・産後ケアサービス(宿泊・日帰り)、産後ケア(助産師の訪問)、生活サポート(産後ヘルパー派遣)、産後交流会 ○赤ちゃん訪問 ○乳幼児健診 ・4か月健診、10か月健診、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

1 高齢者、障害者、子育て支援の充実

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
				○子育て支援事業 ・離乳食教室、育児相談、ことばの相談、こころの相談、こども相談、5歳児のびのび相談、幼児のフッ素塗布事業、療育教室
	継続	○特別な支援が必要な児童生徒への相談支援活動等を実施するとともに、福祉サービスの活用を周知します	学校教育課	○就学相談の実施 ○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
	継続	○手助けが必要な方を知らせるヘルプマーク、ヘルプカードの周知を図り、着用を推進します	健康福祉課	○広報たかねざわでの周知・窓口での配布
	継続	○地域医療を充実するため、専門の医療機関の誘致に努めます	保健センター	○産科誘致事業



2 生活困窮者、就労が困難な方等への支援の充実

<現状・できたこと>

- 各機関が提供できる既存の制度を活用し、周知を図ることで、生活困窮者や就労が困難な方等に支援が行きわたるよう連携して施策を展開しています。
- 住民アンケートでは、日頃の生活での悩みや不安として、「収入（生計）が不安」が多くあげられています。
- 食生活が困難な方を支援するため、フードバンクたかねざわ事業に事業所、団体、住民からの協力が得られているとともに、こども食堂の運営が行われています。
- 町、社会福祉協議会による自立支援として、生活福祉資金の貸付や日常生活自立支援事業（あすてらす）を行うとともに、就学に係る費用や医療費などについては各種の助成制度により支援しています。

<課題>

- 住民、事業所、団体はフードバンクたかねざわへの寄付活動やボランティア活動に関心を持ち実践することや、日頃から福祉の分野に対して自分にできることは何かを考え、それを社会に還元していこうとする発想を持つことが期待されます。
- 町、社会福祉協議会は、生活困窮者等の把握に努め、適切な支援制度の利用につなげ、自立を支援することが期待されます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・フードバンクたかねざわの取組は大変良い
- ・物価高で生活水準を下げなければならないので、金銭的な援助があると助かる
- ・手当が欲しい

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組	
住民	継続	○フードバンクたかねざわやボランティア活動に協力をしましょう	住民	○こども食堂の利用・協力 ○フードバンクたかねざわへの協力	
	継続	○こども食堂の役割を知り、可能な形で協力しましょう			
	継続	○就労に困難を抱える方の雇用に、積極的に取り組みましょう			
	継続	○利用できる施設情報などを、子どもの学びの場などに提供しましょう			
	継続	○持てる知識や経験を活かして、ひきこもりや罪を犯した方などの社会復帰の場を支援しましょう			
社会福祉協議会	継続	○生活困窮者、就労が困難な方が自立した生活が送れるよう、貸付事業を行います	社会福祉協議会	○フードバンクたかねざわの実施 ・フードバンクたかねざわ窓口の常時開設 ・フードボックス提供 ・フードドライブ実施 ○教育支援の活動への支援 ○福祉金庫の運営、生活福祉資金、日常生活自立支援事業(あすてらす)の実施	
	継続	○各分野で余分になった食料を、食べ物に困っている人に提供する「フードバンクたかねざわ」を運営します			
	継続	○子どもたちの学びの場「学習支援」の運営を支援します			
	継続	○児童生徒が進学に必要な文具等の寄付を募り、提供する仕組みをつくります			
町	継続	○経済的に不安定な子育て家庭に対し、子どもの健やかな成長を支援するため、助成の充実を図ります	学校教育課 こどもみらい課	○就学援助制度の実施 ○医療費助成事業(こども・ひとり親) ○手当給付事業(児童手当・遺児手当) ○副食費減免関係(幼稚園・保育園等)	
	継続	○生活困窮世帯の児童生徒に、学びの機会を提供します	健康福祉課 学校教育課		○学びの教室(県学習支援事業)開催支援
	継続	○生活に困難を抱えている方や就労が困難な方、制度のはざまにいる人(ひきこもり、犯罪を犯した方等)への相談体制を充実し、各機関と連携しながら支援を行います	健康福祉課		○生活困窮者自立支援事業(県事業)
	継続	○就労が困難な方等の働く場の確保や情報提供に努めます	健康福祉課 産業課		○ハローワーク相談会

3 権利擁護の推進

<現状・できたこと>

- 認知症や知的障害など何らかの障害により判断能力が十分ではない方の支援として、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（あすてらす）や成年後見制度の利用を図ることで、住民の権利が適切に守られるよう事業を展開しています。
- 社会福祉協議会では、日常生活自立支援事業（あすてらす）による支援を進めるため、あすてらす支援員の研修を行っています。
- 町では、関係機関との連携を行う成年後見制度の中核機関を設置するとともに、成年後見制度の説明会を開催しています。
- 終活への意識を高めるため、高根沢町版エンディングノートの普及を行っています。

< 課 題 >

- 高根沢町版エンディングノートの活用や町成年後見制度中核機関をはじめとし、新たに展開していく事業を軌道に乗せ、支援を要する方が相談をし、有益な支援が提供できるよう工夫していく必要があります。
- 権利擁護は特別なことではなく身近なものであり、不安を感じたら、ためらわずに関係機関や相談ダイヤル等で相談することが望まれます。
- 日常生活自立支援事業（あすてらす）による支援を進めるため、引き続きあすてらす支援員研修の実施が望まれます。
- 住民の成年後見制度への理解が深まるよう情報提供を進めるとともに、尊厳ある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図るため、制度利用の支援体制の強化が必要です。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

（該当意見なし）

<それぞれの役割及び対応する事業・取組>

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
住民	継続	○身の回りで権利を表明することが困難な方がいないか、気にしてみましょう	住民	○エンディングノートの活用 ・使い方講座の受講 ○成年後見制度に関する説明会等への参加
	継続	○あすてらす支援員として権利擁護活動に協力しましょう		
	継続	○エンディングノートなどを活用し、医療などでの意思、財産寄付などを記しておきましょう		
	継続	○身の回りで虐待の可能性を感じたら、専用ダイヤルや町に連絡しましょう（児童相談所全国共通ダイヤル：189）		
	新規	○成年後見制度について関心をもち、理解を深めましょう		
	継続	○権利擁護の制度に理解を深め、利用者に助言できるように努めましょう	事業所、団体	
社会福祉協議会	継続	○判断能力に不安がある方の金銭管理代行を通じて、権利擁護に取り組みます	社会福祉協議会	○日常生活自立支援事業（あすてらす）の実施 ○あすてらす支援員研修の実施
	継続	○住民の権利擁護活動への参加協力を促すため、支援者となるための研修を実施します		
町	変更	○成年後見制度の周知とともに、その利用を支援するため、成年後見制度中核機関を運営し、意思決定支援のためのネットワークを構築します 【高根沢町成年後見制度利用促進基本計画】	健康福祉課	○成年後見人報酬助成 ○本人の意思決定支援のためのネットワークの形成 ○成年後見制度中核機関の運営・利用促進（専門職や関係機関による連携・支援、裁判所への申立て支援、町長申立て） ○成年後見制度に関する広報活動、説明会の開催
	変更	○関係機関との連携を強化し、DVや虐待防止に対応する相談体制を強化します	健康福祉課 こどもみらい課	○虐待防止マニュアルの活用 ○こども家庭センター ○要保護児童対策地域協議会
	継続	○身寄りがない方が亡くなった後の支援をします	健康福祉課	○行旅死亡人取扱費事業

【高根沢町成年後見制度利用促進基本計画】

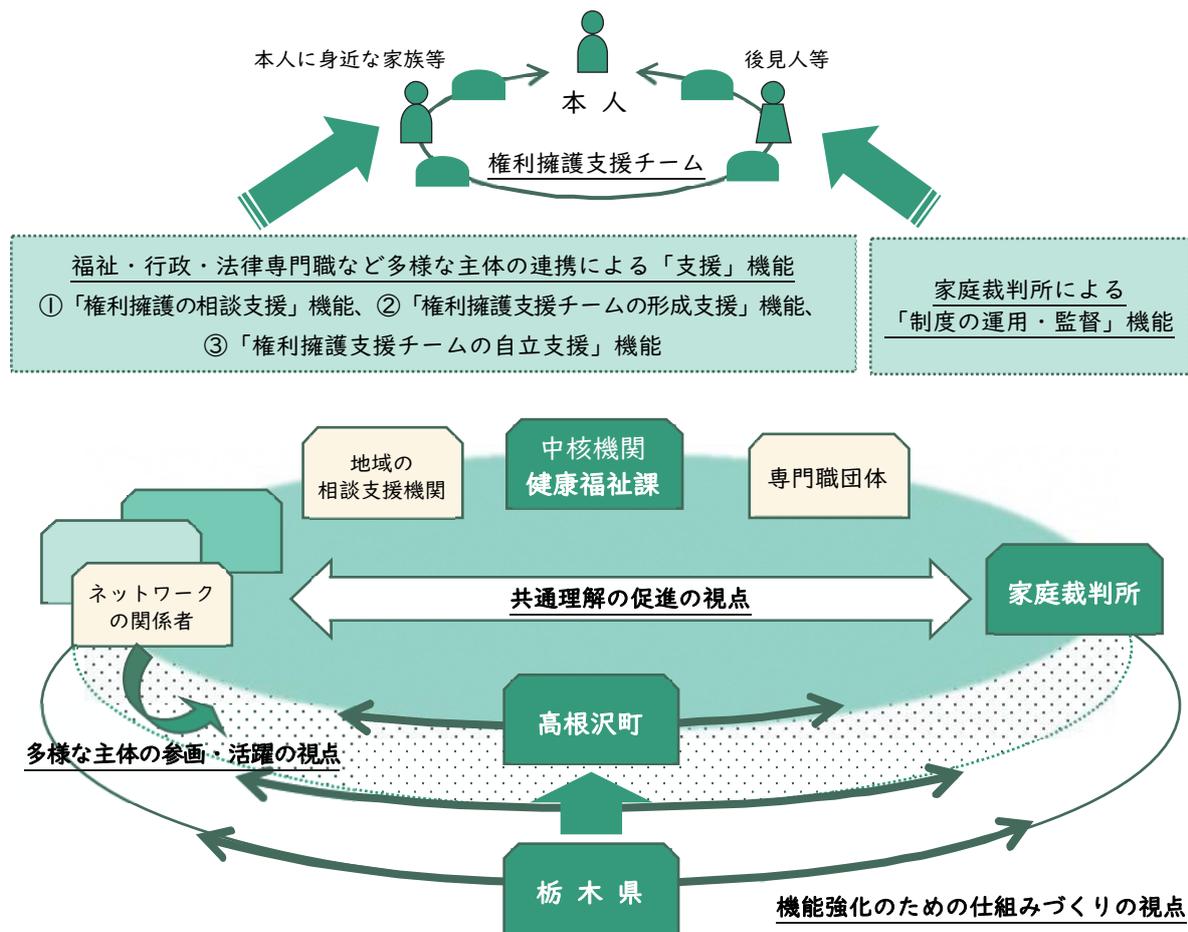
(1) 成年後見制度等の周知と利用支援

取組	内容	担当課
①成年後見制度等の普及	○住民の成年後見制度への理解を深めるため、広報紙、ホームページ等による情報提供を進めます。	健康福祉課
	○認知症や知的障害など何らかの障害により判断に不安がある方に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援するため、社会福祉協議会による日常生活自立支援事業（あすてらす）の普及を図ります。	社会福祉協議会
②成年後見制度等の利用支援	○本人や親族等による制度利用の申立てが困難な場合に、町長が代わって申立てを行う成年後見制度利用支援事業を進めます。	健康福祉課

(2) 成年後見制度の運用体制の強化

取組	内容	担当課
①中核機関・協議会の運営	○成年後見制度を円滑に実施するため、健康福祉課を中核機関として、協議会の運営を図ります。	健康福祉課
②担い手の確保・育成	○制度の利用を支援する人材を確保するため、市民後見人の養成について情報提供を進めます。	健康福祉課
③地域の見守り活動等との連携	○民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所等と連携し、制度の利用が望ましい方への情報提供及び利用への支援に努めます。	健康福祉課
④地域連携ネットワークの整備	○権利擁護支援を担う福祉・行政・法律専門職・家庭裁判所等の関係者が連携・協力し、制度利用者の状況に応じた適切な支援につなげるため、地域連携を進めるネットワークの整備を図ります。	健康福祉課

■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ図



各組織・機関の概要

項目	内容
権利擁護支援チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行います。 ○福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようになります。
協議会	<ul style="list-style-type: none"> ○専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進める仕組みです。 ○成年後見制度を利用する事案だけでなく、「権利擁護支援チーム」に対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設けます。
中核機関	<ul style="list-style-type: none"> ○地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関です。 ○本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言、権利擁護支援の内容の検討、支援を適切に実施するためのコーディネートをを行います。 ○専門職団体・関係機関の協力・連携を強化するため、関係者のコーディネート（協議会の運営等）を行います。

4 福祉サービスの充実

<現状・できたこと>

- 工夫した情報発信や交流機会の創出により、地域住民と関係機関がつながりを持てるよう、また横断的にサービスを提供し、よりよい形での支援を行うことができるよう働きかけています。
- 住民アンケートでは、福祉サービスを利用しない理由として、「制度や仕組みがよくわからない」が約6割となっています。
- 社会福祉協議会では、中学校区ごとに設置している生活支援協議体の活動を支援するとともに、地域課題の把握や情報の提供を行う地区座談会の開催、地域の居場所（ふれあいいきいきサロン）事業による福祉事業所との連携、介護・介助用具の貸出を行っています。
- 町では、高齢者、障害児者、こどもの各分野の福祉計画を推進するとともに、各種のサービス案内冊子を作成し、情報提供を行っています。
- 複合した課題に対応するため、社会福祉協議会による地域支えあいセンターまるっとの活動を支援しています。

<課題>

- 住民は他の住民や関係機関に、関係機関は住民に、お互いが情報を交換し、対話的に福祉が実践できるよう各自の役割を自認し、積極的に行動に移すことが期待されます。
- 社会福祉協議会は、生活支援協議体を通じて地域の福祉活動のさらなる展開を図ることが期待されます。
- 町は、福祉サービスや制度について情報提供を進めるとともに、サービス提供事業者と連携し、高齢者、障害児者、児童等のニーズに対応したサービス提供体制を確保していくことが期待されます。

■令和5年度 住民アンケート自由記入意見（抜粋）

- ・ひとり暮らしの若者や中年が受けられる福祉サービス（電話相談や、食料品の支援、病院への送り迎え）の増加とその情報発信
- ・各人に合った内容で支援して欲しい
- ・特別養護老人ホームの増設を希望
- ・老人施設・デイサービス・ショートステイ等を増やす
- ・町内の障害者（車いす）の入所施設をもっと増やしてほしい
- ・町全域をカバーはできないので、集中して行く場所を戦略的に選択することが重要
- ・ボランティアに頼らずに、持続可能な福祉政策を検討する
- ・施設の方々の生活環境が良くなってほしい
- ・高齢者本人たちが利用したくなるような福祉サービスの宣伝をする
- ・高齢者が増え、福祉サービスが十分に受けられるのか不安
- ・小規模多機能型居宅介護がうまく機能していない
- ・福祉サービスが充実している反面、料金が低い
- ・高齢、児童に手厚すぎる
- ・高根沢町は、全体的に福祉的な介入にやる気を感じられず頼りにできない
- ・現在の実態を知ることが今やるべきこと
- ・役場は役場、社会福祉協議会は社会福祉協議会という縦割り意識が感じられ、双方重なる部分が多くあり、連携し対応してほしい



＜それぞれの役割及び対応する事業・取組＞

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組	
住民	継続	○福祉課題があった時、まず自分たちのできることを考えましょう	住民	○第2層協議体への参加 ○広報紙などでの情報収集	
	継続	○広報紙等に目を通し、意識して情報を得るようにしましょう			
	継続	○福祉サービスの情報を、クチコミするなど周りに提供しましょう			
	継続	○地域に積極的に出向き、福祉の情報を提供しましょう			事業所、 団体
	継続	○見学会やイベントなどを開催し、地域の方との交流の場をつくりましょう			
社会福祉協議会	継続	○中学校区ごとに設置した第2層協議体をさらに周知し、高齢課題だけにとらわれない協議機関として活用できるように取り組みます	社会福祉協議会	○第2層協議体活動の支援 ○SNSを活用した情報発信 (LINE、Facebook、Instagram) ○地区座談会の開催 ○車いす貸与事業 ○地域の居場所(ふれあいいきいきサロン)事業	
	継続	○地域の課題把握と情報提供のため、住民の声を聞く場を設置します			
	継続	○介護・介助用具などを貸出、住民の自助を応援します			
	継続	○地域の居場所(ふれあいいきいきサロン)などを活用して福祉事業所と住民をつなげる機会をつくり、福祉サービスの理解を深めます			
町	継続	○高齢者、障害者、子どもといったそれぞれの分野における福祉サービスの充実を図ります	健康福祉課 こどもみらい課	○高齢者サービス案内冊子での周知 ○生涯いきいきプラン(高齢者総合福祉計画・介護保険事業計画) ○障害者元気プラン(障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画) ○子ども・子育て支援事業計画	
	継続	○複合した課題に対応するため、分野を横断した福祉サービス(共生型サービス)の充実を図ります	健康福祉課		○地域支えあいセンターまるっとの活動支援

4 福祉サービスの充実

主体	区分	それぞれの役割	担い手	対応する事業・取組
	継続	○人材を確保するため、事業所の求人等の周知や、イベント等における地域貢献活動のPRなどの情報提供を行い、福祉職の確保につなげていきます	健康福祉課	○事業所の求人や地域貢献活動のPRなどの情報提供
	変更	○町ホームページにおける福祉サービスの情報やパンフレット等の内容について、こまめな見直しや情報の更新を心がけます	健康福祉課 こどもみらい課	○町ホームページの介護情報随時更新 ○高齢者サービス案内冊子での周知 ○障がい児者福祉ガイド ○子育て応援隊、パパママ応援ブックの町ホームページ情報更新、町ホームページや情報冊子の更新 ○保育園入園のしおりの見直し ○母子手帳アプリの活用



第7章 計画の推進

1 推進体制

(1) 計画推進委員会の設置

○地域共生社会の実現に向け、全町的に計画を推進するため、策定時のワーキンググループメンバーを主として、新たに住民・福祉関係者等を交えた「計画推進委員会」を設置し、計画の進捗状況や新たな課題への対応方策について検討を行います。

(2) 各相談窓口や福祉活動との連携

○地域住民の困りごとや各相談窓口における相談対応実績、各団体の福祉活動からの課題について、町全体で共有し対応体制の強化を図ります。

(3) 住民との情報共有

○計画の進捗状況及び地域の福祉課題を住民と共有できるよう、町及び社会福祉協議会の広報紙、ホームページ、SNSなどにより周知に努めます。

2 計画の進行管理

○PDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）の考え方により、町関係各課及び社会福祉協議会における事業の進捗状況を把握し、「計画推進委員会」への報告を行います。

資料

1 高根沢町地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成30年5月1日

告示第76号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、計画案を検討するため、高根沢町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 計画の案を策定すること。
- (2) 計画を策定するために必要な調査及び研究をすること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者で構成し、町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体から推薦を受けた者
- (3) 公募による者
- (4) 町の職員

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、必要に応じて随時開催する。
- 3 委員長は、必要に応じて議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2 高根沢町地域福祉活動計画策定方針

1 趣旨

高根沢町社会福祉協議会（以下「本会」という。）は地域の福祉課題を整理し、地域住民や福祉事業所、民間団体等が相互協力して地域の福祉課題の解決を目指して活動できるよう、具体的な内容を示した「高根沢町地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定する。

2 目的

活動計画は、町内の地域住民や福祉事業所・団体の参加を得て、地域で解決すべき福祉課題を把握し、解決に向けた活動の内容を明らかにする。また、地域住民や福祉事業所・団体で取り組むべき活動の内容についても明らかにする。

3 策定期間

令和6年度中の策定を目指すものとする。

4 計画期間

令和7年度から令和11年度の5年間とする。

5 策定体制

活動計画策定にあたっては、以下の体制で臨むものとする。

（1）活動計画策定委員会

地域福祉活動を推進するとともに、地域住民や福祉事業所・団体による地域福祉活動を推進していくために、計画策定にあたって、住民各階各層の意見をまとめ、計画案を作成する組織として活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を組織するものとする。

委員会は、高根沢町で策定する高根沢町地域福祉計画との整合性を図るため、高根沢町地域福祉計画策定委員会委員を充てるものとし、高根沢町地域福祉計画策定委員会との合同開催とする。

（2）補助組織

計画策定にあたって、住民意見をまとめるために、地域住民、福祉事業所・団体等をメンバーとしたワーキンググループ会議を開催する。

（3）理事会及び評議員会

委員会が策定した活動計画案を承認・決定する機関とする。

（4）事務局

本会の職員で構成され、計画策定に係る事務支援を行うものとする。

3 計画策定委員会委員名簿

任期：令和6年9月20日～計画策定完了日

NO	氏名	所属及び役職	摘要
1	森 弘 子	町議会代表 (くらしづくり常任委員会委員長)	推薦
2	岩 崎 公 熙	町自治会連合会代表 (副会長)	推薦
3	大 貫 裕 章	在宅福祉ネット代表	推薦 (有識者)
4	栗 野 望	次世代たかねざわ代表 (児童館きのこのもり児童厚生員)	推薦 (有識者)
5	山野井 紀 泰	社会福祉協議会事務局長	推薦
6	◎鯨 坂 英 一	町民生児童委員協議会代表 (副会長)	推薦
7	安 達 奈 美	町人権擁護委員会代表 (会長)	推薦
8	佐 藤 豪 男	町教育委員会代表 (委員)	推薦
9	○濱 崎 香 織	公募委員	公募委員
10	岡 本 律 子	公募委員	公募委員
11	齋 藤 雅 人	こどもみらい課長	町職員
12	加 藤 敦 史	学校教育課長	町職員
13	檜 山 史 進	健康福祉課長	町職員

注) ◎：委員長、○副委員長

4 ワーキンググループ会議名簿

NO	分野	氏名	所属
1	地域	野口昌宏	町自治会連合会
2	地域	水沼喜代子	町民生児童委員協議会
3	地域	齋藤キイ	町民生児童委員協議会
4	高齢	町田佳久	高根沢東地域包括支援センター
5	高齢	加藤正秋	町シニアクラブ
6	高齢	七浦広美	とちぎ訪問看護ステーションたかねざわ
7	障害	織間洋子	町障害児者基幹相談支援センター
8	障害	菅間直子	町障害児者生活支援センターすまいる
9	障害	河合明子	合同会社リビングアーティスト
10	子育て	木村厚志	陽だまり保育園
11	子育て	三好玲子	町こどもみらい課
12	子育て	茂呂美智子	町学校教育課
13	子育て	栗橋幸子	ひとり親家庭福祉会
14	商工	矢野和美	町商工会
15	商工	永山文雄	森山産業株式会社 宇都宮工場
16	福祉	野澤悦夫	県北健康福祉センター

5 策定経過

年 月 日	事 項
令和5年12月 ～令和6年1月	高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定のための住民アンケートの実施
令和6年10月4日	第1回高根沢町地域福祉計画・高根沢町地域福祉活動計画策定委員会 ○「地域福祉計画」・「地域福祉活動計画」について ○住民アンケート結果について ○第1期高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画の内容検討について
10月29日	ワーキンググループ会議 ○高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について ○基本目標について
11月15日	第2回高根沢町地域福祉計画・高根沢町地域福祉活動計画策定委員会 ○第2期高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
12月13日 ～令和7年1月10日	パブリックコメントの実施
2月5日	第3回高根沢町地域福祉計画・高根沢町地域福祉活動計画策定委員会 ○パブリックコメントの実施結果について ○第2期高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）、概要版案について

6 用語説明

行	用語	意味・解説	初出頁
あ	赤ちゃんの駅	公共施設や民間施設など、誰でも自由におむつ替えや授乳ができるスペースの愛称。	78
	インクルーシブ	障害の有無や性別、人種などの違いなど、すべてを包括する、包み込むこと。	75
	SNS	SNSは、Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマートフォン・パソコン用のサービス（LINE、Facebook、Instagramなど）の総称。	23
	SDGs	SDGsは、Sustainable Development Goals（サステナブル・ディベロップメント・ゴールズ）の略で、2015年9月の国連サミットによる2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す持続可能な開発目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。	3
	エンディングノート	自分の終末期や死後について、自分の意思や希望などを書き留めておくもの。もしもの時の医療やケアについて前もって考え、家族や信頼する人など大切な人に伝えられるよう、令和5年3月に、高根沢町版のエンディングノート「わたしのことノート」を作成している。	93
か	学習支援	家庭の経済的な事情で塾などに通えず、進学や就労に必要な知識を十分に得られない子どもを対象とした個別学習支援。	54
	共生型サービス	平成29年度の介護保険法と障害者総合支援法の改正に伴い、障害がある人が65歳以上になっても、介護保険と障害福祉サービスを一体的に利用できる仕組み。	99
	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。	17
	こども家庭センター	妊産婦及びすべての子どもとその家族のあらゆる相談に対応するため、「こども家庭センター」をこどもみらい課と保健センターの連携により開設しています。身近な相談機関として、保健師、助産師、こども相談員（保育士）などの専門職が相談に応じ、切れ目のない横断的な継続支援を行います。	86
	こども食堂	地域住民や事業所や自治体が主体となり、無料または低価格帯で子どもたちに食事を提供するコミュニティの場。	42
さ	災害ボランティア	大規模な自然災害が発生した際、見返りを求めず、自発的に行う被災地への支援活動。一日でも早く元の生活に戻ることができるよう手伝えることを目的とし、力仕事から事務作業、心のケアなど様々な活動がある。	38

行	用語	意味・解説	初出頁
	自主防災組織	「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織。	79
	地震・洪水 ハザードマップ	台風や大雨などによる大規模な洪水や土砂災害の危険性が増加した場合や大規模な地震が発生した場合に、被害が発生する地域や被害の程度を予想し、住民の被害を最小限に抑えることを目的として避難行動や災害に対する事前準備に関する情報をまとめたもの。	81
	児童相談所全国 共通ダイヤル	子どもの虐待などが疑われる場合に、児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号（189）。	94
	シニアクラブ	地域を基盤とする高齢者の自主的な組織（老人クラブ）。	38
	志民活動センター	地域の課題解決に向けて、個人・企業・NPO及び行政が相互に連携し、『助け合いのあるまちづくり』を目指して活動する組織。	32
	終活	人生の終焉に向けた事前準備のための活動のこと。残される家族や周囲の人のために、葬儀やお墓、相続、身の回りの整理などの準備を行うこと。	93
	障がい児者 サポーター	障害児者について正しく理解し、障害のある方への援助や配慮を行うボランティア。	11
	消費生活センター	専門の消費生活相談員による消費生活にかかわる相談や苦情を受け付ける窓口（平成28年4月町産業課内に開設）。	83
	スクールガード	児童生徒の登下校時の安全確保や周辺地域の子どもを守る巡回パトロール等の防犯活動を行う自主的な組織。	58
	生活困窮者	現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。	14
	生活支援協議体	地域の多様な主体で構成し、定期的な情報共有や、これから自分たちの地域をどのようにしていきたいかを話し合う場（町全体の第1層協議会、中学校区2か所の第2層協議体で運営）。	32
	生活支援コーディネーター	地域における生活支援・介護予防サービスを充実するため、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などの役割を担う人（地域支えあい推進員）。	32
た	ダブルケア	1人の人や1つの世帯が、同時期に介護と育児の両方に直面している状態のこと。	1
	地域支えあい センターまるっと	重層的支援体制整備事業として令和3年度に高根沢町社会福祉協議会内に設置し、複合した相談を受け止める「総合相談窓口」、相談者の活躍の場を作り出す「ボランティアセンター」、相談者を支える地域組織を創設・応援する「志民活動センター」の3つの役割に、相談者の権利を守る「あすてらす」を加えた4つの機能を兼ね備えた相談機関。	1

行	用語	意味・解説	初出頁
	地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体化して包括的な支援・サービスを提供する体制。	89
	地域防災計画	災害対策基本法の規定に基づき、地方自治体の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。	81
	地域見守り協定事業所	高齢者等の見守りや緊急事態に対応するために、町と協定を締結した事業者や福祉事業を行う団体等。	61
	中核機関	成年後見制度の「中核機関」を町健康福祉課に設置しており、本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言、権利擁護支援の内容の検討、支援を適切に実施するためのコーディネートを行うとともに、専門職団体・関係機関の協力・連携を強化するため、関係者のコーディネート（協議会の運営等）を行う。	1
	通学路安全プログラム	学校、教育委員会、道路管理者、警察署等の合同により、児童生徒の通学路や未就学児の集団移動経路の点検を行い、安全対策の充実を図るもの。	84
	DV	Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略で、配偶者や恋人など親密な関係にある、または親密な関係にあった人から振るわれる暴力のこと。	94
	デマンドバス「たんたん号」	定時定路線を走っているバスとは違い、利用者の希望する場所から場所まで（指定された範囲内）ドアtoドアでの移動が可能な交通システム。（要事前登録）	75
な	認知症サポーター	認知症について正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援するボランティア。	87
は	8050問題	高齢の親と働いていない独身の50歳代の子どもが同居している世帯に係る問題。	1
	バリアフリー	多様な人が社会に参加するうえでの障壁（バリア）をなくし、生活しやすくすること。	75
	避難行動要支援者	災害時に、家族などの支援だけでは避難することができない、または家族などの支援が受けられない在宅の方で、高根沢町にお住まいの次の1から6の該当者（住所・氏名・身体状況等の個人情報、地域の支援者や組織の方に提供することに同意が必要）が対象。 1 一人暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯 2 身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 3 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方 4 療育手帳A1・A2をお持ちの方 5 介護保険における要介護3以上の認定を受けている方 6 その他上記以外で援護が必要とされる方	15

行	用語	意味・解説	初出頁
	フードバンク	生活困窮者支援と食品ロス削減を目的に、住民や事業所等から寄せられた食糧を、様々な理由で食べ物に困っている方へ無償で提供する取組。（平成29年4月に高根沢町社会福祉協議会内に「フードバンクたかねざわ」を開設）	36
	フードドライブ	家庭で余っている食品を集めて、食品を必要としている地域のフードバンク等の生活困窮者支援団体、こども食堂、福祉施設等に寄付する活動のこと。	37
	福祉避難所	高齢者や障害を持った方など、身体等の状況により一般の避難所では生活が困難な要配慮者が安心して避難生活を送れるように開設する、バリアフリーやケア環境などが整った避難所。（町が指定する福祉避難所は8施設）	80
	福祉有償運送	要介護者や障害者等であって、一人ではタクシーなどの公共交通機関を利用することが困難な方に対して、ヘルパーの介助付きで行う運送サービス。	77
	ふれあいいいきサロン	地域の集いの場を、公民館や集会施設などを活用して開設し、地域住民のふれあいや、いきがづくり、仲間づくりの輪を広げる活動の場。	29
	ヘルプカード	障害などのある方が、困った時に周囲に援助や配慮をお願いしやすくするための情報を伝えるためのカード。	87
	ヘルプマーク	障害などがある方が、周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるマーク。	87
	防災士	自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待されることから、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得したことを日本防災士機構が認証した人。	79
	母子手帳アプリ	紙の母子健康手帳と併用するもので、手軽に子どもの予防接種や成長の記録ができ、町の子育てに関する情報をより得やすくなり、妊娠から出産、育児に関するサポートを可能にするもの。高根沢町では、令和5年10月1日より母子手帳アプリ「NIKO♡NIKO子育てアプリby母子モ」の運用を開始している。	100
	ボランティアセンター	ボランティアをしたい人・団体と、ボランティアを必要とする人・団体とをつなぐボランティアコーディネート業務や、ボランティアの情報収集・発信や各種講座の開催などを通して普及・啓発等を行う拠点。	26
ま	マイ・タイムライン	住民一人ひとりのタイムライン（防災行動計画）であり、大雨により河川水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。	79
や	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。	1

7 関係法令等

(1) 社会福祉法（抜粋）

昭和二十六年法律第四十五号

第十章 地域福祉の推進

第二節 地域福祉計画

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第三節 社会福祉協議会

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施

二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成

四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- 2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
- 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。
- 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の数分の五を超えてはならない。
- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(2) 成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

平成二十八年法律第二十九号

第一章 総則

(基本理念)

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第五章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第十四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(3) 再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

平成二十八年法律第四百号

第一章 総則

(基本理念)

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉

サービスの利用に係る支援に関する事項

四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(4) 地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（抜粋）

令和3年3月31日改正

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

I 市町村地域福祉計画

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
 - イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
 - ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
 - エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
 - オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
 - ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
 - ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
 - コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
 - サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
 - シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
 - ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
 - セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
 - ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - タ 全庁的な体制整備
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
 - ア 福祉サービスを必要とする地域住民に対する相談支援体制の整備
 - イ 支援を必要とする者が必要なサービスを利用することができるための仕組みの確立
 - ウ サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
 - エ 利用者の権利擁護
 - オ 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 複雑多様化した地域生活課題を解決するため、社会福祉を目的とする多様なサービスの振興・参入促進及びこれらと公的サービスの連携による公私協働の実現
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - ア 地域住民、ボランティア団体、NPO等の社会福祉活動への支援
 - イ 住民等による問題関心の共有化への動機付けと意識の向上、地域福祉推進への主体的参加の促進
 - ウ 地域福祉を推進する人材の養成
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項
 - ア 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備（法第106条の3第1項第1号関係）（1の(1)の④と一体的に策定して差し支えない。）
 - イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備（法第106条の3第1項第2号関係）
 - ウ 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築（法第106条の3第1項第3号関係）
- ⑥ その他
 - 市町村社会福祉協議会の基盤の整備強化等

高根沢町ホームページ
をご覧になりたい方は、
こちらから



高根沢町社会福祉協議会
ホームページをご覧にな
りたい方は、こちらから



第2期高根沢町地域福祉計画・地域福祉活動計画
たかねざわ幸せプラン

発行日／令和7年3月

発行／高根沢町・社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会

編集／

高根沢町健康福祉課
〒329-1292

栃木県塩谷郡高根沢町大字石末2053

TEL：028-675-8105

FAX：028-675-8988

URL：<https://www.town.takanezawa.tochigi.jp>

社会福祉法人高根沢町社会福祉協議会
〒329-1225

栃木県塩谷郡高根沢町石末1825
(福祉センター内)

TEL：028-675-4777 (代表)

FAX：028-675-6953

URL：<https://www.takashakyo.jp>



社会福祉法人

高根沢町 *Takanezawa*
Council of Social Welfare
社会福祉協議会